

# 筑波ロー・ジャーナル

12号

2012年10月

## 資 料

EU欧州委員会「共通連結法人課税ベース(CCCTB)に関する理事会指令の提案」(2011年3月11日)

.....大野 雅人 1

## 論 説

カナダのインサイダー取引規制(1).....木村 真生子 95

商事法における会計基準の受容(18)——スイス(2)/オーストリア——

.....弥永 真生 113



# 目 次

## 資 料

EU 欧州委員会「共通連結法人課税ベース（CCCTB）に関する理事会指令の提案」（2011年3月11日） .....	大野雅人	1
---	------	---

## 論 説

カナダのインサイダー取引規制（1） .....	木村真生子	95
商事法における会計基準の受容（18） ——スイス（2）／オーストリア—— .....	弥永真生	113



資料

## EU 欧州委員会「共通連結法人課税ベース (CCCTB) に関する理事会指令の提案」

(2011年3月11日)

大野 雅人

本資料は、2011年3月11日にEUの欧州委員会が公表した、“Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on a Common Consolidated Corporate Tax Base (CCCTB)” (COM (2011) 121/4) の英語版の全訳である。ただし、末尾の附属文書 I～III (原文 67 頁～74 頁) 及び「提案についての法制・財政報告書」(原文 75 頁～84 頁) は省略している。

CCCTBに関し、この委員会提案に至る経緯、委員会提案の概要、EU加盟各国の反応等については、拙稿「CCCTBに関する2011年3月欧州委員会提案の概要と展望—ALPの海に浮かぶフォーミュラの貝殻—」(筑波ロー・ジャーナル11号43頁、2012年3月)、青山慶二「EUにおける共通統合法人税課税ベース指令案の予備的考察」(筑波ロー・ジャーナル11号1頁、2012年3月)及び上記論文に参考文献として記載された諸論文を参照していただきたい。CCCTB (Common Consolidated Corporation Tax Base) については、「連結法人課税標準の統一」、「一般的統合法人税課税ベース」、「共通統合法人税課税ベース」などの訳があるが、本稿では前掲拙稿と同様に「共通連結法人課税ベース」(増井良啓「法人税制の国際的調和に関する覚書」税研160号30頁、2011)の語を用いている。

また、翻訳に当たっては、特に手続規定に関し、植月献二「リスボン条約後のコミトロロジー手続—欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み—」(外国の立法249号3頁、2011年)を参考とした。

資料（大野）

なお、翻訳に当たってはできるだけ直訳を試みたが（そのため、前掲拙稿と訳が異なる部分の一部がある。）、原文の直訳では意味が分かりにくいと思われるために翻訳者が言葉を補った部分は、〔 〕で示している。

\*\*\*\*\*

欧州委員会（EUROPEAN COMMISSION）

ブリュッセル  
COM（2011）121/4  
2011/0058（CNS）

共通連結法人課税ベースに関する理事会指令の提案  
（Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE  
on a Common Consolidated Corporate Tax Base（CCCTB））

{SEC（2011）315}

{SEC（2011）316}

目次（TABLE OF CONTENTS）

説明のための覚書（EXPLANATORY MEMORANDUM）

1. 本提案の背景（CONTEXT OF THE PROPOSAL）
2. 利害関係者とのコンサルテーション及び影響評価の結果（RESULTS OF CONSULTATIONS WITH THE INTERESTED PARTIES AND IMPACT ASSESSMENTS）
3. 本提案の法的要素（LEGAL ELEMENTS OF THE PROPOSAL）
4. 予算への影響（BUDGETARY IMPLICATION）

共通連結法人課税ベースに関する理事会指令（COUNCIL DIRECTIVE on a

Common Consolidated Corporate Tax Base（CCCTB）

- 第1章 範囲（SCOPE）
- 第2章 基本的な概念（FUNDAMENTAL CONCEPT）
- 第3章 本指令に規定する制度の選択（OPTING FOR THE SYSTEM PROVIDED FOR BY THIS DIRECTIVE）
- 第4章 課税ベースの計算（CALCULATION OF THE TAX BASE）
- 第5章 タイミング及び数量化（TIMING AND QUANTIFICATION）
- 第6章 固定資産の償却（DEPRECIATION OF FIXED ASSETS）
- 第7章 損失（LOSSES）
- 第8章 本指令に規定する制度への加入及び同制度からの離脱に関する規定（PROVISIONS ON ENTRY TO AND EXIT FROM THE SYSTEM PROVIDED FOR BY THIS DIRECTIVE）
- 第9章 連結（CONSOLIDATION）
- 第10章 グループへの加入及びグループからの離脱（ENTERING AND LEAVING THE GROUP）
- 第11章 事業再編（BUSINESS REORGANISATIONS）
- 第12章 グループとその他の事業体との間の取引（DEALINGS BETWEEN THE GROUP AND OTHER ENTITIES）
- 第13章 関連企業間の取引（TRANSACTIONS BETWEEN ASSOCIATED ENTERPRISES）
- 第14章 濫用対抗規定（ANTI-ABUSE RULES）
- 第15章 透明事業体（TRANSPARENT ENTITIES）
- 第16章 連結課税ベースの按分（APPORTIONMENT OF THE CONSOLIDATED TAX BASE）
- 第17章 執行及び手続（ADMINISTRATION AND PROCEDURES）
- 第18章 雑則（FINAL PROVISIONS）
- 附属文書（ANNEXES）
- 附属文書Ⅰ〔法人形態のリスト〕
- 附属文書Ⅱ〔法人税のリスト〕
- 附属文書Ⅲ〔控除できない租税のリスト〕
- 提案についての法制・財政報告書（LEGISLATIVE FINANCIAL STATEMENT FOR PROPOSALS）

説明のための覚書（EXPLANATORY MEMORANDUM）

1. 本提案の背景（CONTEXT OF THE PROPOSAL）

共通連結法人課税ベース（CCCTB: the Common Consolidated Corporate Tax

Base) は、単一市場 (the Single Market) の発展に対するいくつかの主要な租税障害 (fiscal impediments) に取り組むことを目的とする。共通の法人課税ルールがないために、各国租税制度の相互作用はしばしば超過課税 (over-taxation) や二重課税 (double taxation) を引き起こし、企業は重い行政手続上の負担と高い租税コンプライアンス・コストに直面している。この状況は EU への投資意欲を妨げ、その結果、「ヨーロッパ2020—賢明で持続可能で包括的な成長戦略」<sup>1)</sup> に設定されている優先事項に逆行することとなる。CCCTB は、単一市場の完成に対する障害を取り除くための重要な第一歩であり<sup>2)</sup>、年次成長調査 (the Annual Growth Study)<sup>3)</sup> において、成長を刺激し雇用を創出するために前倒しで実行されるべき成長促進イニシアティブであるとされている。

提案された共通のアプローチは、各国課税制度の一貫性を保証するが、税率を統一 (harmonise) しようとするものではない。税率についての公平な課税競争は奨励される。税率の違いは域内市場 (the internal market) におけるある程度の税の競争 (tax competition) を許容し、税率に基づく公正な税の競争は一層の透明性を提供するとともに、加盟諸国に、彼らの税率の設定を通じて、彼らの市場の競争性と財政上の必要性の双方を考慮することを許容する。

CCCTB は、ヨーロッパ2010戦略で支持された、税制の再考及びより成長に親和的で環境に優しい課税 (more growth-friendly and green taxation) への移行に整合的である。共通〔課税〕ベース (the common base) の設計において、研究開発の支援は本提案の重要な目的である。CCCTB の下では、研究開発に関するすべての費用は控除される。このアプローチは、本制度を選択する企業

---

1) Communication from the Commission, 'EUROPE 2020 – A strategy for smart, sustainable and inclusive growth' – COM (2010) 2020, 3.3.2010.

2) Communication from the Commission, 'Towards a Single Market Act – For a highly competitive social market economy – 50 proposals for improving our work, business and exchange with one another' – COM (2010) 608, 27.10.2010.

3) Communication from the Commission, – 'Annual Growth Survey: advancing the EU's comprehensive response to the crisis', COM (2011) 11, 12. 01. 2010.

が研究開発に投資し続けるイニシアティブとして機能する。クロス・ボーダーにおいて相殺されるべき経済的損失がある限りにおいて、CCCTBの下での連結は共通〔課税〕ベースを取縮させる。しかしながら、一般には、主に資産の減価償却について保持される選択肢によって、共通〔課税〕ベースはこれまでのものよりも広い平均EU〔課税〕ベース（an average EU base）をもたらさざらう。

今日の単一市場の重要な障害には、独立企業アプローチ（the arm's length approach）を用いた移転価格の形式性（transfer pricing formalities）を遵守するためにかかる高いコストが含まれる。さらに、緊密に統合されたグループが彼ら自身を組織していることは、独立企業原則（the arm's length principle）に基づいた取引単位での価格付け（transaction-to-transaction pricing）はもはや利益配分のための最も適当な手続ではないかもしれないことを強く示している。クロス・ボーダーの損失の相殺の可能性は、EU内での限定された状況の下でのみ可能であり、そのことはクロス・ボーダーで活動している企業にとって超過課税をもたらしている。さらに、租税条約（DTCs: Double Tax Conventions）のネットワークは、単一市場における二重課税の排除についての適切な解決をもたらさない。何故なら、それは国際レベルにおいて、緊密に統合された状況というよりは、二国間の文脈で機能するように設計されているからである。

CCCTBは、EUの税務上の居住者である企業、及び第三国の企業のEUに所在する支店の課税ベースを計算する共通ルールの制度である。特に、この共通の課税枠組み（the common fiscal framework）は、各企業（及びその支店）の個別の課税所得の計算、企業が他のグループの構成員であるときは個別の課税所得の連結の計算、そして各加盟国への連結課税ベースの按分の計算に関するルールを規定している。

CCCTBは、すべての規模の企業に適用可能である。多国籍企業は、単一市場におけるいくつもの租税障害の現実から解放され、中小企業が他の加盟国に活動を拡張する際のコストは低下するだろう。本制度の適用は任意である。す



すべての企業が国境を越えて取引をするわけではないことから、CCCTBは、その国の領域を超えて活動を拡張しようと計画していない企業に対し、新たな税システムに移行するための費用の負担を強制するものではない。

調和（harmonization）は、課税ベースの計算のみを含み、会計計算（financial accounts）には干渉しない。したがって、加盟諸国は会計計算に関する自国のルールを維持し、CCCTBは会社の課税ベースに関する独立したルール（autonomous rules）を導入する。これらのルールは、年次又は連結計算書の調製に影響を与えない。

税率にまで調和を及ぼす意図はない。各加盟国は、納税者の課税ベースに独自の税率を適用することとなる。

CCCTBの下において、企業グループは連合内で単一のセットの課税ルールを適用し、ただ一つの税務当局に対応することとなる（ワン・ストップ・ショップ（one-stop-shop））。CCCTBを選択した企業は、共通ルールに規定されたすべての事項に関して、各国の法人税ルールの対象ではなくなる。CCCTB指令に規定する制度の適用を受ける資格がないか、同制度を選択しない企業は、引き続き各国の法人税ルールの対象となる。それらのルールは研究開発について特別な租税優遇措置を含んでいるかもしれない。

国境を越えて活動する企業は、国境を越えた損失補填（loss compensation）の導入及び法人税に関するコンプライアンス・コストの減少の双方から利益を得る。EU領域内の課税ベースの計算のための利益と損失の即時の連結は、クロス・ボーダーの状況における超過課税の縮小のための一歩であり、それによって、国内活動とクロス・ボーダーの活動との間の課税中立性を向上させ、域内市場の潜在力がより活用されることとなる。

CCCTBの導入の主たるメリットは、企業のコンプライアンス・コストの減少であろう。調査結果によれば、頻繁に生じる租税関係の作業のためのコンプライアンス・コストは、CCCTBの下で、7%程度減少する。実際の、かつ認識されるコンプライアンス・コストの減少は、中長期的に外国に進出する会社の能力と意欲とに大きな影響を与えるものと予想される。CCCTBは、他の加

盟国に新たな子会社を設立しようとする親会社にとって、コンプライアンスのための時間と経費との大幅な削減につながるものと予想される。調査に参加した租税専門家は、大企業は他の加盟国での子会社の設立に当たり、平均して14万ユーロ（売上高の0.23%）を租税関係の経費に使っていると推計している。CCCTBによってこれらのコストは8万7000ユーロ又は62%削減できるであろう。中規模企業にとっての節約額は更に大きく、コストは12万8000ユーロ（売上高の0.55%）から4万2000ユーロに減る（67%減）と予想されている。

本提案はあらゆる規模の企業に利益を与えるが、欧州小規模事業法（SBA: the Small Business Act of Europe）<sup>4)</sup> のレビュー（review）に記載されているように、とりわけ中小企業が単一市場において利益を得られるように支援助奨する努力の一端として重要である。CCCTBは、中小企業にとってのEU内での活動の拡張をより簡素で安価なものにすることにより、租税障害及び行政手続上の負担を減らすことに特に貢献する。CCCTBの下では、国境を越えて活動し、本制度を選択する中小企業は、1セットの税ルールに従ってその法人課税ベースを計算することのみが求められる。CCCTBは、委員会において未だ議論中である、欧州私会社（SPE: European Private Company [=Societas Privata Europaea]）を補完するものである。EU内の企業の課税ベースの計算のための一般的な枠組みは、特に加盟諸国の国境を越えて活動するSPEにとって使いやすいものになっている。

現在の提案は、租税収入に影響を与えることを意図したものでなく、EU加盟諸国間の課税ベースの配分上の影響が分析されている。実際、加盟諸国の税収に対する影響は、最終的には、採用可能な異なる課税方式の併用又は適用される税率に関する各国の政策選択次第である。この点において、各加盟国への正確な影響を予見することは難しい。この文脈では、一般原則の例外として、

---

4) Communication from the Commission, 'Review of the "Small Business Act" for Europa', COM (2011) 78 final, 23. 2. 2011.

加盟国間の課税ベースの配分の結果が事業活動を公平に反映していない場合には、セーフガード条項（a safeguard clause）が代替的手法を規定している。さらに、本指令は、本指令が発効した5年後に影響を再検討する条項を含んでいる。

加盟諸国にとって、選択制の導入は、当然に、税務当局が2つの異なるスキーム（CCCTBと各国の法人所得税）を管理運営しなければならないことを意味する。しかしそのことは、CCCTBによって企業による移転価格又は加盟国の税制のミスマッチを用いたタックスプランニングの機会が減るであろうという事実によって相殺される。欧州裁判所（EJC）を巻き込む議論や、租税条約上の相互協議を伴う議論は、より少なくなるだろう。

CCCTBの執行までの間、加盟国の税務当局を支援するため、FISCALIS EUプログラムがCCCTBの執行と管理について加盟諸国を支援するため発動されることが計画されている。

現在の提案は、企業課税のためのルールの完全なセットを含む。それは、選択できる者は誰か、課税ベースをどのように計算するか、及び連結の範囲と機能がどのようなものであるかの詳細について述べる。本提案はまた、濫用対抗規定（anti-abuse rules）について定め、連結課税ベースがどのように配分されるか、ワン・ストップ・ショップ・アプローチの下でCCCTBがどのように執行されるかについて定義する。

## 2. 利害関係者とのコンサルテーション及び影響評価の結果（RESULTS OF CONSULTATIONS WITH THE INTERESTED PARTIES AND IMPACT ASSESSMENTS）

### (a) コンサルテーション（Consultations）

2001年の法人税調査報告書（the Company Tax Study of 2001）〔“Company Taxation in the Single Market”, SEC（2001）582〕の公表に続いて、委員会は広範な公開ディスカッション（public debate）を行い、一連のコンサルテーシ

ョンを実施した。

その過程で最も重要だったステップは、全加盟国の税務当局の専門家で構成された作業部会（CCCTB 作業部会）の設置である。CCCTB 作業部会は、2004 年 11 月に設立され、2008 年 4 月までに 13 回の全員出席のセッションを行った。加えて、6 つのサブグループが特定の分野についてより深い検討を行うために設置され、CCCTB 作業部会に報告を行った。各国の専門家の役割は、技術的な補助と助言を委員会事務局に提供することに限られた。CCCTB 作業部会は、また、民間、職業専門家団体及び学界からのすべての主要な専門家と利害関係者が意見を述べられるよう、より広範な構成で 3 度（すなわち、2005 年、2006 年及び 2007 年の 12 月に）集まった。

さらに、委員会は双方向のベースで、いくつかの企業団体及び職業専門家団体から非公式に意見を聴取した。その中のいくつかの利害関係グループは、公式に彼らの見解を提出した。また、学術的研究の成果も考慮された。このように、一流の研究者たちは委員会に対して本制度の様々な点に関連した識見を提供した。

委員会はさらに二つの行事をブリュッセル（2002 年 4 月）とローマ（2003 年 12 月にイタリアの大統領府とともに）で開催した。2008 年 2 月に、委員会と学術的機構によって共催されたもう一つの会議がウィーンで行われ、CCCTB に関わるいくつかの詳細な項目について議論された。最後に、2010 年 10 月 20 日に、委員会は加盟諸国、民間、シンクタンク及び学界の専門家と、委員会事務局が 2008 年 4 月に行った直近の CCCTB 作業部会の会合以降に見直し、より発展させた幾つかのトピックに関して協議した。

#### (b) 影響評価書 (Impact Assessment)

非常に詳細な影響評価書が作成された。それは、以下の研究結果を含むものである。(i) European Tax Analyzer (ETA)、(ii) Price Waterhouse Cooper-Study (PWC)、(iii) Amadeus and Orbis database、(iv) Deloitte Study、及び(v) CORTAX study。

当該報告書は「影響評価書に関する〔欧州委員会〕事務総局指針」（the Guidelines of Secretariat General for Impact Assessment）に従っており、当該報告書には、(i)コンサルテーションのプロセスの記録、(ii)存在する問題の説明、(iii)政策の目的の記述、及び(iv)記述された目的を達成できる代替的政策オプションとの比較、が記載されている。とりわけ、CCTB（連結のない共通課税ベース）とCCCTB（連結のある共通課税ベース）—双方について強制適用と選択適用がある—が分析の対象であり、そのそれぞれの経済的、社会的及び環境的影響が比較されている。

### 政策オプションの比較

影響評価書は、27の別個の各国課税制度から生じる租税コストを排除しつつ、欧州企業にそのEU領域内の利益を1セットのルール（one set of rules）に従って計算できる可能性、したがって、その企業の事業ニーズに最もふさわしい法的環境を選ぶことができる可能性を提供することにより、その企業の競争的立場を向上させる意図をもって、異なるオプションを考察する。当該報告書は、「何もしない」（‘non action’）又は「現状維持」（‘status-quo’）のシナリオ（オプション1）と比較される4つの主要な政策シナリオについて検討する。

- (i) 選択的共通法人課税ベース（an optional Common Corporate Tax Base）：  
EU居住者である企業（及びEUに所在する恒久的施設）は、27の各国法人税制のいずれかの代わりに、連合を通じての1セットの共通ルール（one set of common rules across the Union）に従った課税ベースの計算方法を選択することができる。この制度は課税〔ベース計算〕結果（tax results）の連結を含まないので、「分離会計」（separate accounting）（すなわち、「独立企業」（arm’s length）原則に基づく一取引ごとの価格付け）は、引き続きグループ内の取引で用いられる（オプション2）。
- (ii) 強制的共通法人課税ベース（A compulsory Common Corporate Tax Base: compulsory CCTB）：すべての適格EU居住者である企業（及びEUに所在

EU 欧州委員会「共通連結法人課税ベース（CCCTB）に関する理事会指令の提案」

する恒久的施設）は、連合を通じての1セットの共通ルールに従って課税ベースを計算することを要求される。新しいルールは既存の27の各国法人税制にとって代わる。連結が行われなため、「分離会計」がグループ内取引の利益配分を決定し続ける（オプション3）。

- (iii) 選択的共通連結法人課税ベース（An optional Common Consolidated Corporate Tax Base: optional CCCTB）：EU 全域での連結課税ベースを成立させる1セットの共通ルールは、既存の27の各国法人税制及び関連企業への収入の配分における「分離会計」の使用に代替する。したがって、各グループ構成員（すなわち、EUの居住者である企業又はEUに所在する恒久的施設）の課税〔ベース計算〕結果は、連結課税ベースを形成するために合算され、事前に設定された定式に基づく配分メカニズムに従って再配分される。このシナリオのもとでは、EU居住者である企業及び／又はEU外居住者である企業に保有されているEUに所在する恒久的施設は、それらがグループを形成するための適格要件（eligibility requirements）を満たし、同じグループのすべての適格な構成員が当該共通ルールの適用を受けることを選択した場合には、CCCTBを適用することができる（オールイン、オールアウト（‘all-in all-out’））（選択肢4）。
- (vi) 強制的共通連結法人課税ベース（A compulsory Common Consolidated Corporate Tax Base: compulsory CCCTB）：EUの居住者である企業及び／又はEU外居住者である企業に保有されているEUに所在する恒久的施設は、それらがグループを形成するための適格要件を満たす場合には、CCCTBルールを適用することが要求される。

## 影響分析

影響評価書の経済的結果は、特定された法人税の障害（corporate tax obstacles）の排除により企業が健全な経済的選択をできるようになり、したがって経済の全体的な効率性が向上することを示している。選択的 CCCTB 及び強制

的 CCCTB の二つのオプションが、やや高めの福祉の向上をもたらす。選択的 CCCTB は多くの理由から望ましいものである。影響評価書において検証されている 2 つの主な理由は、(i) 雇用についての推定される影響がより好ましいものであること、及び(ii) EU の個々の企業によるその課税ベースの計算の新しい手法への強制的変更が（その企業が 1 つ以上の加盟国で操業しているか否かに関わらず）避けられることである。

分析の対象となった改善は、長期的には、重要でダイナミックな効果を潜在的にもたらす。不確実性の軽減と複数の管轄において操業している企業が現在被っている（実際の、かつ、認識できる）コストの軽減が、それらの効果が実現されることが期待される主要な分野である。究極的には、これらは欧州及び他地域の多国籍企業のさらなる発展並びに純粋な国内企業による他国への新規投資（de novo investment）を通じて、EU 内のクロス・ボーダーの投資の拡大につながる。特に、EU 内の異なる課税ルールを遵守する義務と複数の税務当局に対応しなければならない義務に伴う追加的なコンプライアンス・コストの排除（「ワン・ストップ・ショップ」原則）は、企業が国境を越えて活動を拡張する能力を強化するだろう。そのような見通しは、現状において高いコンプライアンス・コストの影響をもっぱら受けている中小企業に特に有益であるに違いない。

影響評価書は、CCCTB の導入による租税収入全体への最終的な影響は加盟国による政策選択次第であると指摘するが、多くの加盟諸国が非常に困難な予算状況にあることを考慮すれば、加盟諸国は歳入効果に細心の注意を払うことが重要である。

一般に、共通ベースについての新ルールは、現在のものよりも広範な平均 EU〔課税〕ベース（an average EU base）をもたらす。クロス・ボーダー基準（cross-border basis）において相殺される経済的損失がある限りにおいて、CCCTB の下での連結は共通〔課税〕ベース（the common base）を収縮させる。

実際、加盟諸国の歳入に与える影響は、最終的には、異なる課税手段の併用

又は適用税率に関する国内政策の選択に依存する。この観点からは、加盟諸国への実際の正確な影響を予測することは困難である。しかしながら、本指令は5年後に影響を再検討する条項を含んでいる。

### 3. 本提案の法的要素（LEGAL ELEMENTS OF THE PROPOSAL）

#### (a) 法的基礎（Legal Basis）

直接税に関する立法については、欧州連合の運営に関する条約（TEFU: the Treaty on the Functioning of the EU）第115条が適用される。当該条項は、当該条項に基づく法の接近（legal measures of approximation）については、指令（a Directive）の法形式がとられることを規定する。

#### (b) 補充性（Subsidiarity）

本提案は、補充性の原則（the principle of Subsidiarity）を遵守している。

CCCTBの制度は、企業が単一市場において操業する時に直面する、主に連合が27の異なる課税制度に分裂している結果から生じる租税障害に対処することを目的としている。各加盟国により個々に計画され執行されている、調整のされていない行動によっては、現在の状況が再現されるだけであろう。何故なら、企業はなおも、その企業が納税義務を負う加盟国の数だけある税務当局に対応する必要があるだろうからである。

もし各加盟国が自国の制度を適用するならば、クロス・ボーダーの損失に対する救済や組織再編に対する非課税のような、この提案によって設定されているルールは効果がなくなり、とりわけ二重課税又は二重非課税などの市場の歪みを生じさせるだろう。利益の分割についての全く異なる各国ルールが、現在の一既に複雑な一関連企業間の事業利益の配分過程を改善することもないであろう。

問題の本質は、共通アプローチを要求している。

EU内における、関連企業の課税ベースの計算、連結及び配分のための1セットのルールは、既存の27の各国租税制度の相互作用によって引き起こされ



た市場の歪みを減ずることが期待される。さらに、この制度の創設、特に国境を越えた損失の救済、グループ内での資産移転の非課税及び定式を通じたグループ課税ベースの配分は、共通の規制の傘（a common regulatory umbrella）の下でのみ実現され得る。したがって、行政手続の共通ルールは「ワン・ストップ・ショップ」の行政が機能するよう工夫されなければならない。

本提案は、関連企業間の課税ベースの計算における国内制度の不一致によって生じた租税障害に対抗することに制限される。法人税調査報告書（the Company Tax Study）に続いて行われた作業は、それらの障害に対処する最善の結果は法人課税ベースの計算及び国境を越えた統合を管理する共通の枠組みにより得られるだろうことを確認した。実際、これらの事柄は、それが主としてクロス・ボーダーの性質を持つために、連合レベルで定めた立法でのみ対処可能である。そのため、この提案は、補充性の原則に照らして正当化される。なぜなら、加盟国による個別の行動によっては意図した結果を達成することはできないだろうからである。

### (c) 比例性（Proportionality）

選択的な制度として構成された本提案は、特定された問題に対して最も比例的な解答を与えるものである。本提案は、外国に移動する意思を持たない企業に対し、何ら実質的な利益がないにもかかわらず、共通ルールの履行に係る不必要な管理費用を負担することを強制しない。

現在の提案によって税務上のコンプライアンス・コストが減少すると期待されることから、単一市場への投資についてのより好ましい状況が創出されることが期待される。さらに会社は、移転価格の公式性（transfer pricing formality）の排除、同一グループ内で国境を越えて損失を移転することの可能性、及びグループ内組織再編の非課税により、大きな恩恵を受けることができるであろう。肯定的な影響は、国内の税務行政庁が初期の段階において制度を執行するために負担しなければならない、財政上及び行政上付加される可能性のあるコストを上回るに違いない。

本提案に定められている手法は、要求された結論を達成するためにふさわしく、かつ必要である（すなわち、比例的である）。これらの手法はすなわち、特定された租税障害を抑制し、単一市場を歪める要素を是正するための必要条件である、法人課税ベースの調和について取り扱うものである。この点において、この提案は税率の調和（又は最低税率の設定）を含むものでないことも明確にしておくべきである。実際に、税率の決定は加盟国の固有の課税主権に属する事柄として扱われ、したがって各国の法制に委ねられている。

#### 4. 予算への影響（BUDGETARY IMPLICATION）

指令についての本提案は、欧州連合の予算にいかなる影響も与えない。

2011/0058（CNS）

**共通連結法人課税ベース（CCCTB）についての理事会指令の提案**  
(Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE  
on a Common Consolidated Corporation Tax Base（CCCTB）)

欧州連合理事会は、  
欧州連合の運営に関する条約、そして特にその第 115 条を考慮し、  
委員会からの提言を考慮し、  
各国の議会に立法行為の原案を送付した後に、  
欧州議会の意見を考慮し<sup>5)</sup>、  
欧州経済社会委員会の意見を考慮し<sup>6)</sup>、

---

5) OJ C [...], [...], p. [...].

6) OJ C [...], [...], p. [...].

特別立法手続に従って行動し、  
次の理由から本提案を採択した。

- (1) 連合内で国境を越えて事業を行おうとする企業（companies、法人）は、27の異なる法人税制の存在に基因する深刻な障害と市場の歪みに直面している。これらの障害や歪みは内部市場が適正に機能することを妨げる。これらは連合への投資意欲を阻害し、2010年3月3日に委員会で採択された「ヨーロッパ2020 – 賢明で持続可能で包括的な成長戦略」と題された文書<sup>7)</sup>で設定された優先事項に逆行する。また、これらは高い競争性のある社会市場経済の要求とも矛盾する。
- (2) クロス・ボーダーの事業にとっての租税障害は、一般に市場の非効率性を解消するためのリソースを欠く中小企業にとってとりわけ厳しい。
- (3) 加盟諸国間の租税条約ネットワークは適切な解決をもたらさない。法人税の問題に対する既存の連合の立法は、若干の特別な課題にしか対処していない。
- (4) 企業が法人税の観点から連合をひとつの市場として扱うことを可能とする制度は、連合の居住者である企業の国境を越える活動を容易にし、連合を国際的な投資のためのより競争的な場所にするという目標達成を促進するであろう。このような制度は、一以上の加盟国において課税関係を有する企業グループが、連合内の租税問題を、単一セットの課税ベース計算ルール（a single set of rules for calculation of the tax base）に従って単一の税務当局（a single tax administration）との間で解決することができようにすることで成し遂げられる（「ワン・ストップ・ショップ」）。これらのルールは、連合の法人税の対象ではあるがグループを構成しない事業体にも適用されるべきである。
- (5) 税率の差異は同様の障害とはならないことから、本制度（共通連結法人課

---

7) COM (2010) 2020.

税ベース（CCCTB）は加盟国の法人税率に対する裁量に影響を与える必要はない。

- (6) 連結はこの制度の本質的な要素である。なぜなら、連合内の企業が直面している主要な租税障害は、この方法でしか克服できないからである。連結は、移転価格の公式性（transfer pricing formality）及びグループ内の二重課税を排除する。さらに、納税者に生じた損失は、自動的に同一グループ内の他の構成員によって生み出された利益と相殺される。
- (7) 連結により、必然的に、グループ構成員が設立されている加盟諸国間の〔課税ベース計算〕結果の按分（apportionment of the result）に関するルールが必要となる。
- (8) このような制度は、本来、国境を越えて事業を行っている企業のニーズに応えるために創設されるものであるから、本制度は選択制であるべきであり、既存の各国法人税制と共存すべきである。
- (9) 本制度（共通連結法人課税ベース（CCCTB））は、委員会指令 78/660/EEC<sup>8)</sup> 及び 83/349/EEC<sup>9)</sup> 並びに欧州議会・欧州理事会規則 1606/2002/EC<sup>10)</sup> に定めるルールに影響を与えることなく、企業の課税ベースの計算に関する一連の共通ルールを構成すべきである。
- (10) 全ての収益（revenues）は、明示的に除外されない限り、課税対象とされるべきである。
- (11) 配当、グループ外の企業の株式の処分による収入（proceeds）及び外国の恒久的施設の利益（profits）は、課税対象から除外されるべきである。二重課税からの救済を図るために、大部分の加盟諸国は配当と株式の処分による収入を課税対象から除外しているが、それは、外国で支払った税について税額控除を求める納税者の権利（entitlement）について計算する必要

---

8) OJ L 222, 14.8.1978, p.11.

9) OJ L 193, 18.7.1983, p.1.

10) OJ L 243, 11.9.2002, p.1

を回避するためである。特に、そのような権利について、配当を行う企業によって支払われる法人税を考慮しなければならない場合にはそうである。外国で稼得された所得の除外は、同様の簡素化の必要性に合致する。

- (12) 利子及び使用料の支払いから構成される所得は課税対象となり、当該支払いに課せられた源泉税が税額控除される。配当の場合とは対照的に、このような控除の計算は困難ではない。
- (13) 課税対象の収益 (taxable revenues) から、事業経費 (business expenses) 及びその他の一定の項目が控除される。控除可能な事業経費は、通常、販売に関連する全ての原価 (costs) 並びに製造、保守及び所得の確保に関連する経費を含む。研究開発費及び事業上の目的で資本又は負債を増加させるために生じた費用も控除可能でなければならない。控除できない経費のリストが作成されなければならない。
- (14) 固定資産は、税務上、償却可能でなければならないが、一定の例外規定が置かれる。長期の有形資産及び無形資産は個別に償却されるが、その他のものはプールされる。プールによる償却は、個々の種類の固定資産及びその耐用年数のリストの作成及び管理の必要性を回避するものであり、税務当局と納税者の双方にとっての簡素化となる。
- (15) 納税者は損失を無制限に繰越すことが認められるべきであるが、損失の繰戻しは認められるべきでない。損失の繰越しは、納税が真実の収入に基づいて納税することを保証することを意図するものであるので、損失の繰越に制限を設ける理由はない。損失の繰戻しは、加盟諸国の実務において比較的希であり、過度な複雑化を招く。
- (16) 連結の有資格者 (グループ・メンバーシップ) は、(i) 支配 (議決権の 50% 以上) と (ii) 所有 (株式の 75% 以上) 又は利益に対する権利 (利益を要求する権利の 75% 以上) に基づく二つの基準によって決定されるべきである。これらの基準は、支配と高いレベルの参加の関連性によって示されるように、グループの構成員間の高いレベルの経済的統合を確信させるものである。二つの基準は課税年度を通じて満たされているべきである。そうでな

ければ、企業は直ちにグループから離脱するべきである。グループ・メンバーシップには、最低9か月の期間が要求されるべきである。

- (17) 事業再編成に関するルールが、公正な方法で加盟諸国の課税権を保護するために設定されるべきである。ある企業がグループに加入した場合、連結前の事業損失は納税者の按分後利益（apportioned share）と相殺されるために繰り越されなければならない。企業がグループを離脱する場合には、連結していた時期に生じた損失は一切按分されるべきでない。一定の資産がグループへの加入又はグループからの離脱から短期間の間に処分された場合には、キャピタル・ゲインについての調整が行われ得る。自己開発の無形資産の価値は、特定の期間の研究開発費やマーケティング・広告費などの適切な代替基準（a suitable proxy）に基づいて評価されるべきである。
- (18) 納税者によって支払われる利子及び使用料に源泉税が課される場合には、それらの税額はその課税年度における定式に従って配分されるべきである。納税者による配当の支払いに源泉税が課される場合には、それらの税額は配分されるべきではない。何故なら、利子及び使用料の場合と異なり、配当はすべてのグループ会社によって負担される前もっての控除とはならないからである。
- (19) 納税者と、それと同じグループの構成員でない関連企業との間で行われる取引は、一般に適用される基準である独立企業原則に従った価格調整の対象とされるべきである。
- (20) この制度は、一般的濫用対抗規定（a general anti-abuse rule）を含むべきであり、当該規定は、特定のタイプの濫用的行為を抑制するために設計された方法によって補完される。これらの方法には、支払者が所在する加盟国と「直接税と保険プレミアムへの課税に関する加盟諸国の権限のある当局による相互共助に関する理事会指令 2011/16/EU」<sup>11、12</sup> に準じた合意に基づいて情報交換を行わない、連合の領域外の低税率国の税務上の居住者である関連企業に支払われた利息の控除の制限と、被支配外国会社（con-

trolled foreign companies) についてのルールが含まれるべきである。

- (21) 連結課税ベースの按分のための定式は、三つの均等に重み付けされたファクター（労働、資産、売上）から成るべきである。労働ファクターは、賃金と従業員数をベースとして計算されるべきである（それぞれの項目が半分を占める）。資産ファクターは、すべての有形固定資産で構成されるべきである。無形資産と金融資産は、その流動的性質と制度を回避しようとするリスクから、定式から除外されるべきである。これらのファクターの使用は、原産地側の加盟国（the Member State of origin）の利益に適切な比重を与えることができる。最後に、売上が、仕向地側の加盟国（the Member State of destination）に平等な取り分を保障するために考慮されるべきである。これらのファクターと比重は、利益に対する課税は当該利益が獲得された場所で行われることを保証する。原則に対する例外として、按分の結果が事業活動の程度を公平に表していない場合には、セーフガード条項（a safeguard clause）が代替的方法を規定する。
- (22) 個人情報処理に際しての個人の保護及び当該情報の自由移動に関する1995年10月24日付けの欧州議会・理事会指令95/46/EC<sup>13)</sup>が、本指令の枠組において執行される個人情報処理について適用される。
- (23) 企業グループは、単一の税務当局（「主たる税務当局」（‘principal tax authority’））と交渉することができるべきである。その税務当局は、グループの親会社（「主たる納税者」（‘principal taxpayer’））が税務上の居住者である加盟国の税務当局であるべきである。本指令は当該制度の執行ための手続的ルールも定めるべきである。本指令は、事前ルーリングの仕組み（an advance ruling mechanism）も規定すべきである。税務調査は主たる税務当局によって開始され調整されるべきであるが、グループ構成員が課

---

11) OJ L 64, 11.3.2011, p.1

12) OJ L 336, 27.12.1977, p.13

13) OJ L 281, 23.11.1995, p.31-50

税の対象となっている他の加盟国の税務当局も税務調査の開始を要求することができる。グループ会社が居住者である又は設立されている加盟国の権限ある当局は、[本制度適用の] 選択の通知（the notice to opt）又は修正評価（an emended assessment）に関する主たる税務当局の決定に対して、主たる税務当局の加盟国の裁判所に出訴することができる。納税者と税務当局間の争訟（disputes）は、主たる税務当局の加盟国の法に基き、双方の主張を第一審として審査する適格のある行政組織によって取り扱われるべきである。

- 24 委員会は、付属文書を会社の形態及び法人税に関する加盟諸国の法の変化を考慮したものに適応させ、控除できない租税のリストを更新し、リース資産に関する法的及び経済的所有権の定義についてのルール、リース料の支払に当たっての資本と利子の要素の計算についてのルール、及びリース資産の減価償却ベースの計算についてのルールを定めるために、EU 運営条約第 290 条の規定に従って、委任された法行為（delegated acts）を採用する権限を与えられるべきである。必要に応じてルールが修正されることを許容するために、当該権限は無期限に委員会に与えられることが必要である。
- 25 [①] 本指令に定める要件を満たす第三国の会社形態のリストの毎年の採択、[②] 労働・資産及び売上要素の計算、従業員・賃金・資産及び売上のそれぞれのファクターへの按分、並びに資産ファクターのための資産の評価に関するルールの策定、並びに [③] 選択の通知のための標準的な様式の採用、及び電子申告・納税申告の様式・連結納税申告の様式・関係書類の文書化に関するルールの採用に関する、本指令の実施についての統一された条件を確保するために、権限が委員会に付与されるべきである。これらの権限は、委員会による実施権限の執行に対する加盟諸国によるコントロールのための仕組みに関するルール及び一般原則を定める 2011 年 2 月 28 日付けの欧州議会及び理事会規則（EU）182/2011<sup>14</sup>）に従って行使されるべきである。



- 26) 本指令の目標は、各国の税制間の調和の欠如のために、加盟諸国による個別の行動を通じては十分に達成することはできない。内部市場の非効率はずまずクロス・ボーダーの性質の問題を提起することを考慮すれば、救済手段は連合レベルで採択されるべきである。このようなアプローチは、EU条約第5条に規定されている補充性の原則（the principle of subsidiarity）と整合的である。同条に規定されている比例性の原則（the principle of proportionality）に従って、本指令はその目標を達成するために必要な限度を超えたものとなっていない。
- 27) 委員会は、5年後に本指令の適用に関して見直しを行い、加盟諸国は、委員会の活動に適切なインプットを提供することにより委員会を支援しなければならない。

## 第1章 範囲

(SCOPE)

### 第1条 範囲

(Scope)

本指令は、一定の企業（companies）と企業グループ（groups of companies）の課税のための共通ベースを確立し、当該ベースの計算と使用に関するルールを定める。

### 第2条 適格企業

(Eligible companies)

1. 本指令は、以下の二つの条件を満たす場合に、一の加盟国の法に基づいて

---

14) OJ L 55, 28.2.2011, p. 13.

設立された企業に適用される。

- (a) 当該企業が、附属文書 I に記載された形態のひとつをとっていること。
  - (b) 当該企業が、附属文書 II に記載された法人税の一つの対象になっているか、その後に導入された類似の法人税の対象となっていること。
2. 本指令は、以下の二つの条件を満たす場合に、第三国の法に基づいて設立された企業に適用される。
- (a) 当該企業が、附属文書 I に記載された形態と類似した形態をとっていること。
  - (b) 当該企業が、附属文書 II に記載された法人税のひとつの対象となっていること。
3. 委員会は、企業の形態及び法人税に関する加盟諸国の法令の変更を考慮して附属文書 I 及び II を修正するために、第 127 条の規定に従い、かつ、第 128 条、第 129 条及び第 130 条に定める条件によって、委任された法行為（delegated acts）を採択することができる。

### 第 3 条 適格第三国企業形態

(Eligible third country company forms)

- 1. 委員会は、毎年、第 2 条第 1 項(a)に定めた要件を満たすものと考えられる第三国の会社形態のリストを採択する。当該実施法行為（implementing acts）は、第 131 条第 2 項に定める審査手続に基づいて採択される。
- 2. 企業の形態が第 1 項に規定する第三国の企業形態リストに含まれていないことは、その形態への本指令の適用を排除するものではない。

## 第 2 章 基本的な概念

(FUNDAMENTAL CONCEPT)

## 第4条 定義

### (Definitions)

本指令の目的上、以下の定義が適用される。

- (1) 「納税者」(‘taxpayer’)とは、本指令に規定する制度の適用を選択した企業をいう。
- (2) 「単体の納税者」(‘single taxpayer’)とは、連結の要件を満たしていない納税者をいう。
- (3) 「非納税者」(‘non-taxpayer’)とは、本指令に規定する制度を選択する資格を有しないか、同制度を選択していない納税者をいう。
- (4) 「居住納税者」(‘resident taxpayer’)とは、第6条第3項及び第4項の規定により、加盟国の税務上の居住者である納税者をいう。
- (5) 「非居住納税者」(‘non-resident taxpayer’)とは、第6条第3項及び第4項の規定により、加盟国の税務上の居住者でない納税者をいう。
- (6) 「主たる納税者」(‘principal taxpayer’)とは、次の者をいう。
  - (a) 居住納税者が、その適格子会社、他の加盟国に所在するその恒久的施設又は第三国の居住者である適格子会社の一以上の恒久的施設とともに一のグループを形成する場合における、その居住納税者；又は
  - (b) グループが、第三国の居住者である同じ親会社の直接の適格子会社(immediate qualifying subsidiaries)である二以上の居住納税者のみによって構成されている場合において、当該グループによって指名された居住納税者；又は
  - (c) 居住納税者が、その親会社の一以上の恒久的施設のみと一のグループを構成している場合において、第三国の居住者である親会社の適格子会社である居住納税者；又は
  - (d) 二以上の加盟諸国に所在する恒久的施設とのみグループを形成する非居住納税義務者によって指名された恒久的施設
- (7) 「グループ構成員」(‘group member’)とは、第54条及び第55条に定義さ

れる同一グループに属する納税者をいう。納税者が、一以上の恒久的施設を、当該納税者の経営管理の中核（central management and control）が所在する加盟国とは異なる加盟国に有する場合には、それぞれの恒久的施設はグループ構成員として取り扱われる。

- (8) 「収益」(‘revenue’)とは、販売その他の取引からの収入、政府機関に代わって徴収される付加価値税並びにその他の租税及び賦課金の純額（net of value added tax and other taxes and duties）をいい、金銭的性質か非金銭的性質かにかかわらず、資産及び権利の処分からの収入、利子、配当及びその他の利益配分、清算からの収入、使用料、補助金及び助成金、受け取った贈与、補償金並びに好意による支払を含む。収益には、納税者による非金銭的贈与も含まれる。収益には、納税者による資本の増加又は納税者への負債の返済は含まれない。
- (9) 「利益」(‘profit’)とは、一の課税年度（tax year）において、収益が控除可能な費用及びその他の控除可能な項目を超過する部分をいう。
- (10) 「損失」(‘loss’)とは、一の課税年度において、控除可能な費用及びその他の控除可能な項目が収益を超過する部分をいう。
- (11) 「連結課税ベース」(‘consolidated tax base’)とは、第10条の規定に従って計算されるグループ構成員の全ての課税ベースを合計した結果をいう。
- (12) 「按分後利益」(‘apportioned share’)とは、第86条から第102条までに定める定式の適用によりグループの一の構成員に割り当てられる、グループの連結課税ベースの一部分（the portion）をいう。
- (13) 一の固定資産又は資産プールの「税務上の価額」(‘value for tax purposes’)とは、償却ベース（depreciation base）から現時点までに控除された償却費を控除したものをいう。
- (14) 「固定資産」(‘fixed asset’)とは、有償で取得された又は納税者によって創出された全ての有形資産及び有償で取得された全ての無形資産で、それらが独立して価値あるものとされ、12か月以上の間、事業において所得の創出、維持又は確保のために用いられるものをいう。ただし、それらの取

得、建設又は改良の費用が1,000ユーロ未満である場合を除く。固定資産には、金融資産が含まれる。

- (15) 「金融資産」(‘financial asset’)とは、関連事業体 (affiliated undertakings) の株式、関連事業体への貸付金、参加持分 (participating interests)、会社が参加を通じて関係している事業体への貸付金、固定資産として保有されている投資、その他の貸付金、及び各国の法が貸借対照表に計上することを許容している範囲においての自己株式をいう。
- (16) 「長期有形固定資産」(‘long-life fixed tangible assets’)とは、15年以上の耐用年数を有する有形固定資産をいう。建物、航空機及び船舶は、長期有形固定資産とみなされる。
- (17) 「中古資産」(‘second-hand assets’)とは、取得の時点でその耐用年数の一部が既に経過しているもので、現状のまま、あるいは修復により、更なる使用が可能である固定資産をいう。
- (18) 「改良費」(‘improvement cost’)とは、実質的に当該資産の能力を向上させ、若しくは実質的に当該資産の機能を向上させ、又は当該資産の当初の償却ベースの10%以上となる、固定資産に対するあらゆる追加的支出をいう。
- (19) 「在庫品及び仕掛品」(‘stocks and work-in-progress’)とは、販売のために保有されている資産、販売のための製造過程において保有されている資産、又は製造過程若しくはサービスの提供において消費される素材若しくは補給品として保有されている資産をいう。
- (20) 「経済的所有者」(‘economic owner’)とは、その者が法的所有者であるかどうかにかかわらず、固定資産に付随するすべての実質的利益を有しリスクを負担する者をいう。固定資産の使用、収益及び処分を有し、その損失又は破損のリスクを負担する納税者は、いかなる場合においても、経済的所有者とみなされる。
- (21) 「権限ある当局」(‘competent authority’)とは、本指令の実施に関する全ての事項を管理すべく各加盟国から指名された当局をいう。

- 22 「主たる税務当局」（‘principal tax authority’）とは、主たる納税者が居住者である加盟国の権限ある当局（主たる納税者が非居住者の恒久的施設である場合には、当該恒久的施設が所在する加盟国の権限ある当局）をいう。
- 23 「税務調査」（‘audit’）とは、権限ある当局が本指令に対する納税者のコンプライアンスを立証するために行うあらゆる質問、検査及び調査をいう。

## 第5条 恒久的施設

(Permanent Establishment)

1. 納税者が、固定された場所（fixed place）を、その納税者の経営管理の中核が所在する国とは別の国に有しており、当該固定された場所を通じてその事業の全部又は一部を営んでいる場合には、当該納税者は当該別の国に「恒久的施設」（a ‘permanent establishment’）を有しているものとみなされる。恒久的施設には、特に以下のものが含まれる。
  - (a) 事業の管理の場所
  - (b) 支店
  - (c) 事務所
  - (d) 工場
  - (e) 作業場
  - (f) 鉱山、石油若しくは天然ガスの坑井、採石場又はその他の天然資源を採取する場所
2. 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が12か月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。
3. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に該当するものは恒久的施設に該当するとはみなされない。
  - (a) 納税者に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設

を使用すること。

- (b) 納税者に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 納税者に属する物品又は商品の在庫を他の者による加工のためにのみ保有すること
- (d) 納税者のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 納税者のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

4. 第1項の規定にかかわらず、納税者に代わって行動する者（第5項の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一の国内で、当該納税者の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該納税者は、その者が当該納税者のために行うすべての活動について、当該一の国内に恒久的施設を有するものとみなされる。ただし、その者の活動が第3項に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、同項の規定により当該一定の場所が恒久的施設とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

5. 納税者は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋又はその他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の国で事業を行っているという理由のみでは、当該一方の国に恒久的施設を有するものとはみなされない。

6. 一の国の居住者である納税者が、他の国の居住者である納税者若しくは当該他の国において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う納税者を支配し、又は支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の納税者も、他方の納税者の恒久的施設とはされな

い。

### 第3章 本指令に規定する制度の選択

(OPTING FOR THE SYSTEM PROVIDED FOR BY THIS DIRECTIVE)

#### 第6条 選択

(Opting)

1. 加盟国の税務上の居住者である、本指令が適用される企業は、本指令に規定する条件の下で、本指令に規定する制度を選択することができる。
2. 加盟国の税務上の居住者でない、本指令が適用される企業は、加盟国において当該納税者によって維持されている恒久的施設に関して、本指令に定める条件の下で、本指令に規定する制度を選択することができる。
3. 第1項及び第2項の解釈上、企業で、その登記された事務所、設立の場所又は実質的経営本拠地（the place of effective management）が加盟国にあり、当該加盟国と第三国との間で締結された合意の文言に基づいて当該第三国の税務上の居住者とされないものは、当該加盟国の税務上の居住者であるとみなされる。
4. 第3項の規定に基づき、企業が2以上の加盟国の居住者である場合には、当該企業は、その実質的経営本拠地が所在する加盟国の居住者であるとみなされる。
5. 海運業のグループ構成員又は内陸水路運送（inland waterways transport）に従事するグループ構成員の実質的経営本拠地がその船舶又はボート上にある場合には、実質的経営本拠地は当該船舶又はボートの本拠地港（home harbour）のある加盟国（もしそのような本拠地港がない場合には、その船舶又はボートの操縦者（operator）が居住する加盟国）にあるとみなされる。
6. 加盟国の居住企業で本指令に規定する制度を選択するものは、その源泉が



資料（大野）

居住加盟国の内外であるかどうかを問わず、全ての源泉から生じた全ての所得について、本制度の下において法人税の対象とされる。

7. 第三国の居住企業で本指令に規定する制度を選択するものは、加盟国の恒久的施設を通して行われる活動から生じる全ての所得について、本制度の下において法人税の対象とされる。

## 第7条 適用される法

(Applicable law)

企業に、本指令に規定する制度の適用を受ける適格があり、かつ、本指令に規定する制度を選択した場合には、その企業は、本指令に別段の定めがない限り、本指令に規定する全ての事項について、各国法人税制の対象とはならなくなる。

## 第8条 加盟国間合意に対する指令の優先

(Directive overrides agreements between Member States)

本指令の規定は、加盟諸国間で締結された合意における本指令に反する規定にかかわらず、適用される。

## 第4章 課税ベースの計算

(CALCULATION OF THE TAX BASE)

### 第9条 一般原則

(General Principles)

1. 課税ベースの計算において、利益及び損失は、実現した時にのみ (only when realised) 認識される。

2. 取引及び課税事象（transactions and taxable events）は、個々に測定される。
3. 課税ベースの計算は、例外的な状況により変更が正当化されない限り、一貫した方法で行われる。
4. 課税ベースは、別段の定めがある場合を除き、課税年度毎に（for each tax year）決定されるものとする。課税年度（a tax year）は、別段の定めがある場合を除き、任意の12か月の期間であるものとする。

### 第10条 課税ベースの要素

(Elements of the tax base)

課税ベースは、収益から、課税対象とならない収益（exempt revenues）、控除可能な費用（deductible expenses）及びその他の控除可能な項目を控除して計算される。

### 第11条 課税対象とならない収入

(Exempt revenues)

次のものは法人税の課税対象とならない。

- (a) 第32条から第42条までの規定に従って償却の対象となる固定資産の取得、建設又は改良に直接関係付けられる補助金
- (b) 第39条第2項に規定するプールされた資産の処分からの収入（非金銭的な贈与の市場価額を含む。）
- (c) 受け取った利益配当
- (d) 株式の処分による収入
- (e) 第三国に所在する恒久的施設の所得

## 第12条 控除可能な費用

(Deductible expenses)

控除可能な費用には、所得を獲得し又は確保するためのすべての売上原価 (cost of sales) と費用 (expenses)、納税者によって負担され控除される付加価値税を含み、研究開発経費及び事業上の目的のために資本又は負債を増加させるために負った経費が含まれる。

控除可能な費用には、第16条に定義される慈善団体で、加盟国又は指令2011/16/EUの規定と同様の要請に基づく情報交換に関する合意が適用される第三国に設立されているものに対する贈与も含む。慈善団体に対する金銭的贈与又は寄付の最大控除費用は、課税年度の収益の0.5%とする。

## 第13条 その他の控除項目

(Other deductible items)

固定資産の償却に関し、第32条から第42条までの規定に従って、比例的控除 (a proportional deduction) を行うことができる。

## 第14条 控除できない費用

(Non-deductible expenses)

1. 以下の経費は控除できないものとして取り扱われる。
  - (a) 利益配当及び資本又は負債の返済
  - (b) 交際費の50%
  - (c) 留保された利益の、企業の資本の一部を形成する留保金への移転
  - (d) 法人税
  - (e) 賄賂
  - (f) どのような規制であれ、その違反により公的機関に支払われるべき罰金

及びペナルティ

- (g) 第 11 条の規定によって非課税とされる所得を得る目的で企業が負担する費用。そのような費用は、納税者がそれよりも低い費用を負担したと証明することができない限り、その所得の 5% の割合であるものとする。
  - (h) 金銭的贈与及び寄付（第 16 条で定義される慈善団体に対するものを除く。）
  - (i) 研究開発に係るもの以外の固定資産の取得、建設又は改良に係る経費（第 13 条及び第 20 条に規定するものを除く。）
  - (j) 附属文書Ⅲに記載された租税（エネルギー製品、アルコール及びアルコール飲料並びに製造たばこに課される個別消費税を除く。）
2. 第 1 項(j)の規定にかかわらず、加盟国は附属文書Ⅲに記載された租税の以上の控除を規定することができる。グループの場合は、それらの控除は、当該加盟国の居住者であるか当該加盟国に所在するグループ構成員の按分後利益に適用される。
3. 委員会は、第 127 条の規定に従い、かつ、第 128 条、第 129 条及び第 130 条に定める条件によって、当該租税を課す加盟国の法人税の総額の 20 % 以上に達するすべての類似の租税を含めるために必要な範囲において、附属文書Ⅲを修正するための委任された法行為（delegated acts）を採択することができる。

附属文書Ⅲの修正は、修正が行われた後に開始する課税年度から納税者に適用される。

### 第 15 条 株主の利益のための支出負担

(Expenditure incurred for the benefit of shareholders)

株主に対して与えられる利益のうち、第 78 条に規定する、直接又は間接に納税者の支配、資本又は経営に参加している個人、その配偶者、直系の尊属若しくは卑属又は関連企業に対するものは、そのような利益が独立の第三者にも

資料（大野）

与えられるものでない限り、控除可能な費用としては取り扱われない。

## 第16条 慈善団体 (Charitable Bodies)

以下の諸条件を満たす団体は、慈善団体の資格を有する。

- (a) その団体が法人格を有し、その団体が設立された国の法令で慈善団体と認識されていること。
- (b) その団体の単一の又は主な目的と活動が公共の利益のひとつであること。教育、社会、医療、文化、科学、人道、宗教、環境又はスポーツの目的は、それが一般の利益に係る場合には、公共の利益に係るものとみなされる。
- (c) その団体の資産がその目的の推進のために用いられ、それが変更不可能なものであること。
- (d) その団体の会計処理及びその活動に関し、その団体が情報開示請求の対象となること。
- (e) その団体が設立された加盟国の定義によって、その団体が政党に該当しないこと。

## 第5章 タイミング及び数量化 (TIMING AND QUANTIFICATION)

### 第17条 一般原則 (General Principles)

収益、費用及びその他すべての控除可能な項目は、本指令に別段の定めがある場合を除き、それらが発生する（accrue）又は負担される（are incurred）課税年度において認識される。

## 第18条 収益の発生

(Accrual of Revenues)

収益は、それを受け取る権利が生じ、かつ、それらが合理的な正確さをもって数量化できるときに、実際の支払いが延期されているか否かに関わらず、発生する。

## 第19条 控除可能な費用の負担

(Incurrence of deductible expenses)

控除可能な費用は、以下の条件を満たす時に負担される。

- (a) 支払い義務が発生したとき。
- (b) 債務の金額が合理的な正確さをもって数量化できるとき。
- (c) 商品取引の場合においては、商品に係る所有者の重要なリスクと報酬が納税者に移転されたとき。サービスの提供の場合においては、サービスが納税者に提供されたとき。

## 第20条 非減価償却資産に係る費用

(Costs related to non-depreciable assets)

第40条の規定によって減価償却の対象とならない固定資産の取得、建設又は改良に係る費用は、当該固定資産が処分された課税年度に控除される。ただし、処分に係る収入が課税ベースに含まれる場合に限る。

## 第21条 在庫品と仕掛品

(Stocks and work-in progress)

課税年度に控除される費用の総額は、当該課税年度の期首における在庫品及

資料（大野）

び仕掛品の価額分につき増加し、同課税年度の期末における在庫品及び仕掛品の価額分につき減少する。長期契約に係る在庫品と仕掛品については、調整は行われぬ。

## 第22条 評価

(Valuation)

1. 課税ベースの計算のため、取引は以下の方法によって測定される (be measured)。
  - (a) 商品やサービスの価格のような、当該取引の金銭的対価。
  - (b) 取引の対価の一部又は全部が金銭によるものでない場合については、時価 (the market value)。
  - (c) 納税者が受け取った非金銭的贈与については、時価。
  - (d) 納税者が慈善団体以外の団体のために行った非金銭的贈与については、時価。
  - (e) 取引目的で保有されている金融資産及び負債については、公正価額 (fair value)。
  - (f) 慈善団体に対する非金銭的贈与については、税務上の価額 (the value for tax purposes)。
  
2. 課税ベース、所得及び費用は、課税年度においてユーロによって測定されるか、課税年度の末日において、欧州中央銀行が公表する暦年の年平均為替レートによって (課税年度が暦年と一致しない場合には、課税年度を通じて欧州中央銀行が公表する日々の観察値 (daily observation) の平均値によって)、ユーロに換算される。この規定は、ユーロを採用していない加盟国に所在する単体の納税者には適用されない。また、全てのグループ構成員が同じ加盟国に所在しており、かつその加盟国がユーロを採用していない場合には、本規定は当該グループには適用されない。

### 第23条 取引目的で保有されている金融資産及び負債

(Financial assets and liabilities held for trading (trading book))

1. 金融資産又は負債は、以下のいずれかに該当する場合には、取引目的で保有されているものとして分類される。
  - (a) 主として短期間での売却又は買戻しの目的で取得又は負担されたもの。
  - (b) 金融派生商品を含む特定の金融手法のポートフォリオの一部であって、まとめて管理されており、短期間の利潤獲得について最近の実際の証拠があるもの。
2. 第18条及び第19条の規定にかかわらず、課税年度の期末の公正価額（fair values）と同課税年度の期首（取引目的で保有されている金融資産又は負債の購入がその後に行われた場合にはその購入日）の公正価額との差額がある場合には、当該差額は課税ベースに算入される。
3. 取引目的で保有されている金融資産及び負債が処分された場合には、その収入は課税ベースに加算される。課税年度の期首の公正価額（購入日がある場合は購入日の時価）は減算される。

### 第24条 長期契約

(Long-term contracts)

1. 長期契約とは、以下の諸条件を満たすものである。
  - (a) 製造、据付け若しくは建設又はサービスの履行を目的として締結されるもの。
  - (b) その期間が12か月を超すか、あるいは12か月を超すと予想されるもの。
2. 第18条の規定にかかわらず、長期契約に係る収益は、税務上は、それぞれの課税年度において建設が完了した部分に対応する金額が認識されるものとする。完了の割合は、全体の見積り費用に対する当該課税年度の費用の比



資料（大野）

率、あるいはその課税年度の期末における完了の程度についての専門家の評価のいずれかを参考として決定される。

3. 長期契約に係る費用は、当該費用が生じた課税年度において考慮される。

## 第25条 準備金

(Provisions)

1. 第19条の規定にかかわらず、一の課税年度の期末において、納税者が、当該課税年度又はそれ以前の課税年度において行われた活動又は取引によって生じた法的責任 (legal obligation) を負う場合（又は将来において法的責任を負う可能性がある場合）には、当該責任から生じると適正に見積られた金額 (any amount arising from the obligation which can be reliably estimated) は控除される。ただし、最終的な支払額が控除可能な費用に該当する場合に限る。

当該責任が、将来の課税年度まで継続する活動又は取引に係る場合には、控除は、そこから得られる収入を考慮しつつ、活動又は取引の継続期間の計算に比例して配分される。

本条の規定の下で控除できる額の合計は、各課税年度の期末に再検討され、調整される。将来年度の課税ベースの計算に当たっては、すでに控除されている金額が考慮される。

2. 適正な見積り (a reliable estimate) は、課税年度の期末における現在の負債を弁済するために必要とされる見積り支出額であるものとする。ただし、当該見積りは、企業、グループ又は産業の過去の経験を含むすべての関連する要素に基づくものでなければならない。引当金の評価に当たっては、以下が適用される。

(a) すべてのリスクと不確実性が考慮される。ただし、不確実性は準備金の過度の創出を正当化するものではない。

(b) 準備金の期間が12か月以上であり、かつ、割引率についての合意がな

EU 欧州委員会「共通連結法人課税ベース（CCCTB）に関する理事会指令の提案」

い場合には、当該準備金は、12か月で満期となる義務として、課税年度の終了する暦年に欧州中央銀行が公表する欧州銀行間取引金利（Euribor: Euro Interbank Offered Rate）の年間平均により割り引かれる。

- (c) 将来の事象は、それらが生じると合理的に予想される場合に考慮される。
- (d) 準備金を増加させる事象に直接関連する将来の利益は、考慮される。

## 第26条 年金 (Pensions)

年金準備金（pension provisions）については、従業員が現在及び前の期間における彼らのサービスの対価として得た利益の合計についての適正な見積りを得るために、保険数理技術（actuarial techniques）が用いられる。

年金引当金は、欧州中央銀行が公表する12か月満期の負債の欧州銀行間取引金利を参考として割り引かれる。計算は、課税年度が終了する暦年における当該金利の年平均に基づいて行われる。

## 第27条 不良債権控除 (Bad debt deductions)

1. 以下の諸条件が満たされる場合には、不良債権（bad debt receivable）は控除することができる。
  - (a) 課税年度の期末において、納税者が支払いを追及するための全ての合理的な手順を踏んでおり、債権の全部又は一部が支払われないと合理的に認めること。あるいは、納税者が多数の同質の債権を有し、適用可能な過去の経験を含む関連するすべての要素を考慮することにより、割合基準（percentage basis）により不良債権の金額の適正な見積りが可能であること。

資料（大野）

- (b) 債務者が納税者と同一のグループの構成員でないこと。
  - (c) 不良債権に関して第41条に基づく控除がされていないこと。
  - (d) 不良債権が取引債権に関連する場合には、当該債権に対応する額は課税ベースの収入に含まれるものであること。
2. 支払いを追及するための全ての合理的な手順が踏まれたかどうかの決定については、以下のことが考慮される。
- (a) 回収費用が当該債権に対し不均衡なものであるかどうか。
  - (b) 回収に成功する見込みがあるかどうか。
  - (c) その状況において、企業が回収を追及することを期待することが合理的であるかどうか。
3. 過去に不良債権として控除された債権について処理が確定した場合には、回収された額は処理が確定した年の課税ベースに加算される。

## 第28条 ヘッジング

(Hedging)

ヘッジ取引 (hedging instruments) に係る損益は、対応するヘッジ対象資産 (hedged item) に係る損益と同様の方法で取り扱われる。グループの構成員である納税者の場合、ヘッジ商品とヘッジ対象資産は、グループ内の異なる構成員が保有しているかもしれない。以下の諸条件を満たす場合には、ヘッジ関係 (hedging relationship) がある。

- (a) ヘッジ関係が事前に公式に指定され文書化されていること。
- (b) ヘッジに高い効果があると期待され、その効果が適正に測定できること。

## 第29条 在庫品及び仕掛品

(Stocks and work-in-progress)

1. 通常は代替性のない在庫品及び仕掛品の原価（cost）並びに特定のプロジェクトのために製造され分別されている商品及びサービスの原価は、個別に測定される。その他の在庫品及び仕掛品の原価は、先入先出法（FIFO）又は加重平均法によって測定される。
2. 納税者は、類似の性質及び用途を有する全ての在庫品及び仕掛品の評価（valuation）に当たり、一貫して同じ方法を用いるものとする。在庫品及び仕掛品の原価は、すべての購入費用、改造のための直接費用、その他これらを現在の所在及び状態に移すためにかかった直接費用からなる。控除される付加価値税の純額（net of deduceable Value Added Tax）は、費用となる。本指令に規定する制度を選択する前に在庫品及び仕掛品に間接費用を含めた納税者は、当該間接費用アプローチの適用を継続することができる。
3. 在庫品及び仕掛品の評価（valuation）は、一貫した方法で行われるものとする。
4. 在庫品及び仕掛品は、課税年度の末日に、原価（cost）と純実現可能価額（net realizable value）のいずれか低い価額により評価されるものとする。純実現可能価額とは、事業の通常の方法における推計販売価額（the estimated selling price）から推計完成費用（the estimated costs of completion）と推計販売費用（the estimated costs necessary to make the sale）を控除したものである。

### 第 30 条 保険業

(Insurance undertakings)

非生命保険については理事会指令 73/239/EEC<sup>15)</sup> に従って、生命保険については欧州議会・理事会指令 2002/83/EC<sup>16)</sup> に従って、再保険について欧州議

---

15) OJ L 228, 16.8.1973, p. 3.

16) OJ L 345, 19.12.2002, p. 1.

会・理事会指令2005/68/EC<sup>17)</sup>に従って、加盟国において活動することを許可された保険業は、以下の追加規定に従うものとする。

- (a) 課税ベースには、投資リスクを負う生命保険契約者のための投資がされている資産の課税年度の期末及び期首（購買の完了がそれよりも後の場合は購買の完了時）に計算された時価の差異を含む。
- (b) 課税ベースは、投資リスクを負う生命保険契約者のための投資がされている資産の処分の時及び課税年度の期首（購買完了がそれよりも後の場合は購買の完了時）に計算された時価の差異を含む。
- (c) 指令91/674EEC<sup>18)</sup>を遵守して設定された保険業の技術的準備金（technical provisions）は、平準化準備金（equalisation provisions）を除き、控除される。加盟国は、平準化準備金の控除について規定することができる。グループの場合には、平準化準備金のそのような控除は、その加盟国の居住者である又はその加盟国に所在するグループ構成員の按分後利益に適用される。控除される金額は、毎課税年度の年度末に見直され、調整される。将来の年度における課税ベースの計算においては、すでに控除された金額が考慮される。

### 第31条 資産の第三国への移転

(Transfer of assets towards a third country)

1. 居住納税者による固定資産の第三国の恒久的施設への移転は、移転の行われた課税年度に係る居住納税者の課税ベースの計算上、資産の処分とみなされる。非居住者納税者による固定資産の加盟国の恒久的施設から第三国への移転も、資産の処分とみなされる。
2. 第1項の規定は、当該第三国が欧州経済地域合意（European Economic

---

17) OJ L 232, 9.12.2005, p.1

18) OJ L 374, 19.12.1991, p. 1

Area Agreement) の当事国であり、かつ、当該第三国と居住納税者又は恒久的施設の加盟国との間に指令 2011/16/EU に準じた情報交換に関する合意がある場合には、適用されない。

## 第 6 章 固定資産の減価償却 (DEPRECIATION OF FIXED ASSETS)

### 第 32 条 固定資産登記簿 (Fixed assets register)

取得、建設又は改良の費用 (acquisition, construction or improvement cost) は、関連する日付とともに、固定資産登記簿 (a fixed asset register) に、固定資産毎に個別に記録されるものとする。

### 第 33 条 償却ベース (Depreciation base)

1. 償却ベースは、固定資産の取得、建設又は改修に直接に関連した全ての費用を含む。  
費用には、控除される付加価値税は含まれない。  
納税者によって製造された固定資産の場合には、資産の製造のために負担された間接費用も、それ以外の方法で控除されない限り、償却ベースに加算される。
2. 贈与によって譲受された資産の償却ベースは、収益に含まれることとなる時価である。
3. 減価償却の対象となる固定資産の償却ベースからは、第 11 条(a)に定める取得、建設又は改良に直接関連する補助金の額が減額される。

### 第34条 減価償却の要件

(Entitlement to depreciate)

1. 第3項の規定に従い、償却費は経済的所有者（economic owner）により控除される。
2. 経済的所有者と法的所有者が一致しないリース契約の場合には、経済的所有者がその課税ベースから支払リース料の利子要素（the interest element of the lease payments）を控除することができる。支払リース料の利子要素は、法的所有者の課税ベースに含まれる。
3. 固定資産は、同時期には一の納税者によってのみ償却されることができる。資産の経済的所有者が特定されない場合には、法的所有者が償却費を控除する権利を与えられる。その場合には、支払リース料の利子要素は、法的所有者の課税ベースには含まれない。
4. 納税者は減価償却を放棄することができない。
5. 委員会は、第127条の規定に従い、かつ、第128条、第129条及び130条に定める条件によって、以下の項目についてより詳細なルールを定めるために、委任された法行為を採択することができる。
  - (a) 特にリース資産に関しての、法的及び経済的所有者の定義
  - (b) 支払リース料に係る資本及び利子要素の計算
  - (c) リース資産の償却ベースの計算

### 第35条 改良費の減価償却

(Depreciation of improvement costs)

改良費は、新たに取得された固定資産に準じて、改良された資産に適用されるルールに従って償却される。

### 第36条 個別減価償却資産 (Individually depreciable assets)

1. 第2項並びに第39条及び40条の規定に影響を与えることなく（without prejudice to paragraph 2 and Articles 39 and 40）、固定資産はその耐用年数に基づき、定額法により（on a straight-line basis）個別に償却される。固定資産の耐用年数は、以下のとおりに定められる。
  - (a) 建物 40年
  - (b) 建物を除く長期有形資産 15年
  - (c) 無形資産 当該資産が法的保護を受ける期間又は権利が認められている期間。もしそのような期間が決定できない場合には15年
2. 中古の建物、中古長期有形資産及び中古の無形資産は、以下のルールに従って償却される。
  - (a) 中古の建物は、40年間にわたり償却される。ただし、納税者が、当該建物の推計耐用年数が40年以下であることを証明した場合には、当該建物は当該40年以下の期間にわたり償却される。
  - (b) 中古の有形資産は、15年間にわたり償却される。ただし、納税者が、当該有形資産の耐用年数が15年以下であることを証明した場合には、当該有形資産は当該15年以下の期間にわたり償却される。
  - (c) 中古の無形資産は、15年間にわたり償却される。ただし、納税者が、当該無形資産の耐用年数が15年以下であることを証明した場合には、当該無形資産は当該15年以下の期間にわたり償却される。

### 第37条 タイミング (Timing)

1. 1年分の償却費が、購入又は使用開始のいずれか後の年度において控除される。処分のある年においては、償却は認められない。



資料（大野）

2. 自由意思によって行われたか否かにかかわらず、課税年度において資産が処分された場合には、その税務上の価額及びその資産に関連して負担された改良費の税務上の価額は、当該課税年度の課税ベースから控除される。第41条の規定に基づいて固定資産について例外的控除が認められている場合には、第20条の規定に基づく控除の額は、既に受けている例外的控除を考慮して減額される。

### 第38条 買替資産のロールオーバー救済 (Rollover relief for replacement asset)

1. 個別減価償却資産の処分により生じた収入が、処分が行われた課税年度の後の2年目の課税年度が終了する前に、同一又は類似の目的のために使用される資産に再投資される場合には、当該利益が当該資産の税務上の価額を上回る金額については、処分が行われた年に控除される。当該買替資産（the replacement asset）の償却ベースは、同額が減額される。

自由意思で処分された資産は、処分に先立ち、最低3年の期間所有されていたものでなければならない。

2. 買替資産は、処分に先立つ課税年度において購入されていることができる。

買替資産が、資産の処分が行われた年の後の2年目の課税年度が終了する前に取得されない場合には、処分の年に控除した額を10%引き上げた額が、処分の行われた後の2年目の課税年度の課税ベースに加算される。

3. 納税者が、1年目の年に、買替資産を取得することなく、納税者が構成員であるグループから離脱し、又は本指令に規定する制度の適用を止めた場合には、処分の年に控除された額が課税ベースに加算される。納税者が2年目の年にグループから離脱するか制度の適用を止める場合には、当該加算額は10%引き上げられる。

### 第39条 資産プール

(Asset pool)

1. 第36条及び第40条に規定する固定資産以外の固定資産は、償却ベースの25%（年率）により、1つの資産プールとしてまとめて償却される。
2. 課税年度の期末における資産プールの償却ベースは、前年度の期末におけるその税務上の価額から、その年に資産プールに入れられた資産又は資産プールから除かれた資産を調整した価額とする。調整は、資産の取得、建設又は改良に係る費用（これらは加算される。）及び資産の減失又は損壊に伴い収受した補償（これらは減算される。）を考慮して行われる。
3. 第2項の規定に従って計算された償却ベースがマイナスの金額（a negative amount）である場合には、償却ベースが0になるように金額が加算される。その同額が課税ベースに加算される。

### 第40条 減価償却の対象とならない資産

(Assets not subject to depreciation)

以下の資産は減価償却の対象とはならない。

- (a) 土地、美術品、骨董品、宝飾品などの、減耗、摩滅又は陳腐化しない有形固定資産
- (b) 金融資産

### 第41条 例外的減価償却

(Exceptional depreciation)

1. 例外的な状況下において、減価償却の対象とならない固定資産の価額が課税年度の期末に恒久的に低下したことを納税者が証明した場合には、納税者はその低下した価額と同額を控除することができる。ただし、そのような控

資料（大野）

除は、その処分による収入が課税対象外（exempt）とされている資産については、することができない。

2. 過去の課税年度において例外的減価償却の対象となった資産の価額がその後上昇した場合には、上昇した価額と同額が当該上昇が発生した年の課税ベースに加算される。ただし、これらの加算（又は複数の加算）は、合計して、元々認められる控除金額を超えてはならない。

#### 第42条 固定資産の正確な分類

(Precision of categories of fixed assets)

委員会は、第127条の規定に従い、かつ、第128条、第129条及び第130条に定める条件によって、本章に規定する固定資産の分類をより正確に定義するために、委任された法行為を採択することができる。

### 第7章 損失

(LOSSES)

#### 第43条 損失

(Losses)

1. 納税者又は非居住納税者の恒久的施設が一の会計年度（fiscal year）において負った損失は、本指令に別段の定めがある場合を除き、その後の課税年度において控除することができる。
2. 前の課税年度における損失のために生じる課税ベースの減算は、マイナスの額（a negative amount）をもたらさないものとする。
3. 最も古い損失が最初に使われるものとする。

## 第8章 本指令に規定する制度への加入及び同制度からの離脱に関する規定 (PROVISIONS ON ENTRY TO AND EXIT FROM THE SYSTEM PROVIDED FOR BY THIS DIRECTIVE)

### 第44条 資産及び負債の認識及び評価に関する一般ルール (General rule on recognition and valuation of assets and liabilities)

納税者が本指令に規定する制度の適用を選択する場合には、すべての資産及び負債は、本指令に別段の定めがある場合を除き、納税者が本制度の適用を開始する日の直前の、各国の課税ルールに従って計算された価額により認識される。

### 第45条 減価償却のための固定資産の適性 (Qualification of fixed assets for depreciation purposes)

1. 本指令に規定する制度が適用されることとなる固定資産は、第32条から第42条までの規定に従って、償却される。
2. 第1項の規定にかかわらず、以下の減価償却に関するルールが適用される。
  - (a) 納税者に以前適用されていた各国法人税法及び本制度の双方のルールの下で個別に償却される固定資産は、第36条第2項の規定に従って償却される。
  - (b) 納税者に以前適用されていた各国法人税法の下では個別の償却が可能であるが、本制度のルールの下では個別に償却できない固定資産は、第39条に規定する資産プールに入れられる。
  - (c) 納税者に以前適用されていた各国法人税法の下で償却上は資産プールに含まれる固定資産は、本制度の下では個別に償却されるものであっても、第39条に規定される資産プールに入れられる。

資料（大野）

- (d) 納税者に以前適用されていた各国法人税法の下では償却されないが、本制度のルールの下では償却される固定資産は、第36条1項又は第39条の規定に従って、それぞれ償却される。

#### 第46条 制度への加入に際しての長期契約

(Long term contracts on entering the system)

収益及び費用のうち、第24条第2項及び第3項の規定によれば納税者が本指令に規定する制度を選択するに先立って発生し又は負担されているとされるが、納税者に以前適用されていた各国法人税法の下では課税ベースに含まれていなかったものは、各国法のタイミング・ルールに従って、課税ベースに加算され、又は課税ベースから減算される。

収益のうち、納税者が本指令に規定する制度を選択するに先立って、第24条第2項の規定の下で課税ベースに含まれたであろうよりも高い額で各国法人税法の下で課税されたものは、課税ベースから減算される。

#### 第47条 制度加入の際の準備金及び控除

(Provisions and deductions on entering the system)

1. 第25条、第26及び第27条に規定する準備金（provisions）、年金準備金（pension provisions）及び不良債権控除（bad-debt deductions）は、納税者が本指令に規定する制度に加入した後に行われた活動又は取引により生じたものに限られ、控除される。
2. 納税者が本指令に規定する制度に加入する前に行われた活動及び取引に関して負った経費は、これまでに控除されていなければ、控除することができる。
3. 本制度への加入に先立って既に控除された額は、重ねて控除することはない。

#### 第48条 加入に先立って生じた損失

(Pre-entry losses)

本指令に規定する制度に加入する前に納税者が損失（losses）を負っている場合において、当該損失が、適用される各国税法の下では繰越しが可能であったが、課税対象となる利益とはまだ相殺されていないときは、それらの損失は、当該各国税法が定める範囲において、課税ベースから減算することができる。

#### 第49条 制度からの任意離脱に関する一般原則

(General rules for opting-out of the system)

納税者が、本指令に規定する制度から離脱するときは、納税者の資産及び負債は、本指令に別段の定めがある場合を除き、本制度のルールに従って計算された価額によって認識される。

#### 第50条 プールで償却される固定資産

(Fixed assets depreciated in a pool)

納税者が、本指令に規定する制度から離脱するときは、本制度に基づく納税者の資産プールは、その後の各国課税ルールの適用に当たっては、年率25%の定率法で償却される一の資産プールと認識される。

#### 第51条 制度離脱の際の長期契約

(Long-term contracts on leaving the system)

納税者が本制度から離脱した後は、長期契約により生じた収益及び費用は、その後に適用される各国法人税法の規定に従って取り扱われる。ただし、本指令に規定する制度において税務上既に考慮された収入及び費用は、重ねて考慮

資料（大野）

されることはない。

### 第52条 制度離脱の際の引当金と控除 (Provisions and deductions on leaving the system)

納税者が本指令に規定する制度から離脱した後は、第25条から第27条までの規定に従って既に控除された費用については、重ねて控除することはできない。

### 第53条 制度離脱の際の損失 (Losses on leaving the system)

納税者に生じた損失のうち、本指令に規定する制度のルールの下で課税対象となる利益と未だ相殺されていないものは、各国法人税法の規定に従って繰り越される。

## 第9章 連 結 (CONSOLIDATION)

### 第54条 適格子会社 (Qualifying subsidiaries)

1. 適格子会社とは、親会社が以下の諸権利を有する、すべての直接又は間接の子会社（all immediate and lower-tier subsidiaries）をいう。
  - (a) 議決権の50%を行使する権利
  - (b) 会社の資本の75%超に達する持分権又は75%超の利益要求権
2. 直接の子会社以外の会社に関する第1項に規定する閾値（thresholds）を計算するために、以下のルールが適用される。

EU 欧州委員会「共通連結法人課税ベース（CCCTB）に関する理事会指令の提案」

- (a) 議決権の閾値が直接又は間接の子会社でいったん達せられた場合には、親会社はその 100 % の議決権を有するものとみなされる。
- (b) 利益要求権と資本の持分は、直接の子会社によって保有される権利割合を各段階において乗じることによって計算される。親会社に直接・間接に保有されている 75% 以下の持分権も、第三国の居住者である会社の権利を含めて、当該計算において考慮される。

## 第 55 条 グループの形成

(Formation of group)

1. 居住納税者は、以下のものとグループを形成する。
  - (a) 当該納税者の、他の加盟諸国に所在する全ての恒久的施設
  - (b) 当該納税者の適格子会社で第三国の居住者であるものが有する、加盟国に所在するすべての恒久的施設
  - (c) 当該納税者の、一以上の加盟諸国の居住者であるすべての適格子会社
  - (d) その他の居住納税者で、第三国の居住者であり第 2 条 2 項(a)の条件を満たしている同じ会社の適格子会社であるもの
2. 非居住納税者は、加盟諸国に所在するそのすべての恒久的施設及び一以上の加盟諸国の居住者であるすべての適格子会社（当該適格子会社の恒久的施設で加盟諸国に所在するものを含む。）とグループを形成する。

## 第 56 条 破産

(Insolvency)

破産した企業又は清算中の企業は、グループの構成員になることができない。破産の宣告を受けた企業又は清算が開始した企業は、直ちにグループから離脱する。



**第57条 連結の範囲**  
(Scope of consolidation)

1. グループの構成員の課税ベースは連結される。
2. 連結課税ベースがマイナス（negative）であるときは、損失は繰り越され、次のプラス（positive）の連結課税ベースと相殺される。連結課税ベースがプラスであるときは、当該課税ベースは第86条から第102条までの規定に従って分割される（be shared）。

**第58条 タイミング**  
(Timing)

1. 第54条に規定する閾値は、課税年度を通じて満たされていなければならない。
2. 第1項の規定にかかわらず、納税者は、第54条に規定する閾値が達成された日にグループの構成員となる。当該閾値は、少なくとも連続した9か月の間満たされていなければならない、それが満たされなかった場合には、納税者はグループの構成員とならなかったものと取り扱われる。

**第59条 グループ内取引の排除**  
(Elimination of intra-group transaction)

1. 連結課税ベースの計算において、グループの構成員間で直接に行われた取引から生じる損益は、無視される（be ignored）。
2. グループ内の取引があったかどうかの決定においては、当該取引が効力を有し、かつ、収益及び費用が認識される時に、取引を行った当事者の双方がグループの構成員でなければならない。
3. グループは、グループ内の取引の記録に当たり、一貫した、適切に文書化

EU 欧州委員会「共通連結法人課税ベース（CCCTB）に関する理事会指令の提案」

される方法を採用しなければならない。グループは、正当な商業上の理由（valid commercial reasons）がある場合に限り、課税年度の当初に、方法を変更することができる。

4. グループ内の取引の記録手段は、グループ内のすべての取引及び販売を、原価（cost）と税務上の価額（value for tax purpose）の低い方で特定することを可能とするものでなければならない。

### 第60条 源泉徴収及び源泉課税

(Withholding tax and source taxation)

源泉徴収その他の源泉課税は、一のグループの構成員間の取引に対しては課されない。

## 第10章 グループへの加入及びグループからの離脱

(ENTERING AND LEAVING THE GROUP)

### 第61条 グループ加入時の固定資産

(Fixed asset on entering the group)

納税者が、グループに加入する日において償却されない固定資産又は個別に償却される固定資産の経済的所有者であり、かつ、これらの資産のいずれかがグループ構成員によってその日から5年以内に処分された場合には、処分の行われた年に、加入年においてそれらの資産の経済的所有権を有していたグループ構成員の按分後利益について調整が行われる。その処分による収入は、当該按分後利益及び非減価償却資産に係る費用に加算され、減価償却資産の税務上の価額は減額される。

同様の調整が、関連事業体（affiliated undertakings）の株式、持分及び自己株式を除き、金融資産についても行われる。

資料（大野）

事業再編の結果、納税者がグループに加入した日にはその居住者であった加盟国に納税者がもはや存在しないか又は恒久的施設を有しない場合には、本条の規定を適用するため、納税者は当該加盟国に恒久的施設を有するものとみなす。

#### 第62条 グループ加入時の長期契約

(Long-term contracts on entering the group)

第24条2項及び3項の規定に従って納税者がグループに加入する前に発生したが、適用される各国法人税法の規定に基づき課税計算には未だ含まれていない収益及び費用は、国内法のタイミング・ルールに従って、按分後利益に加算され、又は按分後利益から減算される。

納税者がグループに加入する前に各国法人税法の適用に基づき課税された収益で、第24条2項の規定に基づいて課税されたであろう額を超える部分は、按分後利益から減算される。

#### 第63条 グループ加入時の引当金と控除

(Provisions and Deductions on entering the group)

第25条、第26条及び第27条に規定される費用のうち、納税者がグループに加入する前に行われた事業活動又は取引に関連して生じたが、各国法人税法の適用に基づいて引当て又は控除がされていない費用は、納税者の按分後利益から減算される。ただし、それらの費用が、納税者がグループに加入した後5年以上を経過しているものである場合を除く。

#### 第64条 グループ加入時の損失

(Losses on entering the group)

納税者又は恒久的施設が、本指令のルールに基づき、又はグループに加入する前に各国税法に基づき負っている未処理損失（unrelieved losses）については、連結課税ベースと相殺することはできない。それらの損失は繰り越され、第43条の規定に従って（本指令に規定する制度の適用がない場合は、納税者に適用される各国法人税法の規定に従って）按分後利益と相殺される。

### 第65条 グループの終了

(Terminating of a group)

グループが終了する時は、課税年度も終了するとみなされる。連結課税ベース及びグループの未処理損失は、グループが終了する課税年度に適用される按分ファクター（apportionment factors）に基づいて、第86条から第102条までの規定に従って、各グループ構成員に配分される。

### 第66条 グループが終了した後の損失

(Losses after the group terminates)

グループの終了に伴い、損失は以下のように取り扱われる。

- (a) 納税者が本指令に規定する制度内に留まるが、グループの外に出る場合には、損失は第43条の規定に従って繰り越され、相殺される。
- (b) 納税者が他のグループに加わる場合には、損失は繰り越され、按分後利益と相殺される。
- (c) 納税者が本制度から離脱する場合には、損失は繰り越され、納税者に適用されることとなる各国法人税法の規定に従って、納税者に当該法人税法が適用されている期間に当該損失が生じたものとして、相殺される。

### 第67条 グループ離脱時の固定資産

(Fixed assets on leaving the group)

資料（大野）

償却されない固定資産又は個別に償却される固定資産（第75条の規定に基づき控除額が減額されるものを除く。）が、それらの資産に対する経済的所有権を有する納税者がグループから離脱した後3年以内に処分された場合には、その収入はその処分が行われた年のグループの連結課税ベースに加算され、償却されない資産に関連する費用及び減価償却資産の税務上の価額は減算される。

### **第68条 自己開発の無形資産** (Self-generated intangible assets)

一又はそれ以上の自己開発の無形資産の経済的所有者である納税者がグループを離脱する場合には、それに先立つ5年間に当該資産に関して負担された研究、開発、マーケティング及び広告の費用が、他のグループ構成員の連結課税ベースに加算される。ただし、加算される額は、グループから離脱した納税者の資産の価額を超えないものとする。これらの費用は離脱した納税者に帰属し、当該納税者が適用する各国法人税法（納税者が本指令に規定する制度内に留まる場合には本指令のルール）に従って取り扱われる。

### **第69条 グループ離脱時の損失** (Losses on leaving the group)

一切の損失はグループを離脱する構成員に帰属しないものとする。

## **第11章 事業再編** (BUSINESS REORGANISATIONS)

### **第70条 グループ内の事業再編** (Business reorganisations within a group)

1. グループ内における事業再編又はグループの構成員である納税者の法的所在地（legal seat）の移転は、連結課税ベースの決定に当たり、利益又は損失を生じさせない。第59条第3項が適用される。
2. 第1項の規定にかかわらず、事業再編又は2年の期間内にグループの構成員の間で行われた一連の取引の結果、実質的に一の納税者の全ての資産が他の加盟国に移転され、資産ファクターが実質的に変更されている場合には、以下のルールが適用される。

当該移転後5年間は、移転した資産は、グループの構成員がその資産の経済的所有者である限り、移転元の納税者の資産ファクターに帰属する。資産の移転元の加盟国にもはや納税者が存在しない場合又は納税者が恒久的施設をもはや有しない場合には、本条の適用に当たっては、当該納税者は当該加盟国に恒久的施設を有するとみなされる。

**第71条 事業再編が二以上のグループ間で行われた場合の損失の取り扱い**  
(Treatment of a losses where a business reorganization  
takes place between two or more groups)

1. 事業再編の結果、一以上のグループ、又は一のグループの二以上の構成員が、他のグループの一員となった場合には、先に存在していたグループ又は諸グループの未処理損失は、事業再編が行われた課税年度に適用される諸ファクターに基づき、第86条から第102条までの規定に従って、後者の各構成員に配分され、将来の年に繰り越される。
2. 二以上の主たる納税者が委員会指令2009/133/EC<sup>19)</sup>の2条(A)(I)及び(II)の意味において合併する場合、グループの未処理損失は、合併が行われた課税年度に適用される諸ファクターに基づき、第86条から第102条までの規定に従って、その構成員に配分され、将来の年に繰り越される。

---

19) 19 OJ L 310, 25. 11. 2009, p. 34.

**第12章 グループと他の事業体との間の取引**  
(DEALINGS BETWEEN THE GROUP AND OTHER ENTITIES)

**第72条 非課税所得と税率**  
(Exemption with progression)

第75条の規定に影響を与えることなく、第11条(c)、(d)又は(e)の規定に基づき非課税とされる収益は、納税者に適用される税率の決定に当たって考慮することができる。

**第73条 スイッチオーバー条項**  
(Switch-over clause)

第11条(c)、(d)又は(e)の規定は、利益配分を行う事業体、その株式が処分される事業体又は恒久的施設が、当該事業体が居住者である国又は当該恒久的施設が所在する国において、以下のいずれかの対象となる場合には、適用されない。

- (a) 利益に対する税で、当該第三国の一般制度（the general regime）に基づき、加盟諸国で適用されている平均法定法人税率（average statutory corporate tax rate）の40%よりも低い法定法人税率であるもの。
- (b) 当該第三国の特別制度（a special regime）で、一般制度の課税より著しく低いレベルの課税を許容するもの。

加盟諸国で適用される平均法定法人税率は、委員会によって毎年公表される。それは算術平均（arithmetic average）によって計算される。本条並びに第81条及び第82条の解釈上、率の修正は、修正が行われた後に始まる課税年度から納税者に適用される。

## 第74条 外国の恒久的施設の所得の算定

(Computation of income of a foreign permanent establishment)

第73条の規定が第三国の恒久的施設の所得に適用される場合には、その収益、費用及びその他の控除可能な項目は、本指令に規定する制度のルールに従って決定される。

## 第75条 株式処分の場合の非課税措置の不適用

(Disallowance of exempt share disposals)

株式の処分の結果、納税者がグループを離脱し、かつ、その納税者が現在又は前の課税年度において一以上の固定資産（プールで償却されるものを除く。）をグループ内取引によって取得していた場合には、それらの資産に対応する額は、当該グループ内取引が正当な商業上の理由（valid commercial reasons）によって行われたものであると証明されない限り、控除項目から除外される。

控除項目から除外される額は、資産の移転時の時価（market value）から資産の税務上の価額（減価償却の対象とならない固定資産については第20条に規定される費用）を控除したものとする。

処分された株式の受益株主が非居住納税者又は非納税者である場合には、資産の移転時の時価から税務上の価額を控除した額が、第1項に規定するグループ内取引の前に当該資産を保有していた納税者に受領されたものとみなす。

## 第76条 利子、使用料その他の源泉課税される所得

(Interest and royalties and any other income taxed at source)

1. 納税者が、他の加盟国又は第三国によって課税された所得（第11条(c)、(d)又は(e)の規定に基づいて非課税とされている所得を除く。）を得る場合には、当該納税者の租税債務（tax liability）からの控除が認められる。



資料（大野）

2. 当該控除は、第82条から第102条までの規定によりその課税年度に適用される定式に従って、グループ構成員に配分される。
3. 当該控除は、各加盟国又は第三国において、また収入の各分類において、個別に計算される。控除額は、納税者又は恒久的施設に帰属する所得に当該納税者が居住者である加盟国又は当該恒久的施設が所在する加盟国の法人税率を適用することによって得られる額を超えないものとする。
4. 当該控除の計算に当たり、所得の額から関連する控除可能な項目が減算されるが、当該控除可能な費用の額は、納税者がそれと異なることを証明しない限り、所得の2%とみなされる。
5. 第三国の租税債務の控除は、納税者がその居住者である加盟国と第三国の間で締結された合意に別段の定めがある場合を除き、納税者の最終法人税債務（final corporate tax liability）の額を超えることができない。

## 第77条 源泉徴収税

(Withholding tax)

納税者によってグループ外の受領者に支払われた利子及び使用料は、適用される国内法ルール及び適用される租税条約に基づいて、当該納税者の加盟国の源泉徴収の対象となる。当該源泉徴収税は、第86条から第102条までの規定により、当該租税が課された課税年度に適用される定式に従って、加盟国に配分される。

## 第13章 関連企業間の取引

(TRANSACTIONS BETWEEN ASSOCIATED ENTERPRISES)

### 第78条 関連企業

(Associated Enterprises)

1. 納税者が、直接又は間接に、非納税者又は同じグループに属さない納税者の、経営（management）、支配（control）又は資本（capital）に参加している場合には、当該二つの企業は関連企業（associated enterprises）とされる。  
同じ者が、直接又は間接に、納税者及び非納税者の、又は同一のグループに属さない納税者（複数）の、経営、支配又は資本に参加している場合には、関係するすべての会社は関連企業とされる。  
納税者は、第三国に所在する恒久的施設の関連企業とされる。非居住者である納税者は、加盟国の恒久的施設の関連企業とされる。
2. 第1項の解釈上、以下のルールが適用される。
  - (a) 支配への参加とは、議決権の20%超の保有を意味する。
  - (b) 資本への参加とは、資本の20%超の持分権を意味する。
  - (c) 経営への参加とは、関連企業の経営に重要な影響を与える地位にあることを意味する。
  - (d) 個人、その配偶者並びにその直系尊属及び直系卑属は、一の個人として取り扱われる。

### 第79条 関連企業間における価格調整

(Adjustment of pricing in relations between associated enterprises)

関連企業間において、独立の企業の間には設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されている場合において、その条件がないとしたならば納税者の所得となったとみられる所得であって、その条件のために当該納税者の所得とならなかったものに対しては、これを当該納税者の所得に算入して租税を課することができる。

## 第14章 濫用対抗規定

(ANTI-ABUSE RULES)

## 第80条 一般的濫用対抗規定

(General anti-abuse rule)

租税回避を唯一の目的として行われる人為的な取引（artificial transactions carried out for the sole purpose of avoiding taxation）は、課税ベースの計算上、無視される（be ignored）。

第1項の規定は、同一の商業的結果をもたらすが異なる課税額を生じさせる二以上の取引から納税者が選択可能である、真正な商業上の活動（genuine commercial activities）には適用されない。

## 第81条 利子の控除制限

(Disallowance of interest deductions)

1. 第三国の居住者である関連企業に支払われた利子は、指令2011/16/EUに規定する要請に基づく情報交換と同等の情報交換に関する合意が存在せず、かつ、以下の条件の一に当てはまる場合には、控除されない。
  - (a) 利益に対する税が、当該第三国の一般制度（the general regime）に基づき、加盟諸国で適用されている平均法定法人税率（average statutory corporate tax rate）の40%よりも低い法定法人税率で規定されていること。
  - (b) 当該関連企業が、一般制度による課税より著しく低いレベルの課税を許容する、当該第三国の特別制度（a special regime）の適用を受けていること。
2. 「利子」とは、すべての種類の債権から生じる所得をいい、抵当権で保護されているか否か、また、債務者の利益に参加する権利が付与されているか否かを問わない。特に、有価証券（securities）からの所得、並びに公社債（bonds）及び無担保社債（debentures）からの所得（そのような有価証券、公社債又は無担保社債に付属するプレミアム及び懸賞金を含む。）を意味する。支払いの遅れに対する損害金は、利子とはされない。

3. 第1項の規定にかかわらず、指令 2011/16/EU に規定する要請に基づく情報交換と同等の情報交換に関する合意のない第三国の居住者である事業体に支払われた利息は、以下の条件の一を満たす場合には、独立企業間で約定されるであろう額を超えない範囲で控除される。
- (a) 当該利子の額が、第 82 条の規定に従って当該関連企業の課税ベースに所得として含まれること。
  - (b) 当該利子が、企業で、その主たる株式が $\geq 1$ 以上の広く認知されている株式市場において通常取引されているものに支払われていること。
  - (c) 当該利子が、事業体で、それが居住者である国において取引又は事業に能動的に従事しているものに支払われていること。このことは、独立の経済的事業が利益獲得のために営まれており、その文脈において、管理者と従業員が実質的な経営上及び運営上の活動を行っていることと理解されるものとする。

## 第 82 条 非支配外国会社

(Controlled foreign companies)

1. 以下の諸条件を満たす場合には、第三国の居住者である事業体 (an entity) の留保所得 (the non-distributed income) は、課税ベースに含まれる。
- (a) 納税者が、納税者自身で又はその関連企業とともに、直接又は間接に、その事業体の議決権の 50% 超を有しているか、50% 超の資本を有しているか、又は利益の 50% 超を要求する権利を有していること。
  - (b) 当該第三国の一般制度 (the general regime) に基づき、利益が、加盟諸国で適用されている平均法定法人税率 (average statutory corporate tax rate) の 40% よりも低い法定法人税率による課税の対象となっていること、あるいは、当該事業体が、一般制度による課税より著しく低いレベルの課税を許容する、当該第三国の特別制度 (a special regime) の対象となっていること。

資料（大野）

- (c) 当該事業体について生じる所得の30%超が、第3項に規定される一以上の所得分類に含まれること。
  - (d) 当該企業が、その主たる株式が一以上の広く認知されている株式市場において通常取引されている企業でないこと。
2. 第1項の規定は、当該第三国が欧州経済地域合意（European Economic Area Agreement）の当事国であり、かつ、指令2011/16/EUに規定する要請に基づく情報交換と同等の情報交換に関する合意がある場合には、適用されない。
3. 以下の所得分類は、事業体の各所得分類の50%以上が納税者又はその関連企業との取引から生じるものである場合に限り、第1項(c)の解釈上、考慮される。
- (a) 金融資産から生じた利子又はその他の収益
  - (b) 知的財産から生じた使用料又はその他の収益
  - (c) 株式の処分による配当金及び所得
  - (d) 動産からの所得
  - (e) 不動産からの所得。ただし、納税者の加盟国が第三国と締結した合意の下で当該所得に課税する権利が与えられていない場合を除く。
  - (f) 保険、銀行業務及びその他の金融活動からの所得

## 第83条 計算

(Computation)

1. 課税ベースに含まれる所得は、第9条から第15条までに規定するルールに従って計算される。当該外国事業体の損失は、課税ベースには含まれないが、繰り越され、将来の年において第82条の規定を適用する際に考慮される。
2. 課税ベースに含まれるべき所得は、当該外国事業体の利益の配分に関する納税者の権利に比例して計算される。

3. 所得は、当該外国事業体の課税年度が終了する課税年度に含まれる。
4. 当該外国事業体が将来において納税者に利益を配分する場合には、第 82 条の規定に従って先に課税ベースに含まれた所得の額は、当該配分された所得に対する納税者の租税債務の計算に当たり、課税ベースから控除される。
5. 納税者が事業体の持分（participation）を処分した場合には、その収入に対する納税者の租税債務の計算に当たり、課税ベースに既に含まれた留保額に相当する額は、収入から控除される。

## 第 15 章 透明事業体

### (TRANSPARENT ENTITIES)

#### 第 84 条 持分を有する納税者に対する透明事業体の所得の配分に関するルール

##### (Rules for allocating the income of transparent entities to taxpayers holding on interest)

1. 事業体がある加盟国において透明事業体として取り扱われる場合には、当該事業体の持分を有する納税者は、当該事業体の所得に対するその持分（share）を、その課税ベースに含めるものとする。この計算上、所得は本指令のルールに基づいて計算される。
2. 納税者と当該事業体の間で行われた取引は、当該事業体についての納税者の持分に比例して、考慮されない。したがって、そのような取引から生じた納税者の所得は、独立企業間で合意されるであろう、独立企業原則（the arm's length principle）に基づいて計算された額の、当該事業体の第三者持分（the third party ownership）に対応する部分とされる。
3. 納税者は、第 76 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定に従って、二重課税から救済される権利を与えられる。

資料（大野）

### 第85条 第三国の事業体の場合の透明性の決定に関するルール

(Rules for determining transparency in the case of third country entities)

事業体が第三国に所在する場合には、その事業体が透明であるかどうかについての問題は、納税者の加盟国の法に従って決定される。グループの二以上の構成員が第三国に所在する事業体の持分を保有する場合には、当該事業体の取扱いについては、関係する加盟国間の合意（common agreement）によって決定される。合意がない場合には、主たる税務当局が決定する。

## 第16章 連結課税ベースの按分

(APPORTIONMENT OF THE CONSOLIDATED TAX BASE)

### 第86条 一般原則

(General Principles)

1. 連結課税ベースは、按分のための定式（a formula for apportionment）に基づき、各課税年度にグループ構成員に按分される。グループ構成員Aの按分後利益（apportioned share）の決定に当たっては、定式は、売上（Sales）、労働（labour）及び資産（assets）に同等の比重を置く、次の算式による。

A社への按分額＝

$$\left( \frac{1}{3} \times \frac{\text{A社の売上}}{\text{グループ全体の売上}} \right. \\ \left. + \frac{1}{3} \times \left( \frac{\text{A社の賃金}}{\text{グループ全体の売上}} + \frac{1}{2} \times \frac{\text{A社の従業員数}}{\text{グループ全体の従業員数}} \right) \right)$$

$$+ \frac{1}{3} \times \frac{\text{A社の資産}}{\text{グループ全体の資産}} \Bigg)$$

× 連結課税ベース

2. グループの連結課税ベースは、それがプラス（positive）である場合にのみ按分される。
3. 連結課税ベースを分割するための計算は、グループの課税年度の期末に行う。
4. 暦月における15日又はそれ以上の期間は、一月とされる。

#### 第87条 セーフガード条項

(Safeguard clause)

主たる納税者又は一の権限ある当局が、グループの構成員に対する按分の結果がそのグループの構成員の事業活動の程度を正しく表していないと考える場合には、第86条に規定されたルールの特例として、当該主たる納税者又は当該権限ある当局は、代替的な方法の使用を求めることができる。権限ある当局間における協議の後に、第132条の規定の適用がある場合には同条の規定に従って行われた議論において、全ての権限ある当局が代替的な方法に合意した場合には、その手法が用いられる。主たる税務当局の加盟国は、委員会に、代替的な方法が用いられることを通知する。

#### 第88条 グループへの加入及びグループからの離脱

(Entering and leaving the group)

企業が、課税年度の途中でグループに加入し又はグループから離脱する場合



資料（大野）

には、その企業の按分後利益は、課税年度において当該企業がグループに属していた暦月の数に比例して計算される。

### **第89条 透明事業体** (Transparent Entities)

納税者が透明事業体の持分を保有している場合には、当該納税者の按分額を計算する際に用いられるファクターには、当該透明事業体の売上、賃金及び資産を、当該透明事業体の利益及び損失に対する当該納税者の参加の割合に応じて含む。

### **第90条 労働ファクターの構成** (Composition of the labour factor)

1. 労働ファクターは、その半分について、一のグループ構成員の賃金額の総計（the total amount of the payroll）を分子、グループの賃金額の総計を分母とし、他の半分について、一のグループ構成員の従業員数（the number of employees）を分子、グループの従業員数を分母として、構成される。個人の従業員が一のグループ構成員の労働ファクターに含まれる場合には、当該従業員に係る賃金の額もまた当該グループ構成員の賃金ファクターに配分される。
2. 従業員の数は、課税年度の期末に測定される。
3. 従業員の定義は、雇用が行われている加盟国の国内法によって決定される。

### **第91条 雇用者及び賃金の配分** (Allocation of employers and payroll)

1. 従業員は、その者が報酬を受け取ったグループ構成員の労働ファクターに含まれる。
2. 第1項の規定にかかわらず、従業員が、報酬を受け取っているグループ構成員とは別のグループ構成員の支配及び責任に基づいて身体的にその労働を実行している場合には、それらの従業員と彼らに係る賃金の額は、後者のグループ構成員の労働ファクターに含まれる。

このルールは、以下の諸条件が満たされた場合にのみ適用される。

  - (a) その雇用が少なくとも3か月間の連続した期間継続すること。
  - (b) これらの従業員が、彼らが報酬を受け取るグループ構成員の従業員の総数の5%以上を占めていること。
3. 第1項の規定にかかわらず、従業員には、グループ構成員には直接雇用されていないが従業員と同様の業務を遂行する者が含まれる。
4. 賃金には、雇用者が負担する、年金、社会保障経費を含む固定給、日給、賞与及びその他の全ての雇用に対する報酬（関連する年金及び雇用者によって負担される社会保険料を含む。）が含まれる。
5. 賃金費用（payroll cost）は、課税年度に雇用者によって控除されるものとして取り扱われた費用の額により評価される。

## 第92条 資産ファクターの構成

(Composition of the asset factor)

1. 資産ファクターは、一のグループ構成員によって所有、賃借又はリースされている全ての有形固定資産の平均価額を分子とし、グループによって所有、賃借又はリースされている全ての有形固定資産の平均価額を分母として、構成される。
2. 納税者が既存の又は新たなグループに加入した後5年間は、その資産ファクターには、グループへの当該加入に先立つ6年間にわたって負担された研究、開発、マーケティング及び広告のための経費の総計もまた含まれる。

### 第93条 資産の配分

(Allocation of assets)

1. 資産は、その経済的所有者の資産ファクターに含まれる。経済的所有者を特定することができない場合には、資産はその法的所有者の資産ファクターに含まれる。
2. 第1項の規定にかかわらず、資産が経済的所有者に実質的に使用されていない場合には、当該資産はこれを実質的に使用しているグループ構成員のファクターに含まれる。ただし、このルールは、当該資産を実質的に使用する当該グループ構成員のすべての有形固定資産の税務上の価額の5%超の価額を有する資産についてのみ適用される。
3. グループ構成員間でのリースの場合を除き、リース資産（leased assets）はその賃貸人又は賃借人であるグループ構成員の資産ファクターに含まれる。同様のルールが賃貸借資産（rented assets）にも適用される。

### 第94条 評価

(Valuation)

1. 土地及びその他の減価償却されない有形固定資産は、その取得価額（at their original cost）で評価される。
2. 個別に償却される有形固定資産は、課税年度の期首と期末の税務上の価額の平均で評価される。  
グループ内の一以上の取引の結果、個別に償却される有形固定資産が課税年度に満たない期間グループ構成員の資産ファクターに含まれる場合には、考慮される額は月数により計算される。
3. 固定資産のプールは、課税年度の期首と期末の税務上の価額の平均で評価される。
4. 資産の賃借人（the renter or lessee）がその経済的所有者でない場合には、

賃借又はリースされた資産は、年間純賃借料又はリース料（the net annual rental or lease payment）から再賃貸又は再リースによる受取額（any amount receivable from sub-rentals or sub-leases）を差し引いた額の8倍の額により評価される。

グループ構成員が資産を賃貸又はリースしているがその経済的所有者でない場合には、当該賃貸又はリースされた資産は、年間純賃貸料の8倍の額により評価される。

5. 同年の又は前の課税年度に行われたグループ内取引の後に、グループ構成員が資産をグループ外に売却した場合には、当該資産は、グループ内における資産の移転からグループ外への売却までの期間、資産を移転したグループ構成員の資産ファクターに含まれる。このルールは、関連するグループ構成員が、当該グループ内移転が真正な商業上の理由（genuine commercial reasons）により行われたことを証明した場合には適用されない。

## 第95条 売上ファクターの構成

(Composition of the sales factor)

1. 売上ファクターは、一のグループ構成員（第70条第2項第2サブパラグラフの規定によって存在するとみなされる恒久的施設を含む。）の総売上（the total sales）を分子とし、グループの総売上を分母として、構成される。
2. 売上とは、全ての商品の売上及びサービスの提供から生じる、値引き及び返品後の収入をいい、付加価値税、その他の租税及び賦課金を含まない。課税対象とされない収益、利子、配当、使用料及び固定資産の処分益は、通常の商業上又は事業上の活動において得られた収益（revenues earned in the ordinary course of trade or business）である場合を除き、売上ファクターには含まれない。グループ内における商品の売上及びサービスの提供は、売上ファクターには含まれない。
3. 売上の額は、第22条の規定に従って評価される。

## 第96条 仕向地による売上

(Sales by destination)

1. 商品の売上は、当該商品を購入する者に対する商品の発送又は運送が終了する加盟国に所在するグループ構成員の売上ファクターに含まれる。その場所が特定できない場合には、商品の売上は、その商品の所在が最終的に特定できる場所の加盟国に所在するグループ構成員に帰属する。
2. サービスの提供は、そのサービスが物理的に実施された加盟国に所在するグループ構成員の売上ファクターに含まれる。
3. 課税対象とされない収益、利子、配当及び使用料並びに資産の処分から得た収入が売上ファクターに含まれている場合には、それらは受領者に帰属する。
4. 商品が配達され若しくはサービスが実施された加盟国にグループ構成員が存在しない場合、又は商品の配達若しくはサービスの実施が第三国で行われた場合には、当該売上は、労働ファクター及び資産ファクターの割合に従って、全てのグループ構成員の売上ファクターに含まれる。
5. 商品が配達され又はサービスが実施された加盟国に二以上のグループ構成員が存在する場合には、当該売上は、労働ファクター及び資産ファクターの割合に従って、その加盟国に所在する全てのグループ構成員の売上ファクターに含まれる。

## 第97条 ファクターの計算に関するルール

(Rules on calculation of factors)

委員会は、労働、資産及び売上ファクターの計算、従業員・賃金、資産及び売上のそれぞれのファクターへの配分、並びに資産の評価に関する詳細なルールを定める法行為（acts）を採択することができる。それらの実施のための法行為（implementing acts）は、第131条第2項に規定する審査手続に従って採

択される。

## 第98条 金融機関 (Financial institutions)

1. 以下の事業体は金融機関とみなされる。
  - (a) 欧州議会及び理事会指令 2006/48/EC<sup>20)</sup> に従って連合において活動する権利が認められた信用供与機関
  - (b) 本指令が定めるルールに従った評価により、そのすべての固定資産の 80%以上が金融資産である事業体（第99条に定義する保険事業を除く。）
2. 金融機関の資産ファクターには、持分（participating interests）と自己株式（own shares）を除く金融資産価額の 10%が含まれる。金融資産は、グループに加入した時点において当該金融資産が記録されている帳簿を有するグループ構成員の資産ファクターに含まれる。
3. 金融資産の売上ファクターには、利子、手数料、コミッションの形をとる収入及び証券からの収入の 10%が含まれ、付加価値税、その他の租税及び賦課金が除かれる。第96条第2項の解釈上、金融サービスは、担保付貸付の場合、当該担保が所在する加盟国（その加盟国が特定されないときは、当該担保が登録されている加盟国）で実施されるものとみなされる。その他の金融サービスは、借入人又は手数料、コミッション若しくは他の収益を支払う者の加盟国で実施されるものとみなされる。借入人又は手数料、コミッション若しくは他の収益を支払う者が特定されない場合、又は担保が所在し又は登録されている加盟国が特定されない場合には、売上は、労働ファクター及び資産ファクターの割合に従って、全てのグループ構成員に帰属する。

---

20) 20 OJ L 177, 30.06.2006, p. 1.

## 第99条 保険業

(Insurance undertakings)

1. 保険業（insurance undertakings）とは、非生命保険についての指令 73/239/EEC、生命保険についての指令 2002/83/EC 及び再保険についての指令 2005/68/EC に従って加盟国において活動する権利を与えられた事業をいう。
2. 保険業における資産ファクターには、第98条第2項に規定する金融資産価額の10%が含まれる。
3. 保険業における売上ファクターには、すべての既経過保険料（earned premiums）、会社勘定（non-technical account）から移された再保険の純利益（net of reinsurance）、配分投資収益、その他の保険収益、再保険の純利益、投資収入、手数料及びコミッションの10%が含まれ、付加価値税、その他の租税及び賦課金が除かれる。第96条第2項の解釈上、保険サービスは保険契約加入者（policy holder）の加盟国で実施されるものとみなされる。その他の売上は、労働ファクター及び資産ファクターの割合に従い、全てのグループ構成員に帰属する。

## 第100条 石油及びガス

(Oil and gas)

第96条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、石油又はガスの調査又は製造の分野で主要な事業を行うグループ構成員の売上は、当該石油及びガスの採掘又は製造が行われる加盟国のグループ構成員に帰属する。

第96条第4項及び第5項の規定にかかわらず、石油及びガスの調査又は製造が行われている加盟国にグループ構成員が存在しないか、調査又は製造がその石油及びガスの調査又は製造を行うグループ構成員が恒久的施設を有していない第三国で行われている場合には、その売上は当該グループ構成員に帰属す

る。

### 第 101 条 海運、内陸水路運送及び空輸

(Shipping, inland waterways and air transport)

その主要な事業が国際通運における船舶（ships）若しくは航空機（aircraft）の運用又は内陸水路運送に従事する小型船舶（boat）の運用であるグループ構成員の収益、費用及びその他の控除可能な項目は、第 86 条に規定する定式に従っては按分されず、そのグループ構成員に帰属するものとする。このようなグループ構成員は、按分定式による計算から除外される。

### 第 102 条 按分後利益から控除される項目

(Items deductible against the apportioned share)

按分後利益は、次の諸項目により調整される。

- (a) 第 64 条に規定する、本指令に規定する制度に加入する前に納税者が負った未処理損失（unrelieved losses）
- (b) 第 66 条(b)及び第 71 条との関連で第 64 条に規定する、グループレベルで負った未処理損失
- (c) 第 61 条に規定する固定資産の処分に係る金額、第 62 条に規定する長期契約に係る収益及び費用、並びに第 63 条に規定する将来の費用
- (d) 保険業の場合において、第 30 条(c)に規定する選択的技術的準備金
- (e) 各国のルールで控除が規定されている、附属文書Ⅲに記載された租税

### 第 103 条 租税債務

(Tax liability)

グループの各構成員の租税債務は、第 102 条の規定に従って調整された按分



後利益に対して各国税率を適用した後に、第76条に規定する控除を行うことにより計算される。

## 第17章 執行及び手続

### (ADMINISTRATION AND PROCEDURES)

#### 第104条 選択の通知

(Notice to opt)

1. 単体の納税者は、その納税者が居住者である加盟国（非居住者である納税者の恒久的施設の場合には、その施設が所在する加盟国）の権限ある当局に通知することにより、本指令に規定する制度を選択する。グループの場合には、主たる納税者がグループを代表して主たる税務当局に通知する。

当該通知は、納税者又はグループが制度の適用を望む課税年度が開始する3か月までにされなければならない。

2. 選択の通知（notice of opt）は、すべてのグループ構成員を対象とするものとする。しかし、特別な課税制度の対象となる輸送会社（shipping companies）については、グループから除外することができる。

3. 主たる税務当局は、グループ構成員が居住者である又は設立されているすべての加盟国の権限ある当局に、直ちに選択の通知を送付する。それら権限ある当局は、当該送付から1か月以内に、主たる税務当局に対して、選択の通知の有効性及び範囲に関し、彼らの見解及び関連する情報を提出することができる。

#### 第105条 グループに対する適用期限

(Term of group)

1. 選択の通知が受理された場合には、単体の納税者又はグループは、5課税

年度にわたり、本指令に規定する制度を適用することができる。当該当初期間（initial term）の満了に続いて、単体の納税者又はグループは、終了の通知（notice of termination）をしない限り、3課税年度ごとに、当該制度の適用を継続する。終了の通知は、納税者から権限ある当局に対し、また、グループの場合には主たる納税者から主たる税務当局に対し、当初期間（initial term）又は後続期間（subsequent term）が終了する3か月前までにされなければならない。

2. 一の納税者又は一の非納税者がグループに加入する場合であっても、当該グループの期間は影響を受けない。一のグループが他のグループに加入するか、二以上のグループが合併する場合には、当該拡大したグループには、満了期日（the expiry date）が遅い方のグループの満了期日まで、制度の適用が継続される。ただし、例外的な状況の下で、より短い期間の適用がより適切である場合には、この限りでない。
3. 一の納税者がグループを離脱する場合又はグループが終了する場合には、当該納税者又は複数の納税者は、当該グループの進行中期間の残余の期間について、制度の適用を継続する。

### 第106条 選択の通知に含まれる情報

(Information in the notice to opt)

以下の情報が選択の通知に含まれるものとする。

- (a) 納税者及びグループ構成員の特定
- (b) グループについては、第54条及び第55条に定める基準が充足されている証拠
- (c) 第78条に規定する関連企業の特定
- (d) 納税者の法的形態、法的所在地、及び実質的経営本拠地
- (e) 適用される課税年度

委員会は、選択の通知の標準様式を制定する法行為（act）を採択すること

資料（大野）

ができる。その実施法行為（implementing act）は、第 131 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択される。

### 第 107 条 選択の通知の取扱い

（Control of the notice to opt）

1. 選択の通知が有効に提出された権限ある当局は、通知に含まれる情報をもとに、グループが本指令の要求を充足しているかどうかを審査する。当該通知が受付から 3 か月以内に拒否された場合を除き、通知は受理されたものとみなされる。
2. 納税者が第 106 条の規定に従って関連するすべての情報を開示した場合には、グループ構成員の開示されたリストが正しくないとするその後の決定によっては、選択の通知の効力が失われることはない。当該発見があった課税年度の期首から、通知が修正され、その他のすべての必要な手段が講じられる。すべての情報が開示されていなかった場合には、その他の関連する権限ある当局との合意により、主たる税務当局は当初の選択の通知を無効とすることができる。

### 第 108 条 課税年度

（Tax year）

1. グループのすべての構成員の課税年度は、同一であるものとする。
2. 既存のグループに加入した年において、納税者はその課税年度をグループの課税年度に合わせるものとする。その課税年度の納税者の按分後利益は、当該企業がグループに属している間の暦月数の割合によって計算される。
3. グループから離脱する年における納税者の按分後利益は、当該企業がグループに属している間の暦月数の割合によって計算される。
4. 単体の納税者がグループに加入する場合、その課税年度は加入の前日に終

了したものとして取り扱われる。

## 第 109 条 納税申告書の提出

(Filing a tax return)

1. 単体の納税者は、権限ある当局に納税申告書を提出する。

グループの場合には、主たる納税者が主たる税務当局に対して、グループの連結納税申告書を提出する。

2. 当該申告書は、各グループ構成員の租税債務の評価書（assessment of the tax liability）として扱われる。一の加盟国の法が、納税申告書には租税評価書（a tax assessment）としての法的効力（legal status）があり、租税債務の強制徴収（the enforcement of tax debt）を許容する証書（instrument）となると定める場合には、連結納税申告書は当該加盟国に租税債務を負うグループ構成員に対し同様の効力を有する。
3. 連結納税申告書に租税債務の強制徴収のための租税評価書としての法的効力がない場合には、一の加盟国の権限ある当局は、当該加盟国の居住者であるか当該加盟国に所在するグループ構成員について、当該加盟国において強制徴収の権限を与える国内法の証書を発行することができる。その証書には、グループの当該構成員に関する連結納税申告書のデータが記載されるものとする。証書に対しては、形式を理由とする争訟（appeals）のみが許容され、その基となった評価に対して訴訟を提起することはできない。当該手続は、関連する加盟国の国内法に基づいて処理される。
4. 第 61 条第 3 項の規定により恒久的施設が存在するとみなされる場合には、主たる納税者は、当該恒久的施設の課税に関連するすべての手続的義務について責任を負う。
5. 単体の納税者の納税申告書は、その納税者が居住者であるか恒久的施設を有する加盟国の法が規定する期間内に提出されるものとする。連結納税申告書は、課税年度の期末から 9 か月以内に提出されるものとする。

## 第110条 納税申告書の内容

(Content of tax returns)

1. 単体の納税者の納税申告書は、以下の情報を含むものとする。

- (a) 納税者の特定
- (b) 納税申告書に係る課税年度
- (c) 課税ベースの計算
- (d) 第78条に規定するすべての関連企業の特定

2. 連結納税申告書は、以下の情報を含むものとする。

- (a) 主たる納税者の特定
- (b) グループのすべての構成員の特定
- (c) 第78条に規定するすべての関連企業の特定
- (d) 納税申告書に係る課税年度
- (e) 各グループ構成員の課税ベースの計算
- (f) 連結課税ベースの計算
- (g) 各グループ構成員の按分後利益の計算
- (h) 各グループ構成員の租税債務の計算

## 第111条 納税申告書の誤りに関する通知

(Notification of errors in the tax return)

主たる納税者は、連結納税申告書の誤りについて、主たる税務当局に通知するものとする。主たる税務当局は、必要に応じ、第114条第3項の規定に従って、修正評価書（an amended assessment）を発行する。

## 第112条 納税申告書の不提出

(Failure to File a tax return)

主たる納税者が連結納税申告書を提出しなかった場合には、主たる税務当局は、3か月以内に、入手可能な情報を考慮して、推計に基づき（based on an estimate）、評価書（an assessment）を発行する。主たる納税者は、当該評価書に対して争訟を提起する（appeal）ことができる。

### 第 113 条 電子申告、納税申告書及び文書化に関するルール

(Rules on electronic filing, tax returns and supporting documentation)

委員会は、電子申告、納税申告書の形式、連結納税申告書の形式及び必要な裏付書類の文書化（supporting documentation）に関するルールを定める法行為を採択することができる。これらの実施法行為は、第 131 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択される。

### 第 114 条 修正評価書

(Amended Assessment)

1. 単体の納税者については、税務調査（audits）及び評価（assessment）は、その納税者が居住者である又は恒久的施設を有する加盟国の法に基づいて行われる。
2. 主たる税務当局は、連結納税申告書が第 110 条第 2 項の規定に従っているかどうかを確認する。
3. 主たる税務当局は、連結納税申告書の提出期限の日から 3 年以内（納税申告書が当該日までに提出されていないときは、第 112 条に規定する評価書の発行日から 3 年以内）に、修正評価書（an amended assessment）を発行することができる。

修正評価書は、12 か月の期間において 1 回を超えて発行することはできない。

4. 第 3 項の規定は、修正評価書が第 123 条の規定により主たる税務当局の加

資料（大野）

盟国の裁判所の判決に従って発行される場合、又は第三国との間の相互協議の合意又は仲裁手続の結果として発行される場合には適用されない。そのような修正評価書は、主たる税務当局の裁判所の判決又は手続の終了から12か月以内に発行される。

5. 第3項の規定にかかわらず、修正評価書は、納税者の側の故意又は重大な過失による虚偽記載（*deliberate or grossly negligent misstatement*）によって〔発行が〕正当化される場合には連結納税申告書の提出期限の日から6年以内に、また、当該虚偽記載が刑事手続の対象となった場合には当該提出期限の日から12年以内に、発行することができる。そのような修正評価書は、さらなる質問又は調査のためにより長い期間が必要であることが客観的に正当化される場合を除き、虚偽記載が発見された後12か月以内に発行される。そのような修正評価書は、虚偽記載の内容に関する事項についてのみ発行される。

6. 修正評価書の発出に先立って、主たる税務当局は、グループ構成員が居住者である又は設立されている加盟国の権限ある当局と協議する。それらの当局は、協議から1か月以内に、その見解を表明することができる。

グループ構成員が居住者である又は設立されている加盟国の権限ある当局は、主たる税務当局に対し、修正評価書の発出を求めることができる。3か月以内に当該評価書が発出されない場合には、発出が拒否されたものとみなされる。

7. 修正評価書は、申告〔課税〕ベースと正しい〔課税〕ベースの差が5,000ユーロ又は連結課税ベースの1%のどちらか低い額を超えない場合には、連結課税ベースを調整するためには発出されない。

修正評価書は、グループ構成員が居住者であるか設立されている加盟国の按分後利益の総計が0.5%未満で調整されるものである場合には、按分後利益の計算を調整するためには発出されない。

## 115条 中央データベース

(Central data base)

主たる納税者により提出された連結納税申告書及び裏付書類は、すべての権限ある当局がアクセスできる中央データベース（a central data base）に保管される。中央データベースでは、すべてのさらなる情報及び書類並びに主たる税務当局によって発出される決定及び告示が、定期的に更新される。

## 第116条 主たる納税者の指名

(Designation of the principle taxpayer)

第4条第6項の規定に従って指名された主たる納税者を、後に変更することはできない。ただし、主たる納税者が第4条第6項に規定する基準を満たさなくなった場合には、新たな主たる納税者が、グループによって指名される。

例外的な状況下において、グループの構成員が居住者である又は恒久的施設を有する加盟諸国の権限ある当局は、選択の通知から6か月以内又は主たる納税者が携わる事業再編から6か月以内に、グループによって指名された納税者以外の納税者が主要な納税者になるべきことを共通合意によって決定することができる。

## 第117条 記録の保存

(Record-keeping)

単体の納税者及びグループの場合の各グループ構成員は、本指令の適切な履行を保証し税務調査が実施できるよう、十分に詳細な記録及び裏付書類を保存するものとする。



## 第118条 権限ある当局に対する情報の提供

(Provision of information to the competent authorities)

納税者が居住者である又は納税者の恒久的施設が所在する加盟国の権限ある当局からの要求により、納税者は、自らの租税債務の決定に関するすべての情報を提供するものとする。主たる税務当局からの要求により、主たる納税者は、連結課税ベース又はグループ構成員の租税債務の決定に関連するすべての情報を提供するものとする。

## 第119条 権限ある当局の意見の照会

(Request for an opinion by the competent authority)

1. 納税者は、実施が計画されている特定の取引又は一連の取引について本指令を適用するに当たり、納税者が居住者であるか恒久的施設を有する加盟国の権限ある当局の意見を照会することができる。納税者は、グループの構成案についての意見も照会することができる。権限ある当局は、合理的な期間にその照会に応じるため、すべての可能な手続をとる。

計画された取引又は一連の取引に関するすべての関連した情報が開示された場合には、権限ある当局により発せられた意見は拘束力を有する。ただし、第123条の規定に基づき主たる税務当局の加盟国の裁判所が後に異なる決定をした場合にはこの限りでない。納税者が当該意見に同意しない場合には、納税者は自身の判断に従って行動することができるが、納税申告書及び連結納税申告書にその事実を記載しなければならない。

2. 異なる加盟国にある二以上のグループ構成員が直接特定の取引又は一連の取引に携わっている場合、又は当該照会がグループの構成案に関するものである場合には、それらの加盟諸国の権限ある当局は、共通の意見で合意するものとする。

## 第 120 条 権限ある当局間の連絡

(Communication between competent authorities)

1. 本指令に基づく情報の伝達は、可能な範囲で、共通コミュニケーション・ネットワーク／共通システム・インターフェイス（CCN/CSI: the common communication network/common system interface）を使用して、電子的方法で行われる。
2. 権限ある当局が、指令 2011/16/EU に基づいてグループ構成員に関する協力又は情報交換の要請を受けた場合には、当該権限ある当局は、要請の受領の日から3か月以内に回答する。

## 第 121 条 守秘義務条項

(Security Clause)

1. 本指令の下で加盟国に提供されたすべての情報は、その加盟国において、その加盟国の国内法の下で得られた情報と同一の方法で、秘密として取り扱われる。いかなる場合であっても、そのような情報は、
  - (a) 租税に直接携わっている者又はその課税に関する行政的コントロールの下にある者によってのみ利用されることができる。
  - (b) 租税評価（tax assessment）の実施若しくは見直しを目的として行われる、又はこれらに関連して行われる、制裁（sanctions）を含む司法手続又は行政手続との関連においてのみ、かつ、そのような手続きに直接携わっている者に対してのみ、開示されることができる。ただし、そのような情報は、情報を提供した加盟国の権限ある当局が異議を申し立てないときは、公開の聴聞又は判決文書内において開示されることができる。
  - (c) 課税目的以外の、あるいは、租税評価の実施若しくは見直しを目的として行われる、又はこれらに関連して行われる、制裁を含む司法手続又は行政手続に関連する以外の、一切の状況において使用されない。

資料（大野）

また、加盟諸国は、委員会指令 2008/55/EC 第 2 条に規定するその他の賦課金（levies）、関税（duties）及び租税の評価に用いるために、第 1 項に規定する情報を提供することができる。

2. 第 1 項の規定にかかわらず、情報を提供する加盟国の権限ある当局は、情報提供国の法制の下で当該情報提供国が同様の状況において当該情報を同様の目的で用いることができるときは、情報要請国が当該情報を他の目的のために用いることを許可することができる。

## 第 122 条 税務調査

(Audit)

1. 主たる税務当局は、グループ構成員の税務調査を開始すること及び調整することができる。税務調査は、権限ある当局の要請によって開始することもできる。

主たる税務当局及びその他の関係する権限ある当局は、調査の範囲及び項目並びに調査対象となるグループ構成員について、共同で決定する。

2. 税務調査は、本指令の適正な執行を確保するための必要な調整がされた上で、当該税務調査が行われる加盟国の国内法制に従って実施される。
3. 主たる税務当局は、すべての税務調査の結果を集約する。

## 第 123 条 加盟国間の意見の相違

(Disagreement between Member States)

1. 一のグループの構成員が居住者であるか設立されている加盟国の権限ある当局が、第 107 条又は第 114 条第 3 項、第 5 項若しくは第 6 項第 2 サブパラグラフの規定により主たる税務当局が行った決定に同意しない場合には、3 か月以内に、主たる納税者の加盟国の裁判所に当該決定について提訴することができる。

2. 当該権限ある当局は、主たる税務当局の決定に対する手続において、少なくとも加盟国の法の下で納税者が享受すると同一の手続上の権利を有する。

## 第124条 争訟

(Appeals)

1. 主たる納税者は、以下の処分に対して争訟を提起する（appeal）ことができる。
  - (a) 選択の通知を拒否する決定
  - (b) 書類又は情報の開示を求める通知
  - (c) 修正評価書
  - (d) 連結納税申告書の不提出に係る評価書争訟の提起は、当該争訟の対象となった処分を受けた日から60日以内に行われるものとする。
2. 争訟の提起は、納税者の租税債務について、一切の中断効果を有さない。
3. 第114条第3項の規定にかかわらず、修正評価書は、争訟の結果に効力を与えるために発出することができる。

## 第125条 行政上の不服申立て

(Administrative appeals)

1. 修正評価書又は第112項の規定による評価書に対する不服申立ては、主たる税務当局の加盟国の法に従って、第一審として不服申立てを審理する権限のある行政組織（an administrative body）によって審理される。当該加盟国においてそのような権限のある行政組織がない場合には、主たる納税者は直接に裁判所に訴訟を提起することができる。
2. 当該行政組織への答弁書の提出に当たり、主たる税務当局は、他の権限ある当局と緊密に協議する。

3. 当該行政組織は、必要に応じ、グループ構成員及びその他の関連企業の税務上の事項並びに関連するその他の加盟諸国の法及び執行について、主たる納税者又は主たる税務当局に証拠の提出を命じることができる。関連するその他の加盟諸国の権限ある当局は、主たる税務当局に対し、あらゆる必要な協力を行う。
4. 当該行政組織が主たる税務当局の決定を変更した場合には、当該変更する決定は後者にとって替わり、主たる税務当局の決定として取り扱われる。
5. 当該行政組織は、6か月以内に不服申立てに対する決定を行う。その期間内に主たる納税者が決定を受領しなかった場合には、主たる税務当局の決定が維持されたものとみなされる。
6. 当該決定が維持又は変更された場合には、主たる納税者は、当該行政組織の決定の受領後60日以内に、主たる税務当局の加盟国の裁判所に直接訴訟を提起する権利を有する。
7. 当該決定が取り消された場合には、当該行政組織は当該事案を主たる税務当局に送付し、当該主たる税務当局は、当該行政庁の決定が通知された日から60日以内に新たな決定を下すものとする。主たる納税者は、当該新たな決定に対し、当該決定の受領の日から60日以内に、第1項の規定に基づき不服申立てをすること、又は主たる税務当局の加盟国の裁判所に直接に訴訟を提起することができる。主たる税務当局が60日以内に新たな決定を行わなかった場合には、主たる納税者は、主たる税務当局の加盟国の裁判所に、主たる税務当局のものと決定について、訴訟を提起することができる。

## 第126条 訴訟の提起

(Judicial appeals)

1. 主たる税務当局の決定に対する訴訟は、第3項の規定に従い、主たる税務当局の加盟国の法に基づいて審理される。
2. 当該裁判所への答弁書の提出に当たり、主たる税務当局は他の権限ある当

局と緊密に協議する。

3. 国内裁判所は、必要に応じ、グループ構成員及びその他の関連企業の税務上の事項並びに関連するその他の加盟諸国の法及び執行について、主たる納税者又は主たる税務当局に証拠の提出を命じることができる。関連するその他の加盟諸国の権限ある当局は、主たる税務当局に対し、あらゆる必要な協力を行う。

## 第 18 章 雑則

### (FINAL PROVISIONS)

#### 第 127 条 委任された権限の行使

##### (Exercise of the delegation)

1. 第 2 条、第 14 条、第 34 条及び第 42 条に規定する委任された法行為を採択する権限が、委員会に対し、無制限の期間与えられる。
2. 委員会が委任された法行為を採択した場合には、直ちに理事会に通知する。
3. 委任された法行為を採択する権限は、第 128 条、第 129 条及び第 130 条に定める条件に従って、委員会に与えられる。

#### 第 128 条 委任の取消

##### (Revocation of the delegation)

1. 理事会は、第 2 条、第 14 条、第 34 条及び第 42 条に規定する権限の委任を、いつでも取り消すことができる。
2. 取消の決定は、当該決定で指定される委任権限を終了させる。その効力は即時に、又は決定に指定されたそれ以後の日に、有効となる。当該決定は、既に効力を有する委任された法行為の有効性には影響しない。当該決定は欧

資料（大野）

州連合官報（Official Journal of the European Union）に掲載される。

### 第 129 条 委任された法行為に対する異議

(Objection to delegated acts)

1. 理事会は、通知の日から 3 か月以内に、委任された法行為に異議を申し立てることができる。
2. 当該期間の満了の時までに理事会が委任された法行為に異議を申し立てなかった場合には、委任された法行為は、欧州連合官報に掲載され、その掲載日から効力を生じる。

委任された法行為は、理事会が異議を申し立てる意思を有しない旨を委員会に通知した場合には、当該期間の満了前に欧州連合官報に掲載され、その効力を生じる。

3. 理事会が委任された法行為に異議を申し立てた場合には、委任された法行為の効力は生じない。理事会は、その委任された法行為に異議を申し立てた理由を述べるものとする。

### 第 130 条 欧州議会への通知

(Informing the European Parliament)

欧州議会は、委員会から、委任された法行為の採択、それに対して申し立てられた異議、又は理事会による委任権限の取消の通知を受ける。

### 第 131 条 小委員会

(Committee)

1. 委員会は小委員会（a Committee）によって補佐されるものとする。ここでいう小委員会は、EU 規則 No 182/2011<sup>21)</sup> の意味における小委員会である。

2. 本項について引用される場合には、EU 規則 No. 182/2011 第 5 条が適用される。

### 第 132 条 第 87 条に関する協議

(Consultation on Article 87)

第 131 条の規定により設立された小委員会は、付託された事案に関し、第 87 条の適用についても協議する。

### 第 133 条 見直し

(Review)

委員会は、本指令の効力が生じてから 5 年後に、その適用について見直しを行い、本指令の運用について理事会に報告する。当該報告は特に、本指令の第 16 章に規定する、加盟国間の課税ベースの分配メカニズムの影響についての分析を含むものとする。

### 第 134 条 国内法化

(Transposition)

1. 加盟諸国は、遅くとも [日付] までに、本指令に従うために必要な法、規則及び行政規定を採択し公表する。加盟諸国は、当該規定の本文及び当該規定と本指令との対比表を、委員会に速やかに連絡する。

加盟諸国は、当該規定を [ ] から適用する。

---

21) OJ L 55, 28.2.2011, p.13. 【訳注】各加盟国が欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組みに関する規定及び一般原則を定める 2011 年 2 月 16 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 182/2011。植月献二「リスボン条約後のコミトロジー手続－欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み」外国の立法 249 号 3 頁 (2011)。



資料（大野）

加盟諸国が当該規定を採択する場合には、当該規定に本指令のレファレンスを含めるか、当該規定の公的出版の際にレファレンスを含める。

2. 加盟諸国は、加盟諸国が採択した、本指令でカバーされる分野の国内法の規定を、委員会に連絡する。

### 第135条 発効

(Entry into force)

本指令は、欧州連合官報に掲載された日の後の [ ] 日目に効力を生じる。

### 第136条 名宛人

(Addressees)

本指令は、加盟諸国を名宛人とするものである。

附属文書 I～III（省略）

提案についての立法・財政報告書（Legislative Financial Statement for Proposals）（省略）

（おおの・まさと 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻教授）

# カナダのインサイダー取引規制(1)

木村真生子

- I. 問題の所在
- II. 規制の背景 —萌芽期
  - 1 2つのインサイダー取引事件
  - 2 キンバー・レポート (Kimber Report) ——立法趣旨をめぐる検討
  - 3 コモン・ロー上の救済と証券法改正の必要性
- III. 規制の構造
  - 1 インサイダー取引の意義
  - 2 規制の概要
    - (1) 州の規制
    - (2) 連邦の規制

## I. 問題の所在

日本のインサイダー取引規制は刑罰規定を中核に置いたルール・ベースの規制構造を有している<sup>1)</sup>。これは、通常行われている正当な企業活動が害されることのないように、規制の重心を予測可能性と運用可能性に置いたことによるものである<sup>2)</sup>。一方で、金融市場の公正確保を目指すというインサイダー取引規制の立法趣旨に鑑み、規制対象を過不足なく対象化する必要がある、形式性というドグマの中で、規制要件は過度に複雑化した。このため、学説では、規

---

1) 構成要件の明確性と罰則の適切性が立法方針とされ(証券取引審議会報告書不正取引特別部会昭和63年2月24日「内部者取引の規制の在り方について」)、現在もこの方針が踏襲されている(近藤光男=吉原和志=黒沼悦郎『金融商品取引法入門〔第2版〕』(商事法務, 2011年)316頁。なお、本稿でいうわが国の「インサイダー取引規制」は、断らない限り、内部者取引の予防措置に関する金融商品取引法163条から165条の2までの一連の規定を除き、同法166条及び167条の規定を指すものとする。

制の複雑性や硬直性を問題視して様々な具体的提言が行われてきた<sup>3)</sup>。例えば、重要事実の定義の見直しや、増資インサイダー取引事件を契機にした情報伝達行為・取引推奨行為の規制の対象化などの提案が行われ<sup>4)</sup>、とりわけ後者については問題解決の緊急性から、昨今、規制改正を行う具体的な議論が始まっている<sup>5)</sup>。

しかし翻って、金融市場の公正性や健全性の確保という立法趣旨に鑑みれば、インサイダー取引規制は、本来、規制対象の必要十分性という点についてより配慮しなければならないはずである。これに関しては、刑罰規定について、立法趣旨が「市場的アプローチ」に基づいているのに対し、規制対象者に係る現行法の規制範囲が「契約的アプローチ」<sup>6)</sup>の発想に依っているために規制範囲が狭められており、規制の理念と方針との間に不調和が起きているという指摘がなされていた<sup>7)</sup>。この指摘は、規制の「予測可能性」と「運用可能性」を重視すれば、「規制範囲の必要十分性」が損なわれる<sup>8)</sup>という、規制原理の本質的な矛盾を突いたものである。そこで、わが国のインサイダー取引規制を抜本

---

2) 前田雅弘「インサイダー取引規制のあり方」商事法務1907号（2010年）25頁、竹内昭夫「インサイダー取引規制の強化(下)」商事法務1144号（1988年）11-17頁。

3) 龍田節「インサイダー取引規制」ジュリスト948号（1990年）155頁。

4) 黒沼悦郎「インサイダー取引規制における重要事実の定義の問題点」商事法務1687号（2004年）40頁、平山幹子「インサイダー取引規制と共犯の成立の範囲」季刊・企業と法創造（商事法務、2007年）79頁、若林泰伸「増資の際のインサイダー取引と空売りに対する法規制」商事法務1962号（2012年）26頁等。

5) 2012年7月31日から金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」において検討が進められている。

6) 内部情報にアクセスすることを許容された者（役員・従業員等）が、それを許諾した者（会社〔株主全体〕）との明示的ないし黙示的な合意の範囲を超えて、情報の私的利用を行う場合に、違法性が基礎づけられるとする考えをさす。この場合、市場の秩序や投資家一般の利益は問題とされず、未公開情報の利用について本来権利を有するものとの関係で行為の適否が問題となる（藤田・後掲注（7）578-580頁、591-598頁を参照）。

7) 藤田友敬「未公開情報を利用した株式取引と法」岩原紳作＝神田秀樹編『（竹内昭夫先生追悼論文集）商事法の展望』（商事法務研究会、1998年）575頁、607-609頁等。

8) 前田・前掲注（2）。

的に見直すために種々の立法論が展開され<sup>9)</sup>、例えば、資金調達手段の変化や取引手法の多様性に対応できるように、抽象度の高い規定を有するアメリカやEUなどに倣った、プリンシプル・ベースの規制へ移行することが合理的であるとの指摘がなされている<sup>10)</sup>。さらに、近時、金融商品取引法（以下「金商法」とする）上の不公正取引規制を体系的に見直す有力な見解が主張されており<sup>11)</sup>、その中で、インサイダー取引規制の再構築に向けた議論が活発化する可能性がある。

本稿は、わが国のインサイダー取引規制の方向性について今後の議論を深めるために、従来あまり着目されてこなかったカナダのインサイダー取引規制を取り上げて考察を行うものである。わが国の規制は、アメリカやEU諸国との比較研究を通じて、国際的にみて相当に特異な規制であるとの評価がなされて

9) 上田真二「インサイダー取引における「開示または断念」の原則について—アメリカ法を参考にして—」彦根論叢340・341号（2003年）161頁、梅本剛正「インサイダー取引規制の再構築」川濱昇＝前田雅弘＝洲崎博史＝北村雅史編『（森本滋先生還暦記念）企業法の課題と展望』521頁（商事法務、2009年）、黒沼悦郎「内部者取引規制の立法論的課題—内部情報および内部者の定義を中心として—」岩原紳作＝神田秀樹編『（竹内昭夫先生追悼論文集）商事法の展望』（商事法務研究会、1998年）317頁（同『証券市場の機能と不公正取引の規制』〔有斐閣、2002年〕所収等。

10) 梅本・前掲注(9)538頁等を参照。インサイダー取引規制が導入された1965年から1990年代前半、日本がインサイダー優位の株主保有構造を有していたことからすれば、私見では、内部者の規制範囲を限定することについては整合性があったと思われる。しかしバブル崩壊後に海外機関投資家が増加し、銀行危機後にアウトサイダー（企業と投資家の間に取引関係のない、機関投資家や個人）優位の保有構造が優勢となり、2006年以降、当該保有構造が安定化し始めた現状を踏まえると、現行規制はその構造や機能に何らかの障害を生じさせているものと考えられる。情報社会におけるインサイダーの取引行動の変化などを注意深く検証しながら、規制の実効性について再考する必要があるだろう（株主保有構造については、宮島英昭＝保田隆明「変貌する日本企業の所有構造をいかに理解するか—内外機関投資家の銘柄選択の分析を中心として—」金融庁金融研究センターディスカッションペーパーDP2011-11（2012年）6-9頁を参照）。

11) 松尾直彦「不公正取引規制の施行5年の軌跡と展望」ジュリスト1444号（2012年）44頁、金融商品取引法研究会（報告者：松尾直彦）「金商法第6章の不公正取引規制の体系」金融商品取引法研究会研究記録第37号（日本証券経済研究所、2012年）。

いるが<sup>12)</sup>、カナダもわが国と類似したルール・ベースの規制構造を有する国の一つである。そして、興味深いことに、カナダの証券市場も日本と同様に、インサイダー取引が容易に行われやすい市場だと批判され<sup>13)</sup>、取引手法の変化や市場の電子化に対応しながら、規制構造の見直しを継続的に行ってきた。

たしかに、インサイダー取引規制の効果に関して大きな意味をもつ市場規模や株主構成についてみれば<sup>14)</sup>、両国には相違があり、規制の単純比較はできないだろう。しかし日本と同じルール・ベースの規制を有するカナダ法の構造や変遷についてみることは、インサイダー取引規制とルール・ベース規制の関係性や、規制のドグマとパラドックスに翻弄される現行規制の限界点を占ううえで、重要な示唆を与えるものと考えられる。また、その規制の機能や効果を分析することを通じて、悪質なインサイダー取引を有効に抑止するというエンフォースメントの実効性を重視する立場から、刑事・民事・行政の区別を超えた規制原理を考案し、新たな規制概念を導入する必要があるかどうかという問題についても、再考の手がかりを示したいと考えている<sup>15)</sup>。

そこで、まず、本研究では、カナダのインサイダー取引規制の背景や規制の全体像を紹介することから始め<sup>16)</sup>、合法的なインサイダー取引とその規制、違法なインサイダー取引に関する規制と判例法、規制違反に対する措置（サンクション）とその実効性の問題などにつき、順次検討を行う。

---

12) 川口恭弘＝前田雅弘＝川濱昇＝洲崎博史＝山田純子＝黒沼悦郎「インサイダー取引規制の比較法的研究」民商法雑誌125巻4・5号（2002年）423頁以下、前田雅弘・前掲注（2）26頁。

13) 株式市場の異常な日商を調査した結果、カナダではインサイダー取引が行われやすいことが報告されている（Bris, A., “Do Insider Trading Laws Work?” (June 2005) *European Financial Management*, Vol. 11, No.3 267, at 269, 287).

14) See e.g., Durnev, A. A. and Nain, A. S., “The Effectiveness of Insider Trading Regulation around the Globe” (November 2005) University of Michigan Business Sch. Working Paper; Beny L. N., “Do Investors Value Insider Trading Laws? International Evidence” (August 2006) University of Michigan Business Sch. Working Paper No.837.

15) 田中英夫＝竹内昭夫『法の実現における私人の役割』（東京大学出版会、1987年）163-166頁を参照。

## II. 規制の背景 — 萌芽期

### 1. 2つのインサイダー取引事件

1987年のタテホ化学工業株事件を契機にして日本がインサイダー取引規制を整備したように<sup>17)</sup>、カナダでは、以下の2つの事件がインサイダー取引に規制をかける契機となった。

第1の事件は、1962年に起きたShell Oil社によるCanadian Oil Companiesの買収に絡むインサイダー取引事件である。1960年代中頃まで、カナダは資本投資を促進するために、証券市場に規制をかけることについてあまり積極的ではなかった<sup>18)</sup>。しかし不公正な取引を糾弾しようとする過剰な報道によって、Shell Oil社が強い批判を浴びるようになると、証券規制に対する社会的関心が高まり、オンタリオ証券委員会（Ontario Securities Commission：OSC）は、同事件の正式な調査に踏み出さざるを得なくなった。

調査により、会社の役員らが未公開情報によって多大な利益を上げたことが

---

16) カナダは連邦制度を有する主要諸国とは異なり、証券規制は州の管轄であり、その規制は州ごとに異なる。これは、歴史的にカナダの各州が、自らの財産権と市民権を行使して証券市場を規制していたことと関係がある（Groia, J. and Hardie, P., *Securities Litigation and Enforcement* 2d ed. (Toronto: Carswell Thomson, 2012) at 6)。なお、本稿では、証券市場の規模がカナダで最大のオンタリオ州の証券法（*Ontario Securities Act: OSA*）を主として参照し、適宜、必要に応じてそれ以外の州法について触れる。また、オンタリオ証券法は他州のモデル法となることも多い。州際間の規制の整合化問題については、後掲注(46)を参照。

17) 債券先物投資に失敗し、巨額の損失を被ったタテホ化学の取引先銀行が、その事実が公表される前に、持株を売却して損失を未然に防いだことがインサイダー取引に当たると報道された事件をさす。なお、タテホ化学の取締役も、このとき内部情報を利用して短期売買により利益を得ていた。同事件の後、金融・証券の国際化の流れの中で、諸外国の規制に同調し、昭和63年に証券取引法を改正してわが国はインサイダー取引規制を導入した。

18) Cheng, H., "A Comparison of Illegal Insider Trading in Canada and Post-Communist China: Globalized Market Economy and the Role of Law" (2004), Dissertation submitted to Simon Fraser University, at 99.

明らかにされたが、一方で、未公開の内部情報を利用して証券取引を行うことは、証券法上も刑法上も不明であると結論づけられた。当時、内部者がその置かれた地位ゆえに取得できる情報を密かに伝達することは、企業倫理上は不当であるとされていたが、法に抵触することはなかったからである<sup>19)</sup>。

これを受けて、マスメディアがさらにOSCに対する批判を強めたことから、1963年、司法長官の諮問により、Jack Kimberを議長とする証券規制に関する委員会が立ち上げられた（以下「キンバー委員会〔Kimber Committee〕」とする）<sup>20)</sup>。同委員会は、インサイダー取引に関連する英連邦及びアメリカ、カナダ諸州の証券法や会社法に関する調査を行うと共に<sup>21)</sup>、インサイダー取引の問題や開示の程度を主要な論点とし、証券法改正に向けて議論を進めることになった。

ところが検討の最中、第2の事件が起きる。1964年にアメリカで起きた著名なテキサス・ガルフ・サルファ社（Texas Gulf Sulphur : TGS）のインサイダー取引事件<sup>22)</sup>である。内部情報を得た一部の役員が市場で同社の株式を購入して売却益を上げ、そのうち一人は友人や知人に対して秘匿情報を漏らしていた。さらに、当該情報の重要性を認識していなかった役員が、内部情報を得ていた役員にストック・オプションを交付していた事実が報道や裁判<sup>23)</sup>を通じて明らかになった。アメリカで起きたこのTGS事件は、問題となった内部情

---

19) Armstrong, C., *Moose Pastures and Mergers: The Ontario Securities Commission and the Regulation of Share Markets in Canada, 1940-1980* (Toronto: University of Toronto Press, 2001) at 224-225.

20) See Condon, M.G., *Making Disclosure: Ideas and Interests in Ontario Securities Regulation* (Toronto: University of Toronto Press, 1998) at 55.

21) Report of the Attorney General Committee on Securities Legislation in Ontario (Toronto: Queen's Printer, 1965) (Kimber Report), at para.1.04.

22) TGS事件を紹介する邦文献として、龍田節〔判解〕アメリカ法〔1970-1〕（1970年）100頁、栗山修「米国における不公正な証券取引規制に関する一考察—インサイダーの解釈基準とその変遷—」同志社法学53巻9号（2001年）104-107頁、萬澤陽子『アメリカのインサイダー取引と法』（弘文堂、2011年）64-68頁等。

報がカナダ・オンタリオ州の鉱床に関わるものであったこともあり、キンバー委員会の証券法改正の議論に大きな影響を与えた<sup>24)</sup>。

## 2. キンバー・レポート (Kimber Report) ——立法趣旨をめぐる検討

カナダでインサイダー取引を規制する目的は、投資家の保護と効率的な資本市場の形成にあるといわれるが<sup>25)</sup>、この見解はキンバー委員会の議論が基礎になっている。

同委員会の最終報告書であるキンバー・レポート (Kimber Report) は、証券投資に関わる様々な関係者、すなわち業界関係者だけでなく個人投資家からも広く意見書を集めて議論を重ね、他州の証券委員会とも討議を行いながら作成されたところに1つの特徴がある。

上述のように、当時のカナダの証券市場では、インサイダー取引は悪質性の高い行為であることが認識されており、自主検閲をしている業界の倫理がある程度機能し、悪質なインサイダー取引に制裁を課している部分があった<sup>26)</sup>。つまり、自主規制に一定の抑止効果が働いていたと考えることができる。しか

---

23) *SEC v. Texas Gulf Sulphur Co.*, 401 F.2d 833 (2d. Cir. 1968). TGS事件は、証券取引所の取引にSEC規則10b-5が適用されることや、「開示または断念の原則 (disclose or abstain rule)」(いわゆる情報平等理論)を表明したこと、また、差止命令の付随的措置としてDisgorgement (不当利益吐出し)を求めることを判例法上確立した事件として重要な事件である。TGS事件の判例理論はカナダにおいても採用されており、例えばPezim判決では、TGS事件で示された「重要性 (materiality)」の意義に関する理論が引用されている (*Pezim v. British Columbia* [1992] B. C. J. No. 957, 96 D. L. R. (4<sup>th</sup>) 137, at 193-194 (C.A.))。

24) アメリカの判例法理は、カナダの下級審裁判所における審理や制定法の制定過程において参照されている。このため、カナダとアメリカの制定法が実質的に同じ内容を有することもある (MacIntosh, J. G. and Nicholls, C. C., *Securities Law* [Toronto: Irwin Law, 2002] at 29)。

25) See Rockwell, K. D. and Johnston, D., *Canadian Securities Regulation* (Markham, ON: Butterworths, 2006) at 249; Condon, M., Anand, A. I. and Sarra, J., *Securities Law in Canada: Cases and Commentary*, 2d ed. (Toronto: Emond Montgomery, 2010) at 481.

26) Rockwell and Johnston, *Ibid.*, at 250.



し一方で、インサイダー取引に対して、法は完全な救済を与えることができないことが明白なため、あえて規制を設ける強い動機づけが存在しなかった<sup>27)</sup>。とりわけ、規制を実施するためには法外な費用がかかることから、インサイダー取引に規制を課すことは、極めて不効率だと理解されていた<sup>28)</sup>。したがって、2つの事件を契機に直ちにインサイダー取引に規制をかけることについて、カナダでは市場全体のコンセンサスを得る必要があった<sup>29)</sup>。

一方で、カナダは貯蓄率の高さに比べ、リスクの高い証券市場への国内投資が活発ではなく、そのことがカナダの経済成長を遅らせ、国外からの投資に対しては開放的であるなどと、当時しばしば批判がなされていた<sup>30)</sup>。そこで、国内からの証券投資を活性化するためには、市場に対する国民の信頼を高めていくことが不可欠であると考えられるようになった。つまり、投資家の利益になるように証券法を改正することで、証券市場に対する国民の信頼が生まれ、国民の信頼が高まると証券業界は利益を得て、相互に好循環が生まれると考えられたのである<sup>31)</sup>。

キンバー委員会は、最終的に、インサイダー取引を明示的に規制することに

---

27) *Ibid.*

28) 規制コストの観点から、インサイダー取引規制の効果を疑問視する声は依然として強い。Blackは、ニューヨーク証券取引所の市場監視を評価しながらも、2000年の時点で市場監視に95百万ドルの費用がかけられていることを指摘している（Black, B. S., “The Legal and Institutional Preconditions for Strong Securities Markets” (April 2001) 48 UCLA L. Rev. 781, at 811, note 36)。なお、カナダでは2003年前後の時点で年間市場監視に約8.1百万ドルの費用をかけていたという（Insider Trading Task Force “Illegal Insider Trading in Canada: Recommendations on Prevention, Detection and Deterrence” (November 2003) at 8)。

29) Kimber Report, *supra* note (21) at para.1.15.

30) *Ibid.*, at para.1.13.

31) *Ibid.*, at para. 1.17. なお、キンバー委員会が議論を行っていた当時、米国のファイナンス学者Famaらが実証分析を基に効率的市場仮説を発表していたことは、カナダのインサイダー取引規制に少なからぬ影響を与えていたと思われる。現在では、情報平等理論もインサイダー取引規制の理論的根拠となっている（*See* Rockwell and Johnston, *supra* note (25), at 249; MacIntosh and Nicholls, *supra* note (24), at 224-225)。

対して積極的な提言を多く集めることになった。また、提言には直接ないし間接的な投資家への情報開示を求める意見が多く含まれていた<sup>32)</sup>。

そこで同委員会は、理想的な証券市場を「関連する事実を市場関係者が可能な限り知ったうえで形成される価格を基にした、自由で開放的な市場である」と位置づけ、「この考え方を破壊したり、疑問を呈するような要因が存在すれば、市場で投資を行う国民の信頼を低下させることにつながる。つまりこれは国民の関心事である。」<sup>33)</sup>と述べて、立法趣旨をいわゆる「市場的アプローチ」に置くことを提言した。また同時に、キンバー委員会は情報開示を規制手段の1つの柱として採用することを提案した。なぜならば、事前にインサイダー取引を届け出ることが義務づけられれば、内部者による不適切な取引への関与が減少するからである。しかし他方で、情報開示規制だけでは悪質なインサイダー取引の抑止は不十分であるとも考えた<sup>34)</sup>。そこで、規制のもう一つの柱を違法なインサイダー取引に対する制裁に置くこととし、不適切な取引に対する行政上の手続きや、刑事罰による制裁に加えて、コモン・ロー上認められている民事責任の追及方法についても検討を進めることにした。

### 3. コモン・ロー上の救済と証券法改正の必要性

内部の機密情報を得た役員が、それをを用いて会社の証券を購入して利益を上げれば、理論上、会社に対する責任が生じ信任義務の問題となる。民事責任の追及に関する議論において、キンバー委員会は、取締役の信任義務に関する1902年の英国の *Percival v. Wright* 判決<sup>35)</sup> を参照したうえで<sup>36)</sup>、悪質なインサ

32) Kimber Report, *supra* note (21) at para. 1.17.

33) *Ibid.*, at para. 2.02.

34) *Ibid.*, at para. 2.04.

35) [1902] 2 Ch. 421 (Eng. Ch. Div.). 同判決の法理は2006年イギリス会社法170条 (Companies Act 2006, s. 170) に反映されている。

36) 英連邦 (the British Commonwealth) のカナダは、ケベック州を除き、イギリスの判例法理を法源として採用する (Gall, G., *The Canadian Legal System* 5th ed (Toronto: Carswell Thomson, 2004) at 56-57)。

イダー取引からの救済を図るにはコモン・ロー上の救済だけでは不十分であると考えた<sup>37)</sup>。

Percival判決とは、取締役は会社に対して忠実義務を負うが、個々の株主に対してはかかる義務を負わないとした先例である。株主は会社の経営企画などを知ってその会社の株式を買うのであり、取締役が株主に対して会社の株式を保有するように直接働きかけることはない、つまり売買は相対取引では行われていないということをその根拠とするものである。したがって、証券取引の趨勢が、因果関係の希薄な市場に移り、非対面取引で行われることを考慮すれば、Percival判決の論理は實際上妥当しないことになる。

しかしPercival判決と異なる立場をとる判例も一方では存在する。マニトバ州の控訴裁判所が下した1913年のGadsden v. Benetto判決<sup>38)</sup>は、株価に重大な影響を与える特別な事情があるときは、取締役は株主に対して信任義務を負うという判例法理を示していたからである。また、取締役の忠実義務に関する英国の1942年のRegal (Hastings) Ltd. v. Gulliver判決<sup>39)</sup>も、取締役がその立場を利用して利益を得た場合には、いかなる場合であっても会社に対して責任を負うと判示していた。つまり、これらの判例の論理に従うならば、コモン・ロー上の救済が全く図られないわけではない。しかしGadsden判決は概して見落とされがちな判決であり、キンバー委員会が議論を行っている当時は、株主代表訴訟のような制定法上の救済も存在しなかった<sup>40)</sup>。

このため、キンバー委員会は、役員等の会社の内部者に、保有証券の内容とその売買の状況に関する報告を義務づけることに加えて、内部者が未公表の重

---

37) Kimber Report, *supra* note (21), at para. 2.05. インサイダー取引に関する裁判例は1966年に規制が改正される頃まで、ほとんど現れなかったという (Groia and Hardie, *supra* note (16), at 257.)。

38) (1913) 9 D. L. R. 719.

39) [1942] UKHL 1.

40) See Anisman, P. (prepared on behalf of the Institute of Corporate Directors in Canada), *Insider Trading in Canada: Recommendations and Guidance on Boardroom Practice* (Willowdale, ON: The Institute, 1988) at para. 3.1-3.3.

要情報を有しながら保有証券の売買を行った場合は、株主及び会社は訴因を有することにつき、制定法上の規定を設けるべきだとの結論に至った<sup>41)</sup>。

## II. 規制の構造

### 1. インサイダー取引の意義

カナダは、後述のように、証券法以外にも会社法や刑法など、複数の規制手段によってインサイダー取引を規制している。これらの法は異なる規制目的の下でインサイダー取引を規制しているため、その意義を構成する細部の要素は同一ではない。また、初期の意義と現在の意義づけにも違いがある。例えば、証券法においてインサイダー取引は、当初、キンバー・レポートで次のように定義されていた<sup>42)</sup>。

「会社と関連のある一般には知られていない重要な情報を利用する可能性がある者が独自に当該会社の証券を購入または売却すること」

しかし、現在ではカナダ諸州の証券法がこの定義を核としつつも、適宜インサイダー取引の定義に修正を加えてその外延を広げている。すなわち、内部者から重要な事実または重要な変更を知った者<sup>43)</sup>、および、当該者が内部者であることを知っていた者または当然知っているはずであった者による取引も、インサイダー取引にあたるとしている<sup>44)</sup>。いずれにせよ、カナダにおいて、

---

41) 前掲注(7)の藤田友敬教授の分析に従えば、オンタリオ証券法に代表されるカナダ証券法は、市場的アプローチに基づく立法趣旨に整合的な情報開示規制を採用したとみることができる。しかしそれと同時に、エンフォースメントの観点から、契約的アプローチに基づく罰則規定が補完的に導入されている。

42) Kimber Report, *supra* note (21), at para. 2.01.

43) 金商法166条3項の情報受領者の規定に相当する。

44) OSA, R.S.O. 1990. c. S.5, s. 76 (5); *British Columbia Securities Act*, R. S. B. C. 1996. c.418 [BCSA], s. 3; *Quebec Securities Act*, R. S. Q. c. V-1.1 [QSA], ss. 187, 189; *Criminal Code*, R. S. C. 1985, c. C-46, s. 382.1.

規制すべきインサイダー取引とは概ね以下のような5つの要素で表されるものと考えられている<sup>45)</sup>。

「(1) (株式公開) 会社と特別な関係 (諸法の定めによる) にある者で、(2) 未公表または私的情報でかつ十分に重要性のある情報を保有している者は、(3) 情報が開示されるかまたは情報の重要性が失われるまでの間、会社の証券を売買してはならず、また(4) 情報の伝達が会社の営業の一部として行われなければならないかぎり、他人にその情報を伝達してはならない。(5) 当該情報を知った者は、直接的であれ間接的であれ、何人もその会社の証券を売買してはならない。」

つまり、カナダでは「内部者による取引」だけではなく、「内部情報に基づく取引 (Tipping)」もインサイダー取引の範疇に属するものと位置づけている。

## 2. 規制の概要

カナダのインサイダー取引は州レベルと連邦レベルにおいて規制され、そのほかに自主規制団体がインサイダー取引に関する諸規則を定めている。

### (1) 州の規制

州レベルでは、各州の証券法 (Securities Act) がインサイダー取引を規制する<sup>46)</sup>。

オンタリオ州では、1965年3月11日のキンバー委員会による報告書の提出を受けて、1966年にインサイダー取引規制を含む改正証券法 (以下、1966年法) を成立・施行させた<sup>47)</sup>。同法は、原則として、ある者が「内部者」に該当することになる10日前までに (変更が生じた場合も同様) インサイダー取引報告書 (insider trading report) を提出することを義務づける。これは「合

---

45) Groia and Hardie, *supra* note (16), at 256.

法的なインサイダー取引 (legal insider trading)」として扱われる。報告書には発行者が発行した証券の名称やその受益所有権等が記載され、提出された情報をもとに規制当局がレポートを作成し、一般に公開する。現在、多くの場合、インサイダー取引報告書は SEDI (the System for Electronic Disclosure by Insiders) を通じて電子的に提出されており、一般の投資者は SEDI のウェブサイトで適時必要な情報を得ることができる。なお、報告書の不提出者に対しては、OSC による行政上の処分が下されるほか、刑事罰が科されることもある。インサイダー取引報告書の規制は、開示規制として、証券法独自の性格を帯びている。

---

46) 前掲注 (16) で述べたように、カナダの証券規制は州の管轄とされているが、カナダ証券取引委員会 (Canada Securities Administrators: CSA。カナダ全土の証券法の調和を促進するために作られた連合で、全州の証券当局が加盟している) により提唱されたパスポート (Passport) 方式が 2005 年から実施されており、主要な規制者の決定と所定の要件を満たすことにより、市場参加者は、ある市場から他の資本市場に自動的にアクセスすることができる (CSA のホームページを参照 [<http://www.securities-administrators.ca/about-sa.aspx?id=96&terms=passport+system>])。例えば、ある州の証券法に基づいて登録がなされると、他の州でもその登録は有効になる (See *National Instrument 31-103 Registration Requirements and Exemptions*)。ただし、オンタリオ州がパスポート方式を採用していないため、パスポート方式の実質的な有効性には疑問が残されている。

証券法の統一を目指す連邦政府は、証券取引が 1867 年憲法 (Constitution Act, 1867) 91 条(2)に該当することを根拠に (憲法 91 条は連邦の立法権限を規定し、(2)は通商貿易を指定する。齋藤憲司「各国憲法集(4)カナダ憲法 (基本情報シリーズ⑩)」国立国会図書館調査及び立法考査局 (2012 年) 9-10 頁等を参照)、連邦証券法 (the proposed Canadian Securities Act) の制定を進めたが、アルバータ州やケベック州など一部の州が州の規制権限 (財政権及び市民権) を主張して反対し、裁判所に違憲性の判断を求めた。2011 年 12 月、最高裁判決が下され、アルバータ州等の主張が認められたために、証券取引に関する連邦の権限は否定された (*Reference Re Securities Act, 2011 SCC 66*, [2011] 3 S.C.R. 837)。この判決により、連邦証券法の制定を通じたカナダの証券法統一への動きは一步後退したと考えられている。ただし、証券法の目的との関係では、ある会社が州法の下で設立されたか連邦法の下で設立されたかどうかは重要な問題ではない (Groia and Hardie, *supra* note (16), at 10)。

47) S. O. 1966, c. 142 [OSA 1966].

他方で、インサイダー取引については民事責任に関する規定が置かれ、被害を受けた会社の不作為に対処するために、OSCの訴権が規定されている。ただし、未公開の重要な事実または変更を知って取引を行うこと、つまり内部情報に基づく取引（Tipping）については、1966年法上では禁止行為とまではされていなかった。未公開の重要な事実または変更を他者に知らせる行為に対して規制が導入されるのは、1978年の改正オンタリオ証券法（以下、1978年法）<sup>48)</sup>の施行を待たねばならなかった。1978年法では、内部者または特別な関係にある者が、必要な業務の過程外で、他人に未公開の重要な事実または重要な変更を知らせることが禁じられた<sup>49)</sup>。

なお、オンタリオ州とアルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州の州会社法は、インサイダー取引に関する民事責任を定めている<sup>50)</sup>。州会社法の規定は連邦会社法の規制に類似するが、非公開会社のみ適用される。

## （2）連邦の規制

連邦レベルでは、会社法と刑法典がインサイダー取引に関する規定を置く。

### a. 会社法上の規制

包括的な会社法を制定するために、連邦政府は平和と秩序を維持するために良好に国家権力を行使し<sup>51)</sup>、その権力に基づいて、1970年、すでに州証券法で導入されていたインサイダー取引に関する規定をカナダ会社法（Canada Corporations Act：CCA）の一部にも取り入れた<sup>52)</sup>。この規定は、後身の1975

---

48) OSA, R. S. O. 1990. c. S.5, s.76(5).

49) OSA, s.76(2).

50) *Ontario Business Corporations Act*, R.S.O. 1990, c. B.16, Part X; *Alberta Business Corporations Act*, R.S.A. 2000, c. B-16, Part 10; *British Columbia Business Corporations Act*, S. B. C. 2002, c. 57, Division 8.

51) *See Constitution Act*, 1867, s. 91.

52) インサイダー取引以外で、州法と連邦法の規定が重複する分野として、非公開会社化、スクウィーズ・アウト取引、株式公開買付けがある。

年カナダ事業会社法（Canadian Business Corporations Act : CBCA 以下、本稿では CCA と CBCA を併せて「連邦会社法」とする）に引き継がれた<sup>53)</sup>。

ところで、連邦政府はなぜ会社法上にインサイダー取引規制を置いたのだろうか。その理由は、インサイダー取引に関する連邦とオンタリオ州の法規の重畳適用の当否が争われた、1980年代初頭の *Multiple Access Ltd. v. McCutcheon* 最高裁判決<sup>54)</sup> の多数意見で明らかにされている。

「役員不正行為に対する防止手段を定める規定は、会社の統治構造の範疇に厳格に入るものである。会社とその内部者が適切な関係にあることは、会社の法にとって不可欠であり、会社の初期段階から、会社の設立を認可している制定法がその関係性を調節してきた。(中略) 疑いが差し挟まれている会社法 (CCA) の規定は、連邦法の下で設立された会社の同一性を保持すること及び当該会社の株主を保護することに向けられている。つまり、信認される立場にあるかまたは全株主が得られない情報に精通している者によってなされる会社または会社の株主全体を害する行為に、照準を定めているのである。」<sup>55)</sup>。

つまり、上記によれば、連邦会社法におけるインサイダー取引規制の目的は、違法な内部者による取引を未然に防ぐことによって、連邦法会社に投資する株

---

53) Becklumb, P., “Canada Business Corporations Act: Insider Trading” (Parliamentary Information and Research Service of the Library of Parliament, October, 2008), PRB 99-39E, at 3.

54) *Multiple Access Ltd. v. McCutcheon*, [1982] 2 S.C.R. 161. 本件は、Multiple Access 社の株主がオンタリオ証券法のインサイダー取引に関する民事責任規定に基づき、損害賠償を求めて同社を提訴した事件である。訴訟過程で、連邦会社法 (CCA) の下で設立された被告の Multiple Access 社は、最重要の法理 (paramountcy doctrine: カナダでは憲法上、州法と連邦法の間には軋轢を生じた場合は連邦法が優先し、州法は、それが連邦法と矛盾する範囲内においてのみ効力を失わせられるという法理) を持ち出し、連邦法会社に対する州法の不適用を主張した。

55) *Ibid.*, at 179.



主の保護を図ることにある。これに対して証券法の規制は、会社の資本証券の売買との関係で、財産権と市民権に関連する領域にあり、連邦会社の機能や行為を全く無にするものでもなく、連邦会社の地位や本質的な権限を弱めるものでもない<sup>56)</sup>。したがって、州証券法と連邦会社法のインサイダー取引規制は、立法趣旨が異なるためにそれぞれに重要性があり、一方が他方に優先することはないと考えられている<sup>57、58)</sup>。

このような規制趣旨の下で、連邦会社法のインサイダー取引規制は、(1)インサイダー取引に関する民事責任、(2)内部情報に基づく取引（*Tipping*）に関する民事責任<sup>59)</sup>、(3)投機取引の罪（*speculative trading offences*）<sup>60)</sup> という、3つの枠組みに分かれる。連邦会社法における「内部者」の定義は、会社（*distributing corporations*）<sup>61)</sup> またはその子会社、当該会社またはその子会社の取締役または役員、当該会社の10%以上の株式を保有する株主、従業員など、規制趣旨との関係から広範囲に及ぶ。*Tipping* についてはさらに内部者の範囲が広く、オンタリオ証券法上の定義に近づく<sup>62)</sup>。

---

56) *Ibid.*, at 185.

57) Becklumb, *supra* note (53), at 3.

58) しかし *Multiple Access* 判決の少数意見（9名のうち3名の最高裁判事の意見）によれば、証券規制の主要な問題は会社の統治構造にあるのではなく、むしろ会社の証券の取引を、規制することにあるとしている（*Multiple Access Ltd. v. McCutcheon*, at 219-220）。つまり、連邦会社法のインサイダー取引規定は、連邦法会社の統治構造あるいはその機能面において必ずしも必要ではなく（*Ibid.*, at 224）、その規定は無効であり、これに対してオンタリオ州はインサイダー取引に関する法の制定権限があったとした。

59) *Canada Business Corporations Act*, R. S. C. 1985, c. C-44 [CBCA], s. 126, s. 131. CBCA126条は規制対象、131条は民事責任について定める。

60) CBCA, s. 130. 投機売買は空売りとオプションの売買をさす。

61) CBCA126条にいう会社は、カナダ事業会社法規則2条1項（*Canada Business Corporations Regulations*, 2001, SOR/2001-512 [CBCA Reg.], s. 2(1)）の *distributing corporations*（伝達会社）をさす。*Distributing corporations* はインサイダー取引報告書の提出者（*reporting issuer*）に加えて、同報告書の提出者に該当しない場合でも、目論見書や登録届出書の提出会社、証券取引所の上場会社などが含まれる。

62) Groia and Hardie, *supra* note (16), at 284.

また、対象となる証券の範囲も広く、株式や債券のような一般的な証券に加えて、オプションのような証券を売買するための権利義務も対象となる<sup>63)</sup>。ただし、「重要な機密情報 (material confidential information)」については会社法に規定がなく、取引の際に当該情報が公開されていたと内部者が合理的に信じていた場合は免責される<sup>64)</sup>。一方、損害賠償額の算定については、市場価格がある場合は連邦会社法の規定に従い<sup>65)</sup>、ない場合は裁判所の裁量に委ねられている。

#### b. 刑法典 (Criminal Code)

刑事に関する法の制定権限は連邦にある<sup>66)</sup>。2002年に組織されたインサイダー取引委員会 (Insider Trading Task Force) による “Illegal Insider Trading in Canada: Recommendations” の提言を受けて、2004年、連邦政府は深刻なインサイダー取引犯罪を防ぐために、刑法典にインサイダー取引に関する規定を設けた<sup>67)</sup>。内部者によるインサイダー取引と Tipping は正式起訴犯罪 (indictable offenses) とされ、それぞれ10年以下の懲役刑、5年以下の懲役刑が科される。内部者による取引の範囲は州証券法や連邦会社法よりも狭く、内部情報を故意に利用して取引を行ったことが要件になる。

(本研究は、JSPS 科研費 23530088 の助成を受けたものである。)

(きむら・まきこ 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻准教授)

63) *CBCA*, s. 131(2). See also Becklumb, *supra* note (53), at 4.

64) *CBCA*, s. 131(4), *CBCA Reg.*, s. 42.

65) *CBCA*, s. 131(8).

66) *Constitution Act*, s. 91 (27).

67) *Act to Amend the Criminal Code*, S. C. 2004 (c. 3, s. 5, s.382).



# 商事法における会計基準の受容(18)

—スイス(2)／オーストリア—

弥 永 真 生

## I スイス

### 8 2011年債務法典改正

- (1) 1998年専門家委員会報告書
- (2) 2005年予備草案
- (3) 2007年草案
- (4) 2011年債務法典改正

## II オーストリア

- 1 会計規制の特徴—ドイツの影響
- 2 正規の簿記の諸原則
- 3 1990年財務報告法及び1996年EU会社法国内法化法
- 4 1999年コンツェルン決算法
- 5 オーストリア財務報告委員会
- 6 会計基準等の法的位置づけ
- 7 会計基準の法的拘束力—憲法・行政法的観点
  - (1) オーストリア標準
  - (2) 静的指示と動的指示
  - (3) 会計基準と憲法・行政法上の問題

## I スイス<sup>1)</sup>

### 8 2011年債務法典改正

#### (1) 1998年専門家委員会報告書

スイスの特徴のひとつは、会計法の制定に対して、立法当局が初めから一貫

---

1) 1から7は、「商事法における会計基準の受容(17)—スイス(1)」筑波法政53号(2012年9月)に掲載済み。

して消極的であることであったが (See e. g. Achleitner [1995a] p.255)、1998年には財務報告法専門委員会 (Expertenkommission “Rechnungslegungsrecht”) が財務報告及び監査に関する法律草案などを含む報告書を連邦司法・警察省に提出した (Expertenkommission “Rechnungslegungsrecht” [1998])。この報告書においては、債務法典中の財務報告及び簿記ならびに監査に関する規定の大半を削除し、単行法としての「財務報告及び監査に関する連邦法」(以下、財務報告・監査法という)を制定することが提案されていた。

そして、財務報告・監査法(案)36条は、大規模な組織は、スイス会計基準審議会の勧告(FER)、国際会計基準またはUSGAAPのような一般に受け入れられた財務報告のフレームワーク (allgemein anerkannte Regelwerk) に従うものとし、中小規模の組織もこれらのフレームワークに従うことができるものと(第1項)、フレームワークは全体として適用しなければならず、すべての財務報告に適用しなければならないものと(第2項)していた。大規模組織に、一般に受け入れられたフレームワークに従うことを求めるのは、大規模組織はより多くのデリバティブ取引を行い、その無形資産の重要性が高いなど高い複雑性を有することから、計算書類の利用者はより多くの情報を必要とするが、立法者は、新たな取引や急速な発展や出現に適時に対応することが困難であること、大規模な会社とりわけその負債証券や持分証券を上場している会社については、情報提供に対する要請が強く、実際に、スイス証券取引所の上場規則も、スイス会計基準審議会の勧告に従うことを求めていることに注目したものであった (Expertenkommission “Rechnungslegungsrecht” [1998] SS.135-136)。

もっとも、36条3項(案)は、連邦参事会は、命令によって、一般に受けられているものであっても、あるフレームワークを適用することを認められないものとする、及び、一般に受け入れられた原則に従って、適用されるべき規定を本法における大規模組織について定めることができると定めていた。これは、36条1項(案)は、受け入れられた財務報告のフレームワークを限定列举するものではなく、例示列举するものであり、カナダやオーストラリアにお

いて一般に認められた会計原則も受け入れられた財務報告のフレームワークにあたりうるし<sup>2)</sup>、スイス証券取引所も外国会社についてはその国内基準によることを認めているところ、濫用されるおそれがないわけではないので、連邦参事会が認めないものとするを可能としたと説明されている(Expertenkommission “Rechnungslegungsrecht” [1998] S.137)。

なお、37条は、フレームワークの適用によって、本法の本質的な規定が損なわれてはならず(第1項)、そのフレームワークが選択権を認めている場合には、本法に最も近いものを選択しなければならないとし(第2項)、そのフレームワークが本法からの離脱を認めている場合には、それが重要である限りにおいて、附属明細書において本法が求める注記をしなければならないと(第3項)定めていた。

36条と平行に、連結計算書類についても、41条が、その構成要素、様式及び評価は、スイス会計基準審議会の勧告(FER)、国際会計基準またはUSGAAPのような一般に受け入れられたフレームワークに従うものと(第1項)、フレームワークは全体として適用しなければならないと、すべての連結財務報告に適用しなければならないものと(第2項)、連邦参事会は、一般に受けられているものであっても、あるフレームワークを適用することを、命令によって、認められないものとする、及び一般に受け入れられた原則に従って、連結計算書類の作成に適用されるべき規定を定めることができると(第3項)、定めていた。

なお、会計法の発展のために、スイスにも、外国の例に倣って、公的な、セミ・パブリックのあるいは私的な会計基準委員会が必要なのではないかということが検討されたが、専門家委員会はそのような委員会の創設を提案することを控えることとした。これは、会計に関するすべての利害関係者が参加して、1984年に創設されたスイス会計基準審議会が会計基準委員会としての役割を

---

2) EU諸国の国内基準も認められようと指摘されていた(Expertenkommission “Rechnungslegungsrecht” [1998] S.136)。

果たすことができ、また、スイス会計基準審議会はすでに専門家によって受け入れられており<sup>3)</sup>、将来においてその専門的技量と十分な配慮をもってその任務を果たすことに疑いはないからであるとされていた (Expertenkommission “Rechnungslegungsrecht” [1998] S.76 (Ziff 8.3))。また、財務報告に関する規定の解釈について権威を有する公表物 (autoritativer Vorbescheid) が必要なのではないかということも検討された。すなわち、確立した実務が存在しない場合には、監査人と被監査会社の経営者とが法について異なった解釈をする可能性があり、そのような場合には監査報告が遅延し、そのような場合に損害が生じたときには、責任問題に発展するおそれがあり、重要な事案において、解釈上の問題について事前に明確化されていることについて利害が存在するからである。そこで、専門家委員会は、そのような場合に、権威をもって法を解釈する国の機関を創設すべきかを検討し、その必要性がありうることは認めたものの、この問題は、財務報告法の範囲を超える根本的な重要性を有するため、異なるコンテキストで検討されるべきであるという観点から、提案は行わないこととされた (Expertenkommission “Rechnungslegungsrecht” [1998] SS.76-77 (Ziff 8.4))。

## (2) 2005年予備草案

2005年12月に、連邦参事会は、会社及び会計法制の改正予備草案を公表し、協議手続きを開始した。この予備草案では、財務報告との関連では、私法上の企業の法的形式にかかわらず、一体的な規律をすること (For details, see Bundesrat [2005] SS.98-99)、企業の経済的意義に従って異なる規律をすること、税中立性を図ること及び透明性の向上と少数株主保護の強化の観点から受

---

3) 上場会社及び小規模・閉鎖的会社を代表する者、会計士、財務アナリスト、ジャーナリスト、法律家、研究者・大学教員等のみならず、スイス証券取引所、銀行委員会、連邦財務省などがスイス会計基準審議会または財団に関与していることから、スイス会計基準審議会の勧告書の受容度は高いレベルにあると評価されていた (Expertenkommission “Rechnungslegungsrecht” [1998] S.135)。

け入れられた財務報告のフレームワークに従って決算を行うことを上場会社等に要求するということが目指されていた (Bundesrat [2005] SS.9-10)。

具体的には、株式会社の簿記及び財務報告を定める 662 条から 670 条を削除し、957 条以下を改正・新設し、商人の簿記と財務報告を定めることが提案されていた。まず、(新設する) 957a 条は、簿記は財務報告の基礎となり、企業の資産、負債・資本及び損益の状況 (経済状況) を評価するために必要な取引及び事象を記録しなければならないと定め (第 1 項)、それは正規の簿記の諸原則 (Grundsätze ordnungsmässiger Buchführung)、とりわけ、事業上の取引と事象 (Geschäftsfälle und Sachverhalte) の完全かつ体系的な記録、個々の記帳についての証拠となる文書、明瞭性、検証可能性に従って行わなければならないとしていた (第 2 項)。もっとも、簿記は企業のタイプと規模に合わせて行うものとされていた (第 4 項)。同様に、958 条 1 項は、財務報告は、企業の経済状態、とりわけ、財産、負債・資本及び損益の状況を、第三者が信頼性を有する判断を行うことができるように、表示しなければならないとしていた。なお、1991 年改正後債務法典 662a 条 1 項に相当する正規の財務報告の諸原則を 958b 条として規定することとされていた (See Bundesrat [2005] S.100)。

透明性の向上と少数株主保護の強化の観点から (Bundesrat [2005] SS.110-112)、962 条は、連結計算書類を私的な財務報告フレームワーク (private Regelwerk) のいずれに従って作成している場合を除き (第 3 項)、証券取引所が要求する場合には、上場会社は、私的な財務報告フレームワークのいずれかに従って年度計算書類を作成しなければならないとし (第 1 項第 1 号)、基本資本 (Grundkapital) の 10 % 以上を保有する社員が要求するときには、私的な財務報告フレームワークのいずれかに従って年度計算書類を作成することができるとしていた (第 2 項第 1 号)。そして、962a 条は、連邦参事会は適用すべきフレームワークを指定し、フレームワークの選択にあたって考慮すべき要求事項を定めるとし (第 1 項)、選択したフレームワークは完全に (in seiner Gesamtheit)、かつ、全ての計算書類に適用しなければならず、これを遵守していることは監査の専門家によって証明されなければならないとしていた (第



2項)<sup>4)</sup>。なお、連結計算書類に対するフレームワークの適用については、962a条が適用されるものとされていた（963c条）。

なお、私的な財務報告フレームワークとしては、少なくとも、スイス会計基準審議会の勧告書、USGAAP及び国際財務報告基準が想定されていたが（Bundesrat [2005] S.112）、それ以外のフレームワークも、当該企業の活動の地域的関連性が認められる限りにおいては許容される余地があるとされていた（Bundesrat [2005] S.112）。

### （3）2007年草案

協議手続きの結果をふまえて、2007年に草案（Bundesrat [2007]）が公表された。この草案は、すべての企業について新たな記帳と財務報告の要求を含んでいたが、会計基準との関連では、受け入れられた会計基準（anerkannte Standard zur Rechnungslegung）に従って、連結計算書類（連結計算書類を作成していない場合には計算書類）<sup>5)</sup>を作成することを上場会社や大規模な会社に義務付けることとされていた。協議手続きにおいては、この点については、少数社員保護の観点から支持があったが、他方で、財務的影響（finanziellen Folgen）について懸念も表明されたと指摘されており、また、受け入れられた会計基準に従って計算書類を作成している場合には債務法典に従って計算書類を作成することは要求すべきではないという意見も表明されたとされている

---

4) なお、債権者保護との関連では、債権者は自ら債務者の信用状況を評価し、または格付けについての情報を第三者から得、担保を徴求し、あるいは代金の一部前払いを求めるという形で対応することができ、契約による対応が可能なので、受け入れられた財務報告フレームワークに従って計算書類を作成するとしても、重大な懸念はないと指摘されていた（Bundesrat [2005] S.112）。

5) 小規模な企業集団（直近2年間において、総資産1000万スイスフラン以下、純売上高2000万スイスフラン以下、従業員平均50人（常勤換算）以下という3つの規準の2つをみたす企業集団）などは連結計算書類の作成義務を負わないのが原則とされていたが、企業の財政状態及び損益の状況を信頼性をもって評価するために必要な場合、及び、社員が要求した場合には作成しなければならないものとするのが提案されていた。

(Bundesrat [2007] S.1604)。連結計算書類を受け入れられた会計基準に従って作成することを要求することについても賛意が表明されたが、コストの観点から小規模な企業集団に連結計算書類の作成を求めることには反対意見が表明され、コア FER (Kern-FER)<sup>6)</sup> 及び FER30『連結会計 (Konzernrechnung)』のみに従うことも許容すべきであるという見解もあった (Bundesrat [2007] S.1605)。

税との関係では、債務法典の定めに従って作成された (単体の) の計算書類が用いられるが、受け入れられた会計基準に従って (単体の) 計算書類を作成するという選択肢を会社に認めるように債務法典を改正すること、及び、透明性と少数社員保護の観点から、基本資本の 10% 以上を保有する社員は受け入れられた会計基準に従って計算書類を作成することを要求できることとすることとされていた。二重に計算書類を作成することになる点については、透明性を高めるとともに税に影響を与えないという利点があり、債務法典に従って作成される計算書類に加えて、スイス会計基準審議会の勧告書または国際財務報告基準に従って計算書類を作成することは、すでに実務では広く行われていると指摘されていた (Bundesrat [2007] S.1627)。そして、何が受け入れられた会計基準にあたるかは連邦参事会が定めるものとされていた。

#### (4) 2011 年債務法典改正

2011 年 12 月 23 日に債務法典の改正が可決され、企業の計算に関しては、2007 年草案の提案がほぼ維持されたと評価できる。まず、株式会社の計算について規定していた改正前債務法典 662 条から 663b 条まで及び 663d 条から

---

6) 概念フレームワーク (Rahmenkonzept) とスイス会計基準審議会勧告書第 1 号から第 6 号まで (原則、評価、表示と様式、キャッシュフロー、オフバランス取引、附属明細書) から成る。コア FER という枠組みは 2007 年 1 月 1 日から採用されている。これは、上場会社は原則として国際財務報告基準 (または USGAAP) を用いるため、中小企業が FER の主要なユーザーとなることをふまえたものである。詳細については、たとえば、Meyer [2008] 参照。

669条までは削除され、商人の記帳を定めていた改正前957条以下は、企業(商人)の記帳と財務報告を定めることとなった<sup>7)</sup>。すなわち、改正後957a条は、記帳が財務報告の基礎となるとし、企業の財産、負債・資本及び損益の状況(経済状況 [wirtschaftliche Lage])を示すために必要な取引及び事象を記帳しなければならないと定め、同958条は、財務報告は、第三者が信頼性を有する判断を行うことができるように企業の経済状況を表示しなければならないと定めた。また、962条は、受け入れられた会計基準に従って連結計算書類を作成している場合を除き(第3項)、債務法典に従って作成する計算書類に加え、取引所が要求する場合には、上場会社は受け入れられた会計基準に従って計算書類を作成しなければならないとし(第1項第1号)、基本資本の20%以上を保有する社員は認められた会計基準に従って計算書類を作成することを要求できるとしている(第2項第1号)。そして、連邦参事会は、受け入れられた基準を指定するものとされ、また、基準の選択または基準の変更にあたってみなくてはならない条件を定めることができるとされている(第5項)<sup>8)</sup>。962a条は、受け入れられた会計基準に従って計算書類を作成した場合には、その会計基準を計算書類において示さなければならない、選択した受け入れられた会計基準は、完全に(in seiner Gesamtheit)<sup>9)</sup>、かつ、計算書類全部に適用しなければならない、基準への準拠性は、資格を有する監査専門家によって監査されなければならないとしている。連結計算書類<sup>10)</sup>については、963b条が、取引所が要求する場合には、上場会社は受け入れられた会計基準に従って作成しなければならないとし(第1項第1号)、株式資本の20%以上を保有する株主は受け入れら

---

7) この結果、財団や社団についても規定が適用されるが、本稿においては、会社に関する規制のみを取り上げる。

8) これは、たとえば、スイスでは用いられていない外国の基準を選択するときには、当該会社の活動の地域的関連性(territorialer Konnex)を条件とするというようなことである(Bundesrat [2007] S.1722)。

9) これは、チェリー・ピッキングを許さないという趣旨である(Bundesrat [2007] S.1721)。

れた会計基準に従って連結計算書類を作成することを要求できるとしている(第4項第1号)。なお、連結計算書類についても962a条の第1項から第3項まで及び第5項が準用される(963b条第2項)。

なお、連邦参事会がどの会計基準を「受け入れられた会計基準」として指定するかは、まだ正式には公表されていないが、「受け入れられた会計基準」として、少なくとも国際会計基準(国際財務報告基準)及びスイス会計基準審議会の勧告書を指定することが立法過程においては想定されていた(Bundesrat [2007] SS.1592 und 1719)<sup>11)</sup>。いずれにせよ、複数の会計基準が認められるという点で、スイス私法のリベラルさという特徴は維持されている。

#### 参考文献(後半)<sup>12)</sup>

- His, E. [1940] *Handelsregister, Geschäftsfirmer und kaufmännische Buchführung*, (Kommentar zum Schweizerischen Zivilgesetzbuch, Band VII, Obligationenrecht, 4 Abteilung), Stämpfli & Cie
- Homburger, E. [1991] *Leitfaden zum neuen Aktienrecht : mit den Ausführungsverordnungen des Bundesrates vom 9/15. Juni 1992*, Schulthess
- Horn, N. (hrsg.) [1980] *Legal Problems of Codes of Conduct for Multinational Enterprises*, Kluwer
- Hotz, B. [1979] *Politik zwischen Staat und Wirtschaft: verbandsmässige Bearbeitung wirtschaftspolitischer Probleme und die daraus resultierenden Konsequenzen für die Aktivitäten des Staates im Falle der Schweiz*, Rüegger

10) 改正法においては、直近2年間において、総資産2000万スイスフラン以下、純売上高4000万スイスフラン以下、従業員平均250人(常勤換算)以下という3つの規準の2つをみだす企業集団などは連結計算書類の作成義務を負わないのが原則とする一方で(草案に比べ適用除外の範囲が相当拡大されたのは、全州議会の2009年12月3日決議によるものである)、企業の経済状況を信頼性をもって評価するために必要な場合、及び、会社の場合は、基本資本の20%以上を有する社員が要求した場合には作成しなければならないものとされた(963a条)。

11) アメリカGAAPも例として挙げられていた(Bundesrat [2007] SS.1627 und 1722)。

12) 参考文献の前半は、「商事法における会計基準の受容(17)——スイス(1)」筑波法政53号。

- Hotz, B. [1980] Formen der gesellschaftlichen Problemlösung in der Wirtschaftspolitik der Schweiz, in: Ronge, V. (hrsg.), *Am Staat vorbei: Politik der Selbstregulierung von Kapital und Arbeit*, Campus : 170-194
- van Hulle, K. [1992] Die Angleichung der Vorschriften der Rechnungslegung in der EG: Perspektive und Konsequenzen für die Schweiz, *Der Schweizer Treuhänder*, 4/1992: 149-155
- Imbach, M. [1983] Stille Reserven nur noch bedingt «still», *Der Schweizer Treuhänder*, 6/7/1983 : 6-8
- Imboden, M. und R. A. Rhinow [1976] *Schweizerische Verwaltungsrechtsprechung*, 5.Aufl., Band I, Helbing & Lichtenhahn
- Käfer, K. [1978] Allgemein anerkannte kaufmännische Grundsätze (I), *Büro+Verkauf*, Nr.563: 264-266
- Käfer, K. [1979a] Allgemein anerkannte kaufmännische Grundsätze (II), *Büro+Verkauf*, Nr.564: 15-
- Käfer, K. [1979b] Allgemein anerkannte kaufmännische Grundsätze (III), *Büro+Verkauf*, Nr.565: 41-
- Käfer, K. [1981] *Die kaufmännische Buchführung*, 1.Teilband (Berner Kommentar: Kommentar zum schweizerischen Privatrecht, Das Obligationenrecht, Band VIII, 2.Abteilung), Stämpfli & Cie
- Karpen, H.-U. [1970] *Die Verweisung als Mittel der Gesetzgebungstechnik*, De Gruyter
- Kaufmann, O. K. [1986] Zum Thema "soft law", 2. *Jahresbericht 1985 der Stiftung und Fachkommission für Empfehlungen zur Rechnungslegung (FER)*: 3-4
- Kleinewefers, H. [1995] "Verwesentlichung" der Politik durch Einschränkung der direkten Volksrechte?: eine Auslegeordnung der Probleme und ein Vorschlag aus ökonomischer Sicht, Seminar für Wirtschafts- und Sozialpolitik der Universität Freiburg
- Koberg, A.-K. [1993] Switzerland, *European Accounting Review*, vol.2, no.2: 366-369
- Koberg, A.-K. und Ch. Sommerhalder [1989] Gleichwertigkeit: Wegweiser der Rechnungslegung für Schweizer Konzerne, *Der Schweizer Treuhänder*, 1-2/1989: 6-11
- Lehner, F. [1992] Phänomen Schweiz: Aufstieg und kein Neidergang, in: Abromeit, H. und W. W. Pommerehne, *Staatstätigkeit in der Schweiz*, P. Haupt: 283-303
- Lienhard, A. [1999] Deregulierung staatlicher Marktregulierungen im schweizerischen Bundesverwaltungsrecht, in: Cottier, Th. und R. Arpagaus (hrsg.), *Schweizerisches Aussenwirtschafts- und Binnenmarktrecht (Schweizerisches Bundesverwaltungsrecht)*, Helbing & Lichtenhahn: 1-48
- Lienhard, A. [2002] Organisation und Steuerung der ausgelagerten Aufgabenerfüllung, *Zeitschrift für die Aktuelle Juristische Praxis*, Jahrgang 2002, Nr. 10: 1163-1174
- Lienhard, A. [2005] *Staats- und verwaltungsrechtliche Grundlagen für das New Public Management in der Schweiz*, Stämpfli

- Lienhard, A. et al. [2003] *Auslagerung der Aufgabenerfüllung im Kanton Luzern. Interdisziplinäre Grundlagenstudie*, KPM-Verlag
- Mandofia, M. et M. Bürgisser [1988] *Réflexions critiques sur le règlement genevois en matière de fécondation in vitro*, *Semaine judiciaire* 1988: 177-196
- Marti, A. [2000] *Selbstregulierung anstelle staatlicher Gesetzgebung?*, *Schweizerisches Zentralblatt für Staats- und Verwaltungsrecht*, Band 101, Nr. 11: 561-586
- Meier-Hayoz, A. [1989] *Ein JA zu selbstgeschaffenen Recht der Wirtschaft*, *Geschäftsbericht 1989 der Stiftung und Fachkommission für Empfehlungen zur Rechnungslegung (FER)*: 8
- Meier-Hayoz, A. und P. Forstmoser [1983] *Einführung in das Schweizerische Aktienrecht*, Stämpfli & Cie
- Meyer, C. [2008] *Grundlagen zu Swiss GAAP FER*, *Der Schweizer Treuhänder*, 5/2008: 289-294
- Moor, P. [1992] *Droit administratif, vol. III*, Stämpfli
- Müller, C. und A. Zünd [1990] *Hinweise auf Rechnungslegungs-Standards in Geschäftsberichten*, *Der Schweizer Treuhänder*, 4/1990: 141-144
- Müller, G. [1999] *Elemente einer Rechtssetzungslehre*, Schulthess
- Müller, H. [1979] *Allgemein anerkannte kaufmännische Grundsätze*, Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer
- Müller, H. [1980] *Die allgemein anerkannten kaufmännische Grundsätze*, *Der Schweizer Treuhänder*, 5/1980: 16-20
- Müller, R. [1977] *Buchführung und EDV*, Schulthess
- Munzinger, W. [1865] *Motive zu dem Entwurfe eines schweizerischen Handelsrechts*, Stämpfli & Cie
- Niederbacher, J. [1991] *Das Recht der Technik in der europäischen Integration*, Schulthess
- Niederer, W. [1972] *Die stillen Reserven*, in: *Berner Tage für die juristische Praxis 1972: Probleme der Aktienrechtsreform. Zur Neugestaltung des schweizerischen Aktienrechts*, Stämpfli: 33-54
- o. V. [1985] *Aktienrechtsreform: Unter dem Messer. Entwurf des Bundesrates operiert-Transparenz gestorben*, *Schweizerische Handels Zeitung*, 26 September 1985: 7-9
- Oehry, W. [1975] *Das finanzielle Rechnungswesen in den USA*, Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer
- Oser, H. und W. Schönenberger [1937] *Schweizerisches Obligationenrecht vom 30. März 1911-18. Dezember 1936: Textausgabe mit Einleitung, Anmerkungen, Ausführungserlassen und Sachregister*, 12. Aufl., Schulthess (オーゼル, シェーネンベルガー (共編), 佐藤莊一郎 (訳) [1939] スイス債務法 (私法資料261号) (司法省調査部))
- Pratt, J. [1984] *An American viewpoint on swiss financial reporting*, *Der Schweizer*

- Treuhänder*, 3/1984 (57. Jahrgang) : 89-90
- Pratt, J. und G. Behr [1983] Entwicklung von Grundsätzen der Rechnungslegung und Rechnungsprüfung: Ein Beitrag zur Aktienreform und zur internationalen Harmonisierung der Rechnungslegung, *Schweizerische Aktiengesellschaft*, 2/1983: 72-80
- Rhinow, R. [2003] *Grundzüge des schweizerischen Verfassungsrechts*, Helbing & Lichtenhahn
- Rotach, L. [1995] Die Verwendung von Anhängen in den Erlassen des Bundesrechts, *Législation d'aujourd'hui* 1995/3: 111-120
- Rüetschi, D. [2002] Ärztliches Standesrecht in der Schweiz-Die Bedeutung der medizinisch-ethischen Richtlinien der Schweizerischen Akademie der Medizinischen Wissenschaften, in: Witt, C.-H. et al. (hrsg.), *Die Privatisierung des Privatrechts-rechtliche Gestaltung ohne staatlichen Zwang*, Boorberg: 231-255
- Scherrer, G. [1985] Offene Fragen der Rechnungslegung im Entwurf des schweizerischen Aktienrechts aus rechtsvergleichender Sicht, *Der Schweizer Treuhänder*, 10/1985: 300-307
- Schindler, R. [1967] *Die Publizitätsvorschriften bei der Rechnungslegung der AG*, Stämpfli
- Schmacher, J. [1940] *Bilanzprüfung der Aktiengesellschaft nach revidiertem Obligationenrecht und Bankengesetz*, Immensee: Druck- und Verlagsanstalt Calendaria A.G.
- Schöning, R. [1996] *Rechtliche Aspekte der Organtransplantation, unter besonderer Berücksichtigung des Strafrechts*, Schulthess
- Schubarth, A. [1997] *Die Regulierung der Rechnungslegung in der Schweiz und in Deutschland*, Schulthess
- Schürmann, L. [1973] Chancen und Grenzen einvernehmlicher Regelungen in der Marktwirtschaft, in: Gemper, B.B. (hrsg.), *Marktwirtschaft und soziale Verantwortung*, Peter Hanstein: 488-497
- Schürmann, L. [1983] *Wirtschaftsverwaltungsrecht*, 2. Aufl., Stämpfli
- Schultz, G. [1994] Die künftige Regelung der Börsenzulassung, *Schweizer Treuhänder*, 5/1994 (68. Jahrgang) : 363-368
- Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer [1976] Stellungnahme der Kammer vom 15. Juni 1976, in: Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer, *Teilrevision des Aktienrechts*, Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer: 53-91
- Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer [1983] *Konzept zur Schaffung von "Empfehlungen zur Rechnungslegung" in der Schweiz* (Juni 1983)
- Schweizerische Zulassungsstelle [1993] *Vernehmlassung bei den kotierten Gesellschaften (März 1983) betreffend Änderung des Kotierungsreglementes im Bereich der Unternehmenspublizität*
- Stauder, B., J. Feldges und P. Mülbart [1984] Praxis und Perspektiven von

- Konsumentenschutz durch “soft law” in der Schweiz, *Zeitschrift für schweizerisches Recht*, Neue Folge, Band 103, 1. Halbband: 245-287
- Stenz, Th. [1995] FER Jahresrechnung mit erhöhter Aussagekraft, *Finanzen für Unternehmen und Unternehmer*, Nr.2: 10-11
- Stiftung für Fachempfehlungen zur Rechnungslegung [2005] *Swiss GAAP FER 2005/06: Fachempfehlungen zur Rechnungslegung*, Stiftung für Fachempfehlungen zur Rechnungslegung
- Thürer, D. [1985] “Soft Law”-eine neue Form von Völkerrecht?, *Zeitschrift für schweizerisches Recht*, Neue Folge, Band 104, 1. Halbband: 429-453
- Tonner, K. [1985] Verbraucherrecht und Selbstregulierungskonzepte, *Kritische Justiz*, 18. Jahrgang: 107-125
- Vischer, F. und F. Rapp [1968] *Zur Neugestaltung des schweizerischen Aktienrechts*, Stämpfli & Cie
- Weber, R. H. [1981] Mitbestimmung durch Kollektivverhandlungen? Betrachtungen zum Beispiel der Vereinigten Staaten, *Schweizerische Aktiengesellschaft*, 53. Jahrgang: 102-123
- Weber, R. H. [1986] *Wirtschaftsregulierung in wettbewerbspolitischen Ausnahmebereichen*, Nomos
- Weber, R. H. [1987] Bedeutung, Möglichkeiten und Grenzen der Selbstregulierung, in: Behr, G. et al., *Empfehlungen zur Rechnungslegung und zur Revision*, Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer: 21-39
- Williams, S. W. [1995] Die Rechnungslegung kortierter Gesellschaften. Zum Umsetzung des neuen Kortierungsreglementes, *Der schweizer Treuhänder*, 11/1995: 973-978
- Witte, E. [1973] *Organisation für Innovationsentscheidungen-Das Promotoren-Modell*, Schwartz
- Wüest, H.-P. [1992] *Schweizerische Rechnungslegung für Kapitalgesellschaften: heute und morgen*, Schulthess
- Zogg, H. [1978] *Der Konzernabschluss in der Schweiz*, Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer
- Zogg, H. [1978b] *Schweizerische Aktiengesellschaft*, 50. Jahrgang: 26-39
- Zünd, A. [1980a] Grundsätze der Konsolidierung: Ihre Existenz, Notwendigkeit und Ermittlung in der Schweiz, *Schweizerische Aktiengesellschaft*, 3-4/1980: 128-136
- Zünd, A. [1981] Weltweite Entwicklungstendenzen im Buchführungs- und Revisionswesen, in: Behr, G. et al., *Zukunftsaufgaben der Revision*, Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer: 9-20
- Zünd, A. [1983] Eine schweizerische Rechnungslegungskommission? Zur Frage der institutionalisierten Setzung von Rechnungslegungsnormen, in: Böckli, P. et al. (hrsg.), *Festschrift für Frank Vischer zum 60. Geburtstag*, Schulthess: 685-697
- Zünd, A. [1984] Die Rechnungslegung im Entwurf zur schweizerischen



- Aktienrechtsrevision, *Die Betriebswirtschaft*, 1984: 253-260
- Zünd, A. [1985a] Fachempfehlungen zur Rechnungslegung: Ein wichtiger Schritt zur Harmonisierung der Rechnungsabschlüsse in der Schweiz, *Neue Züricher Zeitung*, 23. August 1985: 19
- Zünd, A. [1985b] Fachempfehlungen zur Rechnungslegung in der Schweiz (FER), *Der Schweizer Treuhänder*, 9/1985: 252-254
- Zünd, A. [1986a] The accounting standardization in Switzerland, in: OECD, *Harmonization of Accounting Standards: Achievements and Prospects*: 70-71
- Zünd, A. [1986b] Die "Fachempfehlungen zur Rechnungslegung in der Schweiz" (FER)-Mittel gegen Fremdbestimmung, *Finanz und Wirtschaft*, 59. Jahrgang, Nr.4: S. 7
- Zünd, A. [1987] Empfehlungen zur Rechnungslegung auf internationaler Ebene, in: Behr, G. et al., *Empfehlungen zur Rechnungslegung und zur Revision*, Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer: 9-17
- Zünd, A. [1990a] Rechnungslegung, in: Schindler, D. et al. (Hrsg.), *Die Europaverträglichkeit des schweizerischen Rechts*, Schulthess: 393-418
- Zünd, A. [1990b] Accounting and auditing in Switzerland, *Les cahiers internationaux de la comptabilité*, 1/1990, Editions Malesherbes: 23-48 (*reproduced in*: Walton, P. J. (ed.), *Country Studies in International Accounting-Europe*, Edward Elgar, 1996: 499-521)
- Zünd, A. [1990c] Selbstbestimmung statt Fremdbestimmung: Rechnungslegung Schweiz, *Schweizerische Arbeitgeber-Zeitung*, 18. Oktober 1990: 865-867
- Zünd, A. [1991a] Die Rechnungslegung in der Schweiz im Licht der internationalen Entwicklung: Über drei Stufen zur vollen EG-Kompatibilität?, *Der Schweizer Treuhänder*, 3/1991 (65. Jahrgang): 87-94
- Zünd, A. [1991b] Die EG-Rechnungslegung als Kompromißwerk: Eine Rahmenordnung mit breitem Ermessensspielraum zur Umsetzung in nationales Recht, *Neue Züricher Zeitung*, 20. August 1991: ohne Seite
- Zünd, A. [1992] Switzerland, in: Alexander, D. and S. Archer (eds.), *European Accounting Guide*, Academic Press: 826-851
- Zünd, A. [n.a.] *Die Rolle von Gesetzgeber, Treuhand-Kammer und FER bei der Normierung der Rechnungslegung in der Schweiz* <http://www.aca.unisg.ch/About/KauschPrize/~//media/Internet/Content/Dateien/InstituteUndCenters/ACA/KauschPreis/Publikation/Znd.ashx>
- Zünd, A. et al. [1980] Die europäische Entwicklung in der Rechnungslegung und ihr möglicher Einfluss auf die Schweiz, in: *Kammertagung 1979*, Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer: 1-23

## II オーストリア

### 1 会計規制の特徴—ドイツの影響

オーストリアの財務報告に関するルールは、基本的には、所得税法と強い結びつきを有する商法典に定められてきた。この結果、ドイツと同様、財務報告及び会計帳簿に関する規律については、解釈の余地が広く、「財務報告をめぐる多くの論点について広範かつ詳細で活発な議論が、弁護士、裁判官、監査人、会計研究者ならびにその他の企業や公的部門の専門家によってなされることによって、...会計法の解釈がしめされてきた」(ドイツについて、Ordelheid [1999] p.112)と指摘されている(Merkl-Davies [2004] p.200)。また、少なくとも、会計帳簿に関する商法典の規定は実質的にドイツ商法典の規定と同じであった。これは、歴史的及び経済的に、ドイツとオーストリアとの間には強い結びつきがあり、両国ともに、ヨーロッパ共同体の構成国として、EC会社法第4号指令及び同第7号指令を国内法化したことを背景としている。そして、商事法及び会社法の分野においては、ドイツの法令をオーストリアの立法者が活用するという傾向がみられた。このことから、たとえば、Nowotnyは、「会社法に関する限り、多くの解釈上の問題に対応するために用いることができる豊富な裁判例と文献が存在するため、ドイツ商法との歴史的類似性は有利に働いた。小規模な経済的地域においては、問題解決のための資源は漸進的にしか発展しなかったであろう」と指摘している(Nowotny [1987] p.184)<sup>13)</sup>。

### 2 正規の簿記の諸原則

ドイツと同様、正規の簿記の諸原則(Grundsätze ordnungsmäßiger

---

13) オーストリアは、自国の会計基準設定主体を2004年まで有していなかった(5参照)。これについて、Flowerは、これは、強力な隣国であるドイツの強い影響を受けてきたためであり、オーストリアは「フリー・ライダー」であると評していた(Flower [2004] p.85)。

Buchführung, GoB)<sup>14)</sup> が重要な意義を有しており (企業法典 189 条・190 条・193 条・195 条・201 条、コンツェルン決算書との関係では 250 条 2 項)、これらは、特定の問題を解決するにあたって基礎となる<sup>15)</sup>。

歴史的にみると、正規の簿記の諸原則の法的性質の理解については大きな変遷が認められる (Seicht [1989])。すなわち、立法者は、どのように会計帳簿が記帳されるべきかは注意深い商人の慣習 (Gewohnheiten) に従って判断されるべきであり、商慣習が適用されるべきであり、それが発展させられるべきであるという考え方に拠っていた (Vgl. Lehmann [1930] S.407 (Anm. 15), Seicht [1989] D3)。そこで、当初は、立法者が自己の判断を慎重な商人

---

14) 正規の簿記の諸原則は、個々の法律上のルールには劣後すると解されているが (Fraberger/Petritz/Walter-Gruber [2010] S.114 (Rz 12))、企業法典 195 条及び 222 条 2 項が定める一般的規範 (Generalnorm) との優劣関係は法律の文言上は明らかではない (Vodrazka [1987] S.65-67 (Rz 14-21) も参照)。Tomberger 判決 (EuGH 27.6.1996, C-234/94)、DE & ES 判決 (EuGH 14.9.1999, C-275/97) 及び BIAO 判決 (EuGH 7.1.2003, C-306/99) などのヨーロッパ司法裁判所の一連の判決をふまえて、Fraberger/Petritz/Walter-Gruber は、企業法典 195 条及び 222 条 2 項が定める一般的規範が最上位の規範であり、少なくとも資本金会社及び EU 会社法第 4 号指令の下でそれと同様に扱われる人的会社については、正規の簿記の諸原則に優先するという見解を示している (Fraberger/Petritz/Walter-Gruber [2010] S.114-115 (Rz 12), S.122 (Rz 35) und S.118-119 (Rz 20-22))。しかし、—これらのヨーロッパ司法裁判所の判決以前において表明されていたものを含め—オーストリアにおいては、離脱原則は認められないというのが通説のようであり (e. g. Rückle [1987] S.314-316, Geist [1997] S.1536-1537 (Rz 12), Nowotny [2000b] S.91 und 94 (Rz 31 und 39), Marschner [2010] S.64 (Rz 29))、企業法典の第 3 編の規定の中には正規の簿記の諸原則に反するものが含まれていると指摘されている (Marschner [2010] S.64 (Rz 29), Schultz-Osterloh [1997] Rn 13)。なお、成文化されていない正規の簿記の諸原則 (See Gassner/Lahodny-Karner/Urtz [2000] S.206 (Rz 15), Nowotny [2000b] S.87 (Rz 14)) は、法律の規定の解釈及び欠缺を補充するためにのみ用いることができると解されている (Marschner [2010] S.64 (Rz 30))。

15) (1988 年草案 221 条 2 項では、明文の規定を設けることが提案されていたが、) 企業法典 222 条では、正規の簿記の諸原則に言及していない。これは、正規の簿記の諸原則は企業の法形式にかかわらず妥当するという理由に基づくものであって、正規の簿記の諸原則が資本金会社に適用されることに異論はない (Geist [1997b] S.1533 (Rz 3), Nowotny [2000b] S.84 (Rz 2), Fraberger/Petritz/Walter-Gruber [2010] S.113 (Rz 8))。

(sorgfältige Kaufleute) の実務 (Gepflogenheiten) を参照すること (Begründung zu dem Entwurf eines Handelsgesetzbuchs für das Deutsche Reich von 1895<sup>16)</sup>, S.40) によって手放すものであり (See Hüffer [1988] S.95 (Rz 39). See also Kastner [1967] S.299)、正規の簿記の原則は実務 (Praxis) から導かれる商慣習 (Handelsbrauch) であるとみられていた<sup>17)</sup>。

他方で、ドイツにおいては、拘束力を有する正規の簿記の諸原則であると解されるためには、一定の関係において統一的な商慣行 (kaufmännische Übung) が形成されたというのみでは不十分であり、その商慣行から離脱して作成されると貸借対照表は不適正 (ordnungswidrig) となるという見方が支配的になることが必要であるという見解 (e. g. Schlegelberger/Quassowski [1939] § 129 Rz 2)<sup>18)</sup> が有力になり、また、オーストリアにおいても、拘束力を有する法規は慣行と正当性 (Richtigkeit) の確信—これは、慣習法の形成の条件であるが—によってもたらされると考えられてきた (e. g. Bydlinski [1991] S.215)。

たしかに、税務に関する裁判例が正規の簿記の諸原則に影響を与えるようになり、ドイツにおいて、Döllerer は、正規の簿記の諸原則を仮言的命令 (hypothetische Gebote)<sup>19)</sup> であり、派生法 (abgeleitete Rechtsnormen) であるとして、一般的な法的確信の有無に依存しない客観的な命令であるという見解を示した。この立場からは、正規の簿記の諸原則は商慣習とも慣習法とも同視すべきではないことになる (Döllerer [1959] S.1217)。Leffson も、正規の簿記の諸原則は、派生法規 (abgeleitete Rechtssätze) であり、不確定法概念であるとし、商人の慣習や見解とは結び付けていない (Leffson [1964])。そして、こ

16) Denkschrift zu dem Entwurf eines Handelsgesetzbuches, reproduced in: Schubert, W., B. Schmiedel und Ch. Krampe (hrsg.), *Quellen zum Handelsgesetzbuch von 1897*, Band.2, 1. Halbband, Klostermann, 1987, S.1-257

17) 現在でも、判例 (VfSlg 13785/1994) は、法外の (außerrechtlich) 行動様式とルールが言及されるべきであるとしている。Vgl. Beisse [1997] S. 391-392.

18) See also Schmalenbach [1933] S.232.

19) 「一定の目的の達成のために準拠されるべき実践上の命令」をカントの仮言的命令 (hypothetische Imperativ) という表現に倣って、仮言的命令と呼んでいる。

のような経営経済学的アプローチをとるのがドイツにおいて支配的見解であるようであるが、オーストリアにおいては、たとえば、*Kastner*が、権威を有する集団による承認 (Anerkennung) が正規の簿記の諸原則としての適格性が認められるためには必要であるとの見解を示している (*Kastner* [1967] S.301)。

もともと、現在では、正規の簿記の諸原則を慣習法 (Gewohnheitsrecht) と位置付けることも商慣習 (Handelsbräuche) と位置づけることも適切ではないと考えられている (*Kastner* [1967] S.301, *Wünsch* [1981] S.99, *Vodrazka* [1987] S.59-60 (Rz 7), *Nowotny* [2000b] S.85 (Rz 7), *Fraberger/Petritz/Walter-Gruber* [2010] S.114 (Rz 10), *Lechner/Egger/Schauer* [1999] S.601, *Bertl/Deusch/Hirschler* [1999] S.233-234)<sup>20)</sup>。

他方、ドイツにおいては、正規の簿記の諸原則は不確定法概念と位置づけられることが一般的であり、オーストリアにおいてもそのように解するのが通説であるが (*VfSlg* 13785/1994, *Torggler/Torggler* [2000b] S.33 (Rz 11)), *Nowotny*は、正規の簿記の諸原則を参照することによって、立法者は、法的環境の中で、学界と実務が、具体化された、体系的に整理され、発展させられたルールの体系に取り組むべきことを規定したとの理解を示し、不確定法概念と位置付けることは適当ではないとしている (*Nowotny* [1987] S.21-23)。

そして、正規の簿記の諸原則ないし正規の会計の諸原則 (Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung) の下では、計算規定の原則 (Prinzipien) から導き出される規範は、定まった (standardisiert) 手続きによってではなく、むしろ、経済信託 (監査等) の専門家<sup>21)</sup>、会計実務家及び学界の間の機能的な協働に基づいて、具体化され、展開されると理解されている (*Fraberger/Petritz/Walter-Gruber* [2010] S.113 (Rz 8))。正規の簿記の諸原則の下では、

---

20) これに対して、連邦財務省の所得税法ガイドラインは、企業法典にいう正規の簿記の諸原則は、法律の規定、慣習法 (Gewohnheitsrecht) となった一般に受け入れられた企業の実務 (Übung der unternehmerischen Praxis) ならびに会計職業人会及び企業家の代表者の意見に基礎を置く」と指摘している (Bundesministerium für Finanzen [2000] Rz 419)。*Marschner* [2010] S.63 (Rz 28) はこれを引用している。

支配的見解によると、財務報告の究極の原則もすべての一般的な原則を具体化したルールも、会計にあたっての決定と尺度を規定するものである (Nowotny [2000b] S.85 (Rz 6), Fraberger/Petritz/Walter-Gruber [2010] S.113 (Rz 9). *See also* Marschner [2010] S.64 (Rz 30))。法的安定性の観点から、多くの個別問題について具体的なルールを定めることは許容されるが、新しい経済事象に対応するために、柔軟性も確保されなければならないと考えられており、正規の簿記の諸原則は法の規定から演繹的に導かれるものに限られるわけではないと解されている (Fraberger/Petritz/Walter-Gruber [2010] S.114 (Rz 10))。そして、正規の簿記の諸原則の導出方法としての演繹法と帰納法との非実際的な対照は批判にさらされ (*vgl.* Hüffer [1988] S.97 (Rdn 44))、法の目的と実務からのアプローチの両方を考慮に入れるというのが、オーストリアにおいて現在受け入れられている見解である (Schauer [1990-] A.IV.5, Geist [1997a] S.1488-1489 (Rz 23), Torggler/Torggler [2000b] S.34-35 (Rz 12), Nowotny [2000b] S.85-86 (Rz 8-10), Kalss [2001] S.716. *See also* Weilingner [1997] S.27 (Rz 37))。すなわち、正規の簿記の諸原則の同定にあたっては、誠実な (redlich) 企業者の実務 (tatsächlichen Übung) から導かれる帰納的要素と会計の目的から導かれる演繹的要素の両方に目を配らなければならないと考えられている (Seicht [1989], Fraberger/Petritz/Walter-Gruber [2010] S.114 (Rz 11))。

正規の簿記の諸原則は法律によって参照されているものであるから、法律の規定に明白に抵触するルールは正規の簿記の諸原則としては受け入れられないが (Nowotny [2000b] S.86 (Rz 9), Fraberger/Petritz/Walter-Gruber [2010]

---

21) なお、会計職業人会 (Kammer der Wirtschaftstreuhand) は、会計職業法 (Wirtschaftstreuhandberufsgesetz) を根拠法として設立された公法上の法人であり (145条)、経済監査士及び税務代理士 (Steuerberater) にとって強制加入団体とされている一方で、会計・財務報告に関する法律に対して助言を与え、また、法案などに対して意見を表明すること (146条2項6号参照) や会計・財務報告に関して報告書等を策定すること (146条2項8号参照) は、会計職業人会の任務とされており、法律の制定過程に直接関与することによって、会計職業人会は、会計規制に直接的な影響を与えることができる立場にある。

S.114 (Rz 11)<sup>22)</sup>、新たな見解が次第に適用されるようになる場合や学問的には見解が分かれるルールが受け入れられる場合には、財務報告義務を負っている者の実務 (Praxis) によって受け入れられることが特に重要性を有する (Nowotny [2000b] S.86 (Rz 9))。Fraberger/Petritz/Walter-Gruberは、このような実務 (Übung) は会計職業人会の専門的報告 (Fachgutachten) に反映されるであろうと指摘している (Fraberger/Petritz/Walter-Gruber [2010] S.114 (Rz 11)。See also Nowotny [2000b] S.86 (Rz 9))。

他方、財務報告に関する問題につき民事裁判所に判断が求められることは少ないうえ、法律が正規の簿記の諸原則を参照していることは、それについて判例法を創出する特別な授權を意味するものではなく、法律の目的から導かれる解釈方法に反しないように、専門家の一致した見解を再宣言するのが裁判所の判断であり、拘束力を有しないから、民事裁判所の裁判例を参照することは、正規の簿記の諸原則の同定にあたっては、実務上の重要な意義を有しないといわれている (Nowotny [1987] S.42, Fraberger/Petritz/Walter-Gruber [2010] S.114 (Rz 11))。どの原則をどの程度重視するかによって、同じ問題に対して異なる答えが与えられることになり、さまざまな解釈が生じてくるので (See e. g. Eberhartinger [2000a] S.31)<sup>23)</sup>、最終的には、裁判所が判断を示すことになる (Nowotny [2000b] S.85 (Rz 7))<sup>24)</sup>。もっとも、民事裁判所の判断が示されるのは、株主・社員が利益の一定割合の支払を請求できることとされている場合において「正しい財務報告」がなされていないことを主張するときか倒産

---

22) ただし、Vodrazka [1987] S.65-67 (Rz 14-21)。

23) ただし、オーストリアの通説は、正規の簿記の諸原則間の序列を付すことには否定的な立場をとっている。Geist [1997b] S.1535 (Rz 8), Nowotny [2000b] S.88 (Rz 16), Fraberger/Petritz/Walter-Gruber [2010] S.114 (Rz 12)。

24) 正規の簿記の諸原則の発見は、事実問題ではなく法律問題であると解されている (Nowotny [1987] S.23, Torggler/Torggler [2000b] S.33-34 (Rz 11), Krejci [2001] S.128)。これは、正規の簿記の諸原則の発見は、法律の規定の解釈と評価と分かちがたく結びついているからである (Nowotny [1987] S.23。See auch Fasching [1971] S.249-250 (Vorbemerkungen vor den §§ 502 ff. ZPO, Anm. 11 und 12))。

手続きに入ったときにほぼ限られているため<sup>25)</sup>、裁判所が財務報告ルールに関して判断を下すのは、ほとんどの場合、他の種類の紛争の副産物にすぎないという調査結果が示されている (Merkel-Davies [2004] p.208-212)。また、所得税法5条が参照する正規の簿記の諸原則について、行政裁判所が会計問題について判断を下すことはしばしばあるが、これも法創設的意義は有しないと解されている (Nowotny [2000b] S.86 (Rz 10), Fraberger/Petritz/Walter-Gruber [2010] S.114 (Rz 11))。

そして、*Eberhartinger*らが行った調査結果によると、正規の簿記の諸原則に最も強い影響を与えるのは、商事実務を通じた漸進的な会計実務の発展であり、法律が果たす役割は低いと考えられている (*Eberhartinger/Gowthorpe/Pilkington* [1999])。これは、法改正には時間と手間がかかるため、適時に対応することが難しいことによるものと推測される (*See Merkel-Davies* [2004] p.200 and 202)。

ところで、学説においては、正規の簿記の諸原則と技術規定 (*Technikklauseln*) との構造的類似性がしばしば指摘されてきた (*Nowotny* [1987] S. 22-23, *Krejci* [1986] S.434. *vgl.* *Straube* [1988] S.18)<sup>26)</sup>。すなわち、法規が (一般に受け入れられた) 技術規格 ((*allgemein anerkannte*) *Regeln der Technik*) や、科学と技術の水準 (*Stand von Wissenschaft und Technik*) を参照することは少なくない。いずれの場合にも、一般的な法的なまたは単なる道徳的原則ではなく、一定の専門分野の構成員に特定の状況の下で適用される具体的ルールである。

---

25) もっとも、企業法典276条は、監査人と被監査会社との間で、会社の計算に関する法律の規定の解釈等について意見の相違がある場合には、裁判所に判断を求めることができることを前提として、裁判管轄を定めている。

26) 正規の簿記の諸原則を技術規定と類似したものとみる傾向は適切ではないという考え方に基づいて、たとえば、*Seicht* は、「忠実かつ誠実な財務報告の原則に従って (*nach den Grundsätzen einer getreuen und gewissenhaften Rechnungslegung*)」と規定することを提案したことがある (*Seicht* [1994] S.268)。



他方、正規の簿記の原則とは対照的に、技術規格は単なる事実であって、法規範ではない (OGH 29.5.1995, 1 Ob 564/95, RdW 1995, 422. Krejci [1986] S.438-489, Hartmann[1988]S.27, Löschnigg/Reissner[1991]S.481, Barfuß[2001] S.542)。そして、法における参照は、補充されなければならない不確定法概念を意味する (Vgl. Taschner/Frietsch [1990] S.143-144 (§ 1 ProdHaftG, Rz 90))。そして、立法者または行政庁の別段の行為がなければ、技術規格は独自の法令としての妥当規範性 (Geltungsanordnung) を有しない (Hartmann [1988] S.27, Krejci [1986] S.438-439. See also Herschel [1968] S.617, Marburger [1979] S.362)。受け入れられた技術規格の拘束力は法律によって参照されることによって認められる。これらの参照は、規範的に規定された目的と保護効を有する法規定の具体的適用を促進するものでなければならない (Nicklisch [1982] S.2635. vgl. Nowotny [1987] S.22-23)。したがって、参照された規格は補充的な性質を有するにとどまり、しばしばあいまいな (unpräzise) 法律の目的規定 (Ziel- und Zweckvorgaben) を補充し、完全なものとする法外的な現象にとどまる (vgl. Nicklisch [1982] S.2637, Nicklisch [1983a] S.261)。そして、本質的に静的で、改正が困難な法システム (Rechtsordnung) に技術の動的な発展を反映させることを可能にするものである (Straube [1988] S.14)。そこで、とりわけ、技術標準に含まれる判断的要素の観点では (Nicklisch [1983a] S.262)、事実問題<sup>27)</sup>として実務者にとって確立された技術規格の暫定的な拘束力が、法律が設定した目的の観点からのコントロールに服しつつもみとめられることになる。オーストリア標準 (ÖNORMEN) ですら、要求される注意水準 (Sorgfaltsanforderungen) を示すものとして適切かどうか問われる (e. g. Reischauer [1992] S.469 (Rz 5))。しかし、このような「明白性コントロール (Evidenzkontrolle)」は、実務者によって実施された評価のステップの1つ1つを理解し、それを自ら行うことが裁判官には要求されないため、明白な欠陥及

---

27) 「予想される専門家の意見」(Nicklisch [1983b] S.842. See auch Breuer [1976] S.48-50) として技術規格 (Regelwerke) を利用しまたは考慮に入れる。

び解決不能な矛盾に限定されることになる (Nicklisch [1982] S.2642-2643. *vgl.* Herschel [1968] S.623, Hommelhoff/Schwab [1998] S.38)。

なお、*Nowotny* は、正規の簿記の諸原則は法律からのみ導き出せるものではなく、法律の規定に具現化することは、技術規定に比べてより難しく、正規の簿記の諸原則の決定は裁判所によって混合問題 (*quaestio mixta*) として評価されるべきであると指摘する (*Nowotny* [1987] S.21 ff., *Nowotny* [2000b] S.85 (Rz 7))<sup>28)</sup>。「全ての法規範及び適用のために必要な前提となる経験則などの適用」(*Rechberger/Simotta* [2000] S.512-513 (Rz 859))、そして、正規性 (*Ordnungsmäßigkeit*) の概念の下での包摂も、事実問題と対照される法律問題に属する (*Gelter* [2001] S.89) (6も参照)。

### 3 1990年財務報告法及び1996年EU会社法国内法化法

1990年財務報告法 (*Rechnungslegungsgesetz*)<sup>29)</sup> 及び1996年EU会社法改正法 (*EU-Gesellschaftsrechtsänderungsgesetz*)<sup>30)</sup> によって、商法典中の会計帳簿及び財務報告に関する規定は大きく改正された。

1990年財務報告法は、EC会社法第4号指令に沿った内容の会計ルールに改めることを目的としたものであり、ドイツの1985年貸借対照表指令法 (*Bilanzrichtliniengesetz*) をほぼなぞったものであった。財務報告法により、商法典が改正され、商法典 (現在は企業法典) の195条は、企業の法的形式にかかわらず、年度決算書は、企業の資産及び損益の状況について忠実な写像 (*möglichst getreues Bild*) を提供しなければならないと定め、同222条2項は、会社の年度決算書は資産、負債・資本及び損益の状況 (*Vermögens-, Finanz- und Ertragslage*) について真実かつ公正な概観を提供しなければならず、特別な状況があるときは、附属明細書において追加的開示が要求される旨

28) 正規の簿記の諸原則のルールに基づくのか法律の解釈に基づくのかは、しばしば明確ではない (*vgl.* *Wala* [1998] S.30)。

29) *Bundesgesetzblatt* Nr. 475/1990, 31. Juli 1990.

30) *Bundesgesetzblatt* Nr. 304/1996, 28. Juni 1996.

を規定した。また、正規の簿記の諸原則を明文化し、明瞭性 (195条)、相殺禁止 (196条)、完全性と真実性 (196条1項、190条2項 [現在は3項])、継続性の原則 (201条2項、223条1項)、保守主義 (201条2項)、継続企業の前提 (201条2項)、個別評価の原則 (201条2項)、収益・費用の認識原則 (196条1項、198条5項6項)、費用収益対応の原則 (201条2項)、単一性の原則 (201条2項)などを規定した (*See e. g.* Nowotny [2000b] S.87 (Rz 13), Geist [1997b] S.1533-1534 (Rz 5), Fraberger/Petritz/Walter-Gruber [2010] S.115 (Rz 13))。

そして、1995年のEU加盟に伴い、1996年EU会社法改正法により、指令との残されていた相違点を解消するとともに、その他の改正も行った。

#### 4 1999年コンツェルン決算法

その後、海外で上場している会社からの要望に応じて、1999年コンツェルン決算法 (Bundesgesetz über Änderungen des Handelsgesetzbuchs, des Bankwesengesetzes, des Wertpapieraufsichtsgesetzes und des Versicherungsaufsichtsgesetzes betreffend die Anwendung international anerkannter Rechnungslegungsgrundsätze bei Konzernabschlüssen-Konzernabschlußgesetz)<sup>31)</sup>により、国際的な会計基準、すなわち、国際会計基準またはUSGAAPによってコンツェルン決算書を作成している場合には、商法典に従ったコンツェルン決算書の作成を免除することとされた (改正後商法典 245a条)。また、ウィーン証券取引所も、オーストリア株式市場 (Austrian Equity Market) のA市場 (A-Markt) セグメント<sup>32)</sup>またはオーストリア成長市場 (Austrian Growth Market) に株式を上場している会社に対して、2001年4月から、コンツェルン決算書を国際会計基準またはUSGAAPによって作成することを要求するに至った。

---

31) Bundesgesetzblatt Nr. 49/1999, 26. März 1999.

## 5 オーストリア財務報告委員会

*Nowotny*は、1986年の論文(*Nowotny* [1986])の中で、会計の発展のための組織を創設することを提案し(*See also Nowotny* [1987] S.102-108)、その後も、会計基準設定主体の必要性は提唱されていた(*Wala* [1998] S.141, *Eberhartinger* [2000a] S.151-152 und 157-160, *Wagenhofer* [2001] S.181, *Gelter* [2001] S.311-356)。他方、1999年コンツェルン決算法の制定の過程において、連邦司法省は、1998年討議草案<sup>32)</sup>において、ドイツと同様の会計諮問委員会(*Rechnungslegungsbeirat*)を設けることについて意見を照会したが、寄せられた意見は分かれ、会計諮問委員会の組織と財源についての議論を行うと、コンツェルン決算法による商法典の改正が遅延することをおそれて、会計諮問委員会の創設を政府草案に含めることは断念された(*Erläuternde Bemerkungen zur Regierungsvorlage zum KonzaG, 1576 der Beilagen zu den stenographischen Protokollen des Nationalrats XX. GP, S. 8-9*)。

ところが、その後、国民議会(*Nationalrat*)は、2004年1月29日に、全会一致で、連邦司法大臣に対して、より一層のコーポレートガバナンスの向上、計算書類監査の品質の向上、インサイダー取引への対処、財務情報の信頼性の確保のための検討を求め、そのための法案を国民議会に提出することを求める決議をした(*E 39-NR/XXII.GP*)。これを背景として、2005年に、利害関係者及び連邦政府(連邦司法省、連邦財務省及び連邦経済・労働省)の代表者によって、オーストリア財務報告委員会(*Österreichisches Rechnungslegungs-komitee*)が創設された。会計または監査の領域において利用者またはコンサルタントとして活発に関与しているか、その会員もしくは被用者が活発に関与して

32) 2002年からは、Prime Marketにその株式を上場している会社に対して要求することとされた。

33) 98/206 Bundesministerium für Justiz, GZ 10.075/8-I 3/98: Diskussionsentwurf, Bundesgesetz über Änderungen des Handelsgesetzbuchs, des Bankwesengesetzes und des Versicherungsgesetzes betreffend die Anwendung internationaler Rechtslegungsgrundsätze bei Konzernabschlüssen-Konzernabschlußgesetz (*KonzaG*).

いる、法的に認められた利害関係団体・組織のほか、オーストリア連邦またはオーストリアの州も、オーストリア財務報告委員会の正社員となることのできるものとされている定款4条2項)。実際、原始社員には、連邦司法省、連邦財務省及び連邦経済・労働省によってそれぞれ代表される連邦、会計職業人会、オーストリア経済監査士協会、オーストリア経済会議所 (Wirtschaftskammer Österreich), 経済連合 (Industriellenvereinigung)、オーストリア監査連盟連合会 (Vereinigung österreichischer Revisionsverbände)、貯蓄機関監査連盟 (Sparkassen-Prüfungsverband)、金融監督庁 (Finanzmarktaufsichtsbehörde)、オーストリア保険会社連盟 (Verband der Versicherungsunternehmen Österreichs)、オーストリア税務代理士協会 (Institut Österreichischer Steuerberater)、オーストリア国立銀行 (Österreichische Nationalbank) 及びオーストリア・アクチュアリー協会 (Aktuarvereinigung Österreichs) がなっていた (定款4条5項)<sup>34)</sup>。オーストリア財務報告委員会の必要経費は、会費、専門的報告 (Fachgutachten) の提供及び出版からの収入、補助金 (Subventionen und Förderungen) 及び寄付によって賄うものとされている (定款3条3項)。

なお、内閣は、2005年会社法改正法 (Gesellschaftsrechtsänderungsgesetz 2005) 案を提出するにあたって、「国際的なモデルに従って、計算書類の作成者、監査人及び研究者の代表者ならびに投資家及び証券アナリストの代表者から成る諮問委員会 (Beirat) が創設されるべきであり、その委員会には中小企業からの代表が含まれることが確保されるべきである。」とし、その委員会は、能力と情報を有するセンターとしての主要な役割を果たすにあたって、ますます増加する国際的及びEUの組織においてオーストリアの立場を継続的に代表し、また、所管の省庁に対して独立し、かつ専門的な立場から最高のレベルの助言を与えるべきであるとした。そして、オーストリア財務報告委員会が、このような役割を果たすために創設されたことを指摘した (927 der Bilagen

---

34) なお、現在は、銀行協会 (Fachverband der Banken und Bankiers) も正会員となっている。

XXII.GP-Regierungsvorlage-Materialien, S.4)<sup>35)</sup>。

オーストリア財務報告委員会には、その目的を実現するために、財務報告及び会計監査諮問委員会 (Beirat für Rechnungslegung und Abschlussprüfung) が設けられ (定款3条2項及び14条)、オーストリア、ヨーロッパその他における財務報告及び監査の分野における現況 (aktuelle Vorhaben) についての情報の収集、それについての専門的意見書 (fachkundigen Stellungnahmen) の提出、財務報告及び監査の分野におけるヨーロッパその他のワーキンググループへのオーストリアの代表に対する支援の提供、法案を作成する一とりわけ、EUの立法の国内法化に際しての選択権の行使に関して一管轄権を有する連邦省庁に対する専門的助言 (fachliche Beratung) の提供、国際的な基準設定組織へのオーストリアの利益を代表する者に対する専門的助言 (fachliche Beratung) の提供及びその代表者との連携、情報提供のための会合の開催、出版ならびに専門的報告 (Fachgutachten) の作成が、財務報告及び会計監査諮問委員会の任務とされている (定款3条2項)。

財務報告及び会計監査諮問委員会は、20人の委員と20人の補欠委員から成るものとされ、委員または補充委員となることができるのは、教育、監査、コンサルティング、規制・監督または分析などの活動を通じて、会計または監査についての資格を有する職業に従事している者に限られる (定款14条2項)。そして、委員のうち、財務諸表を作成する義務を負う組織を代表する者が4人、監査人ではない、大学レベルの教員が3人、会計及び監査の専門職業人を代表する者が4人 (うち、少なくとも3人は監査人として現に実務を行う資格を有する者)、オーストリアで認められた協同組合監査協会 (Österreich anerkannten Revisionsverbandes) のために協同組合の監査を行っている者が1人、貯蓄機関監査連盟の理事であるか、またはその理事によって指名された専門家が1人、財務アナリストを代表する者が1人、投資家を代表する者が1人、アク

---

35) See also Bericht des Justizausschusses, 347 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXII. GP.

チュアリーを代表する者が1人、オーストリア保険会社連盟を代表する者が1人、監督当局を代表する者が2人、銀行協会を代表する者が1人とされている。ただし、2名以上は、中小企業に属するか中小企業のために働いている者でなければならない(定款14条3項)。委員長と2名の副委員長を選任しなければならないが、それらの者は、計算書類の作成義務を負う組織を代表する者、学界及び監査人から1人ずつ選任されなければならない(定款14条4項)。委員の任期は3年とされている(定款15条1項)。

財務報告及び会計監査諮問委員会は、最低、年に4回、会合を開催しなければならないが、会長または5人以上の委員は会合を招集することができる(定款14条5項)。定足数は、諮問委員会の委員の半数とされているが、異なるカテゴリーの委員または補充委員に委任することができる(定款14条7項)。

## 6 会計基準等の法的位置づけ

正規の簿記の諸原則の同定にあたっては、まず、学界及び経済信託の専門職業人における支配的見解、とりわけ、さまざまな専門委員会の意見(Gutachten)(たとえば、オーストリア財務報告委員会)において明らかにされたものを用いることになる<sup>36)</sup>。すなわち、専門的意見は、何が正規の簿記の諸原則であるかを知るための本質的な情報源(wesentliche Erkenntnisquelle)である(Nowotny [1998] S.302, Nowotny [2000b] S.86 (Rz 9))。たとえば、Vanasも、会計職業人会の専門的意見、経済監査士会のガイドライン及びオーストリア財務報告委員会の意見書を正規の簿記の諸原則との関連で位置付けている(Vanas [2009] S.14-17)。また、USGAAPや国際財務報告基準のような国際的な基準及びそれについての学界による分析と評価は手掛かりを与えることがあると考えられている(Nowotny [2000b] S.86 (Rz 9), Fraberger/Petritz/

---

36) 多くの論者は、正規の簿記の諸原則は、実務と学界とが合意した意見の成果であって、絶えず発展させられていくものであるとしている(Rieger [1999] S.94-95, Torggler/Torggler [2000b] S.34 (Rz 12), Marschner [2010] S.63 (Rz 28)). See also VfSlg 13785/1994)。

Walter-Gruber [2010] S.114 (Rz 11))。

*Eberhartinger*らは、その調査結果に基づいて、会計職業人会あるいはオーストリア経済監査士協会 (Institut Österreichischer Wirtschaftsprüfer) などの専門職業人団体が正規の簿記の諸原則に与える影響についても、法律よりは重要な影響を与えると考えられているとはいえ、「オーストリアにおいては、専門職業人はどちらかといえば弱い立場にある」と指摘している (*Eberhartinger/Gowthorpe/Pilkington* [1999] p.24)。たしかに、正規の監査の諸原則と異なり、会社の計算については、立法者が比較的詳細な規定を法令に設けているため、専門的意見等の位置づけは低いように思われるが法的には監査に関する専門的意見と会計に関する専門的意見との間に差異はなく (*Gelter* [2001] S.95。ただし、*Kalss* [2001] S.715-716)、むしろ、実務においてどの程度受け入れられているかという点で差異があり、会計文献における多くの意見が専門的意見の権威を損なっているにすぎないという指摘もある (*Gelter* [2001] S.95-96)。

会計職業人会は、会計上の問題について、専門的報告 (Fachgutachten)、ガイドライン (Richtlinien) 及び意見書 (Stellungnahmen) を公表し、オーストリア経済監査士協会もガイドライン (Richtlinien) を公表するが、いずれも法的な拘束力は有しないし (*See also Merkl-Davies* [2004] p.201)、最高裁判所は、立法者意思に基づいて解釈し、判断を示すため、会計職業人会が専門的報告、ガイドラインまたは意見書の形で示した会計ルールは考慮に入れないと指摘もある (*Merkl-Davies* [2004] p.222, note 16)<sup>37)</sup>。

また、前述したように、正規の簿記の諸原則にいう正規性 (Ordnungsmäßigkeit) が認められるか否かも法律問題に属するという理解 (*Gelter* [2001] S.89) は、ウィーン商業裁判所における、株式法 135 条 (現在の商法典 276 条) に基づく手続きにおいて、明示的に採用されている (HG Wien, 9.10.1978, ÖStZ 1979,

---

37) ただし、*Eberhartinger*は、研究者や実務家による著作は学界において用いられるだけではなく、実務家によっても、いくつかのケースでは、最高裁判所によっても用いられることがあると指摘している (*Eberhartinger* [2000a] p.33)。



116)。すなわち、会計職業人の多数が有する見解についての会計職業人会の意見書が求められたときに、意見書に示された見解は法律と整合的ではないとして退けられた<sup>38)</sup>。

他方、専門委員会の活動には法的基盤が欠けており、その専門的意見の拘束力はそれ自体としては小さいとしても、監査において、一定の意義を有すると考えられている。たしかに、会計に関する事項についても監査に関する事項についても、会計職業人の判断は、いかなる場合においても、その者自身の責任においてなされる。そして、専門職業人団体が公表した専門的意見はいかなる場合においてもガイダンス (Orientierungshilfe) にすぎず (Nowotny/Sterl/Zehetner/Gelter [1999] S.143-144, Schauer [1999] S.294, Lechner [2000] S.1064-1065 (Rz 5). ただし, Haberl [2000] S.2)、監査人が自己の良心に従って個々の判断をなす責任を免れさせるものではない (Helmschrott/Buhleier [1998] S.115)。意見書に従わなければならないという法的義務は当然にはない (Mandl/Kleiner [1989] S.32, Pointner-Stadler/Hofians [1990] S.223, Schauer [1999] S.294)。

しかし、監査人は、個々の事案において具体化し、当該事案において特定の専門的意見を適用しなければならないかどうか (vgl. Lück [1993] S.25)、法律の要求事項に合致しているかどうかを確かめなければならない。そして、会計職業人会及びオーストリア経済監査士協会が公表した基準に従うことは、会社にとっても監査人にとっても義務ではないとしても、それらの基準は説得的影響力を有しており、会社や監査人は通常はそれに従うという指摘もある (Eberhartinger/Gowthorpe/Pilkington [1999] p.9. See also Merkl-Davies [2004] p.201)。Wagenhoferは、会計職業人には、これらの基準からの離脱には説明または正当化事由が黙示的に求められており、離脱した会計職業人には申し開き

---

38) 法律問題に密接に関する多くの事案における技術水準の調査もあり、したがって、純粋な事実問題 (*quaestio facti*) にとどまらないことが少なくない (vgl. Davy [1982] S. 357)。

が求められることがありうると指摘している (Wagenhofer [2001] p.245. *See also* Gelter [2001] S.97)。

すなわち、まず、会計職業人は、その業務を遂行するにあたって、注意義務を負っているが (会計職業人法<sup>39)</sup> 82条)、その内容は、会計職業人会の業務ガイドライン (Ausübungsrichtlinie) によって具体化されることが予定されている (会計職業人法 83条 1項・2項 1号)。そして、業務ガイドラインに定められた義務に違反することは、職業上の非行 (Berufsvergehen) であるとされ (会計職業人法 120条 25号)、戒告または過怠金の対象となる (会計職業人法 119条 1項)。憲法裁判所の判例によれば、業務ガイドラインは規則 (Verordnung) としての法的価値を有し (VfSlg 13128/1992)、一般的な拘束力を有する (*See e. g.* Krause/Albeseder/Herneth/Fraberger [2001] S.43)<sup>40)</sup>。したがって、専門的意見は、法令としての価値が認められる限り、会計職業人会の規律委員会 (Disziplinarrats) または不服委員会 (Disziplinaroberrats) の判断において正当な注意を払ったか否かの基準として用いられ、これらの委員会には、その専門的意見が法令の要求と整合するか否かを検証することが求められる。これと平行に、職業上の注意義務に違反することは、顧客あるいは第三者に対して不法行為責任を負うことにつながる (*Nowotny/ Sterl/ Zehetner/Gelter* [1999] S.142-144)。そして、専門的意見から監査人が離脱する場合には、それを正当化する必要性が生ずる (*Mandl/Kleiner* [1989] S.33)。

専門的意見のように、法外での規範設定 (außergesetzliche Normsetzung) において重要なのは (*Bydlinski* [1990] S.358, *Schauer* [1999] S.294, *Nowotny/Sterl/Zehetner/Gelter* [1999] S.143)、すべての利害関係者が関与する透明性を有する決定過程<sup>41)</sup> であり、同時に、専門的意見の正当化事由とし

39) Bundesgesetz über die Wirtschaftstreuhandberufe (WTBG), BGBl. I Nr. 58/1999.

40) 業務ガイドラインの制定・改正には連邦経済省による承認が必要とされている (会計職業人法 83条 3項)。

てしばしば強調されるのは、決定過程に関与する者の専門的適格性である。たとえば、*Pointner-Exinger/Hofians* は、企業評価に関する専門的意見について、法的拘束力を欠くにもかかわらず、実務及び教育ならびに研究によって受け入れられた、目的に適合する原則を示すものであることから、個々の事案において、それを適用しない特別な理由がない限り、とりわけ、会計職業人の注意義務に照らして、少なくとも専門的意見の遵守がもたらされると指摘する (*Pointner-Exinger/Hofians* [1990] S. 223)。すなわち、専門的意見の意義は、究極的にはその受容 (*Anerkennung*) にかかっており、関与する者の専門的権威が大きければ大きいほど、公開による継続的な吟味及びそれによって成果が高い品質を有するという外観をもたらす専門的意見の形成過程の透明性が高ければ高いほど、実務における強制可能性は高くなる (*Gelter* [2001] S.99)。

## 7 会計基準の法的拘束力—憲法・行政法的観点

### (1) オーストリア標準

基準法 (*Bundesgesetz vom 16. Juni 1971 über das Normenwesen (Normengesetz 1971)*, BGBl. Nr. 240/1971) 1条に基づいて、オーストリア標準協会 (*Österreichisches Normungsinstitut*) は、その基準を「オーストリア標準 (*ÖNORMEN*)」と呼ぶことが認められている<sup>42)</sup>。オーストリア標準は、法規範ではなく (*1 Ob 564/95, 29.5.1995. e. g. Hartmann* [1988] S. 27, *Krejci* [1986] S.438-439, *Löschnigg/Reissner* [1991] S.481, *Barfuß* [2001] S.542)、

---

41) なお、会計職業人会の専門委員会の意見書と経済監査士会のガイドラインとでは、経済監査士会は任意加入の団体であり、経済監査士会のガイドラインの設定手続きの透明性は会計職業人会の専門委員会の意見書の設定手続きに比べると劣ることから、事実上の拘束力に差があると考えらるべきなのではないかと指摘されている (*Nowotny* [1998] S.302. *See also Schauer* [1999] S.294 FN 51)。しかし、*Gelter* は、両者ともに、法的には拘束力を有しないことに鑑みるなら、両者の間に厳密な境界を設けることはできないことは明白であると指摘する (*Gelter* [2001] S.98)。

42) *Bescheid des Bundesministerium für Bauten und Technik betreffend Verleihung der Befugnis an das Österreichische Normungsinstitut vom 13. März 1972, ZI 550.753-III-20/72.*

原則として、強制力を有しないが、法令によってその全部または一部について拘束力を有する旨を定めることができる（基準法5条<sup>43)</sup>。また、オーストリア標準協会がオーストリア標準を公表する、基準法が定める要件をみたしているか否かについて、経済大臣が検証を行うこととされており、要件をみたしていないと認めるときには、オーストリア標準を公表する権限を撤回することができるものとされている（基準法9条）。

最高裁判所は、1986年の判決で、特定のオーストリア標準がある分野の当事者によって反復的に用いられている場合には、その分野に属するすべての当事者は、とりわけ、疑義がある場合には、このオーストリア標準が「一般的慣行」であると裁判所によって解される可能性があることに留意すべきであると、取引（民法典863条<sup>44)</sup>）または商取引（商法典346条）における黙示的意思表示に関する規定の下で、法的な強制なしに基準が適用されると考えられるとした（4 Ob 356/86, 17.6.1986. *See also* 5 Ob 662/82, 23.11.1982）。もっとも、最高裁判所は、法令により拘束力があるものとされていない場合には、オーストリア標準は法的には契約の定型書式にすぎず、契約当事者はその基準の適用または不適用を自由に定めることができ、適用することに合意した場合にのみ、オーストリア標準は契約の一部となると判示している（3 Ob 2327/96v, 10.9.1996. *See also* 8 Ob 151/71, 14.6.1971）。また、オーストリア標準は、用いられており、有効な関連する集団の工業規格（Regeln der Technik）を反映していることから<sup>45)</sup>、一般的な合意に従い、安全上の要件を定めるのに特に適しているとも判示している（1 Ob 564/95, 29.5.1995<sup>46, 47)</sup>。そして、オーストリア標準は商慣習に発展することがありうると解されている（4 Ob 356/86, 17.6.1986. *See also* Thienel [1990] S.15, Krejci [2001] S.14）。

43) *See e. g.* 7 Ob 45/82, 13.10.1983.

44) 863条2項は、行為と不作為の意味と効果を決定する上で、誠実な取引において支配的な慣行と慣習は考慮に入れられなければならないと定めている。

45) *See also* Löschnigg/Reissner [1991] S.483.

## (2) 静的指示と動的指示

一般論として、他の法令の規定を参照すること (Bezugnehmen) は許容されると解されているが (e. g. Kindermann [1982] S.230, Strejcek [1986] S.550)、指示規定 (Verweisung)<sup>48)</sup> の許容性については、ドイツなどと同様、議論がある (Walter [1963] S.87, Mayer [1974] S.44, Koja [1979] S.86-87, Walter [1986] S.186-187, Strejcek [1986] S.550, Aichlreiter [1988] S.1027-1029, Thienel [1990] S.17, Thienel [1993] S.129-130)。まず、基準に対する静的指示は、その基準の内容を容易に知ることができる限り、法令の範囲内では認められると解されている。静的指示が認められるためには、法律の規定により明確に指示され、かつ、基準の内容が官報において公告されること (連邦憲法 49 条・97 条 1 項参照) に匹敵する方法で (e. g. Thienel [1993] S.131, Attlmayr [2000] S.98)、知ることができるようにされていることが必要であると考えられている (VfSlg 2750/1954, 3045/1956, 3130/1956, 3662/1959, 5023/1965, 5633/1967, 13.274/1992. Mayer [1974] S.45-47, Koja [1979] S.29-33, Thienel [1990] S.31, Thienel [1993] S.130, Walter/Mayer [2000] Rz 253. See also Bundeskanzleramt [1990] RL 54-60)<sup>49)</sup>。したがって、包括的指示

---

46) 注意義務の水準を定めるために用いることができるものとして、たとえば、5 Ob 515/90, 30.1.1990 や 3 Ob 564/95, 11.10.1995 など。もともと、基準は最低限の要求事項を示しているにすぎず、それに従ったことのみで責任を免れるわけではないと、製造物責任法との関係で、判示する裁判例も存在する (Bezirksgericht Ried, 17.3.1992, R51/92)。他方、基準は、民法典 1311 条にいう保護効を有するものではないというのも最高裁判所のとる立場である (5 Ob 508/80, 6.5.1980; 5 Ob 662/82, 23.11.1982; 1 Ob 18/72, 16.2.1972; 5 Ob 662/82, 23.11.1982. See Reischauer [1992] Rz 5.)。

47) オーストリア標準の法的性質を検討したのものとして、たとえば、Geuder [1976], Hartmann [1978], Hartmann [1988], Thienel [1990] 参照。

48) See Bundeskanzleramt [1990] RL54-64.

49) なお、オーストリア標準はオーストリア標準協会の販売店及び全ての支部において無料で閲覧することができるが、オーストリア標準の公開は必ずしも、この要件をみたしていないのではないかという疑義があると指摘されている (e. g. Thienel [1993] S.131. See also Löschnigg/Reiser [1991] S.482. ただし、Korinek [1991] S.415, FN 64)。

(Pauschalverweisung) は許されず (Attlmayr [2000] S.99)、指示される規範は個々に特定され (individualisiert)、内容的に確定されたものでなければならぬ (Mayer [1974] S.52-53, Koja [1979] S.29, Thienel [1990] S.31, Thienel [1993] S.130-132)。

他方、動的指示は、連邦とラントとの権限の分配 (VfSlg 7241/1973, 6290/1970. Mayer [1974] S.51-52, Koja [1979] S.34)、立法府と執行府との権限の分配 (Mayer [1974] S.52)、立法権の所在という観点から憲法違反の問題をはらんでおり (e. g. Mayer [1974] S.51-53, Walter/Mayer [2000] Rz 253, Attlmayr [2000] S.98. *See also* Weilingner [2001] S. 365)、動的指示は、憲法上、許されないというのが、憲法裁判所のとる立場であり (e. g. VfSlg 3149/1957, 6290/1970, 7085/1973, 7241/1973, 10.311/1984, 14.606/1996)、通説 (Mayer [1974] S.51-52, Koja [1979] S.34, Aichreiter [1988] S.1030, Thienel [1990] S.69-71, Thienel [1993] S.132. *See also* Bundeskanzleramt [1990] RL63)<sup>50)</sup>。そして、法規制定権限を有する他の者 (Rechtssetzungsautorität) が設定した規範 (Norm) を動的指示することも<sup>51)</sup>、権限を有しない者に対して自己の規範制定権限を委任によって移転することになるので、立法者が介入する余地がある場合であっても、憲法上許されないというのが通説的見解である

---

50) ただし、特定の法領域の規定を特定することなく参照する第2種動的指示 (dynamische Verweisung 2. Grades) という概念が認められており (See Bundeskanzleramt [1990] RL64)、規制領域が明確に識別可能であり、かつ、それゆえに、規範に服する者が自己の法的地位を法律の定めから理解することができ、公法について判断を下す裁判所がある行政行為が法律の定めに従ったものであるか否かを検証することができる場合には、このタイプの指示は、連邦憲法18条 (すべての行政庁は、所管する範囲内の法律に基づいて、命令を発することができる) の下で許容されると解されている (VfSlg 5923/1969, 8395/1978, 9226/1981, 10.158/1984, 11.499/1987, 13.785/1994)。また、例外的に許容される場合がある (e. g. VfSlg 13.880/1994)。

51) 他方、自己が設定した規範を動的指示することについては、その公示と明確な指示があれば (VfSlg 10.311/1984, 12.947/1991)、憲法上の問題はほとんど生じないと解されている。See VfSlg 10.311/1984, 12.947/1991, 14.606/1996. Wielinger [1977] S.362, Strejcek [1986] S.553-555.

(Walter/Mayer [2000] Rz 253, Koja [1979] S.33-34, Korinek [1991] S.415, Thienel [1990] S.80, Thienel [1993] S.132-133. *See also* Lang [1989] S.13)。

### (3) 会計基準と憲法・行政法上の問題

立法論として、会計基準設定主体が設定する会計基準についても、オーストリア標準と同様、法律によって、承認すれば、憲法上の問題は生じないという見解も示され (Eberhartinger [2000a] S.151, FN 697)、オーストリア標準についての議論は会計基準設定主体を設けた場合の会計基準に与えられるべき法的な位置づけを考察するにあたって有用であると指摘されていた (*e. g.* Nowotny [1986] S.112-113, Nowotny [1987] S.105, Eberhartinger [2000a] S.145)。

他方、*Gelter*は、標準法は会計基準については適切なモデルとなる法律とはいえないと主張する (*Gelter* [2001] S.324)。これは、会計基準の拘束力を認めることと望ましい柔軟性を有する基準設定のプロセスとの間に衝突が生ずることを1つの理由とする。そして、法律の定めによって会計基準に法的拘束力を与える場合には、立法者の諮問に拘束され、また、会計基準設定主体の行動が制約されることになる。連邦司法省が命令によって会計基準設定主体の公表物に従うことを強制することも、会計法の下での責任の細分化をさらに進めることになるという問題があり、実務的ではないと指摘する。そして、*Gelter*は、私人間の訴訟または商法典 (現在は企業法典) 276条の下での手続きにおいて、計算書類あるいは連結計算書類が対象とされたときに、裁判所が判断を下すのが穏当であるとする。裁判所は、命令を適用し、その命令の法令適合性に疑いがある場合には、連邦憲法 139条1項に基づき、連邦憲法裁判所に判断を求めることが考えられるとする<sup>52)</sup>。また、後述するように、他の法規制定権者が制定した規範を構成要件要素として連結することは、憲法上、認められると解

---

52) *Gelter*は、不確定法概念としての正規の簿記の諸原則を補充する (*Antoniolli/Koja* [1996] S.169)、施行のための命令 (*Durchführungsverordnung*) という考え方はとりえないとする。これは、補充するのは、エンフォースメントについての権限を有する当局によって採択されなければならない (*Walter/Mayer* [2000] Rz 590ff.) からであるとする。

されており、一般条項に基礎を置く実現可能な選択肢であるが、ある会計事象についての基準 (Verlautbarungen) を法律が指示することを正当化することができるものではないと指摘する (Gelter [2001] S.317)。

他方、Nowotnyは、憲法上の重大な問題は存在しないと論じていた (Nowotny [1998] SS.303-304)<sup>53)</sup>。すなわち、EC指令の枠組みの下での財務報告の国際化に際して、この種の作業は行われ、財務報告の目的設定と本質的な規律はすでに規範化されているのであるから、立法者は、この枠組の中で、どの程度、具体化することが適切であるかを自由に決定することができるというのである。そして、もはや憲法上疑義が生ずる作業は残っておらず、国内での立法権の委任ということは生じないとする。Eberhartingerも、憲法上許されない動的指示という問題を回避するためには、2つの説明の仕方があると指摘する (Eberhartinger [2000a] S.145-146, FN 677)。

1つは、正規の簿記の諸原則への指示というものはなく、正規の簿記の諸原則は不確定法概念であると位置付けることである (Thienel [1990] S.28)<sup>54)</sup>。

もう1つの説明は、連邦憲法の応答的性格 (Antwortcharakter) に基づき、連邦憲法による支持が見出され、「暗黙のうちに」認められている場合には、私人による原則の開発が認められ (For details, See e. g. Thienel [1990] S.77 ff., Thienel [1993] S.132)、憲法上、動的指示が認められると解する余地があるというものである (Eberhartinger [2000a] S.145-146, FN 677)。とりわけ、法規制定権能を有する他の者が設定した規範を構成要件要素として連結すること (Tatbestandsanknüpfungen)<sup>55)</sup> は、多くの場合に認められてきている (e. g.

53) ただし、オーストリアの会計基準設定主体の創設にあたっては、動的指示との関係の整理が必要であり (Nowotny [1986] S.111)、法的な規範設定権能を与えることはできないことは議論の前提とされていた。

54) たとえば、Langは、広範な参照概念と不確定法概念との境界をどのように設定するかという難問があるとする (Lang [1992] S.120)。

55) For details, See e. g. Aichreiter [1991] S.8-95., Eisenberger/Urbantschitsch [1999] S.76, Attlmayr [2000] S.100-101.



VfSlg 12.384/1990, 12.947/1991, 13.586/1993, 13.740/1994)<sup>56)</sup>。憲法裁判所は、法規制定権能を有する他の者が設定した規範を構成要件要素として連結することは、憲法上許容されない動的指示と異なり、構成要件要素として参照された規範は憲法的意味においては完結しておらず、むしろ、単に、その暫定的な内容上の判断が、連結する法規制定権者自身の規範を完結するために用いられているにすぎないとする (VfSlg 12.384/1990)。すなわち、他の法規制定権者が前提とした「他の (fremde)」法的状況が存在し、かつ、まるで事実 (Faktum) のように参照された規範を受け入れている場合である (Attlmayr [2000] S.100)。

VfSlg *Sammlung der Erkenntnisse des Verfassungsgerichtshofes*

## 参考文献

- Achleitner, A.-K. [1996] Accounting Standard Setting im weltweiten Aufbruch, *Der Schweizer Treuhänder*, 4/1996: 265-276
- Adolphsen, J. [2004] Grenzen der internationalen Harmonisierung der Rechnungslegung durch Übernahme internationaler privater Standards, *Rabels Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht*, Band 68: 154-190
- Adamovich, L. K., B.-Ch. Funk und G. Holzinger [1997] *Österreichisches Staatsrecht, Band 1: Grundlagen*, Springer
- Adamovich, L. K., B.-Ch. Funk und G. Holzinger [1998] *Österreichisches Staatsrecht, Band 2: Staatliche Organisation*, Springer
- Aichreiter, J. W. [1988] *Österreichisches Verordnungsrecht*, Band II, Springer
- Aichreiter, J. [1991] Verweisung auf fremde Verbotsnormen im Gewerberecht, *Wirtschaftsrechtliche Blätter*, 1991: 89-95
- Altenberger, O. [1989] Vorschläge zu den Genarnormen des geplanten Rechnungslegungsgesetzes 1989, *Journal für Betriebswirtschaft*, 39. Jahrgang, Heft 1: 46-51
- Altenberger, O. [1995] Ausgewählte Unterschiede zwischen der neuen österreichischen

---

56) ただし、たとえば、Thienelはこのような見解に対して批判的である (Thienel [1993] S.130)。

- und der deutschen Rechnungslegung, in: Djanani, C., H. Kofter und R. Steckel (hrsg.), *Anpassungsprozesse in Wirtschaft und Recht: Festschrift für Hans Leza zum 60. Geburtstag*, Linde: 241-253
- Altenberger, O. A. [2004] Rechnungslegung von Universitäten: Österreich als Vorbild?, in: Göbel, S. und B. Heni (hrsg.), *Unternehmensrechnung : Konzeptionen und praktische Umsetzung: Festschrift zum 68. Geburtstag von Gerhard Scherrer*, Franz Vahlen: 3-39
- Altenberger, O. [2004] Soft Law am Beispiel von (internationalen) Rechnungslegungsregeln, in: Lang, M., J. Schuch und Cl. Staringer (hrsg.), *Soft Law in der Praxis*, Linde: 42-51
- Antoniolli, F. und W. Koja [1996] *Allgemeines Verwaltungsrecht*, 3. Aufl., Manz
- Atlmayr, M. [2000] Zur verfassungsrechtlichen Zulässigkeit des "Bezugnehmens" auf Normen anderer Rechtsetzungsautoritäten, *Österreichische Juristen-Zeitung*, 55. Jahrgang, Heft 3: 96-103
- Barfuß, W. [2001] Das Normenwesen-ein Phänomen zwischen Technik, Wirtschaft, Politik und Recht, in: Kramer, E.A. und W. Schuhmacher (hrsg.), *Beiträge zum Unternehmensrecht : Festschrift für Hans-Georg Koppensteiner zum 65. Geburtstag*, Orac: 541-548
- Beisse, H. [1997] Wandlungen der Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung, in: Schön, W. (hrsg.), *Gedächtnisschrift für Brigitte Knobbe-Keuk*, Otto Schmidt: 385-409
- Bertl, R., E. Deutsch und K. Hirschler [1999] *Buchhaltungs- und Bilanzierungshandbuch*, 2. Aufl., Manz
- Bertl, R. und D. Mandl (hrsg.) [1990-] *Handbuch zum Rechnungslegungsgesetz*, Orac
- Bertl, R., D. Mandl und G.Mandl (hrsg.) [1989] *Handbuch für Wirtschaftstreuhänder*, Orac
- Biener, H. [1996] Können die IAS als GoB in das deutsche Recht eingeführt werden?, in: Baetge, J. et al. (hrsg.), *Rechnungslegung Prüfung und Beratung: Herausforderungen für den Wirtschaftsprüfer: Festschrift zum 70. Geburtstag von Professor Dr. Rainer Ludewig*, IDW: 85-121
- Breuer, R. [1976] Direkte und indirekte Rezeption technischer Regeln durch die Rechtsordnung, *Archiv des öffentlichen Rechts*, Band 101: 46-88
- Bundeskanzleramt (hrsg.) [1990] *Handbuch der Rechtssetzungstechnik, Teil 1: Legistische Richtlinien 1990*
- Bundesministerium für Finanzen [2000] *Einkommensteuerrichtlinien 2000*
- Bydlinski, F. [1991] *Juristische Methodenlehre und Rechtsbegriff*, 2. Aufl., Springer
- Bydlinski, P. [1990] Gedanken zur Haftung der Abschlußprüfer, in: Aicher, J. und H.-G. Koppensteiner (hrsg.), *Beiträge zum Zivil- und Handelsrecht: Festschrift für Rolf Ostheim zum 65. Geburtstag*, Orac: 349-382
- Davy, B. [1982] Legalität durch Sachverstand? Zur Bestimmbarkeit von Technik-Klauseln

- im österreichischen Verwaltungsrecht, *Zeitschrift für Verwaltung*, 1982: 345-358
- Döllerer, G. [1959] Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung, deren Entstehung und Ermittlung, Betriebs-berater, 14. Jahrgang, Heft 34: 1217-1221
- Doralt, P., Ch. Nowotny und S. Kalss (hrsg.) [1995] *Privatstiftungsgesetz*, Linde
- Doralt, W. [1979] Der verwaltungsrechtliche Vertrag, in: Ermacora, F., G. Winkler, F. Koja, H.-P. Rill und B.-Ch. Funk (hrsg.), *Allgemeines Verwaltungsrecht: Festschrift Antonioli*, LexisNexis Österreich: 205-212
- Ebert, E. [2002] *Private Normsetzung für die Rechnungslegung: Möglichkeiten und Grenzen*, Wissenschaft & Praxis
- Eberhartinger, E. [1996] *Bilanzierung und Besteuerung von Genußrechten*, stillen Gesellschaften und Gesellschafterdarlehen, Orac
- Eberhartinger, E. [2000a] *Ertragssteuerliche Konsequenzen der Internationalisierung der Rechnungslegung*, Orac
- Eberhartinger, E. [2000b] Finanzierungswirkung des IFB bei einer Kapitalgesellschaft und dessen Abschaffung, *Österreichisches Zeitschrift für Rechnungswesen*, 2000: 367-370
- Eberhartinger, E., C. Gowthorpe and C. Pilkington [1999] *Accounting regulatory change in Austria: A weakening of tradition*, working paper presented at 22nd annual EAA Congress
- Egger, A. und H. G. Ruppe (hrsg.) [1987] *Reform der Rechnungslegung in Österreich*, Orac
- Egger, A. und H. Samer [1999] *Der Jahresabschluß nach dem Handelsgesetzbuch*, Band I, 7. Aufl., Linde
- Egger, A. und H. Samer [2000] *Der Jahresabschluß nach dem Handelsgesetzbuch*, Band II, 4. Aufl., Linde
- Egger, A., H. Samer und R. Bertl [2010] *Der Jahresabschluß nach dem Unternehmensgesetzbuch*, Band I, 13. Aufl., Linde
- Eisenberger, I. und W. Urbantschitsch [1999] Die Verweisung als Instrument zur Umsetzung von Gemeinschaftsrecht, *Österreichische Zeitschrift für Wirtschaftsrecht*, 26. Jahrgang, Heft 3: 74-78
- Fasching, H. W. [1971] *Kommentar zu den Zivilprozessgesetzen*, Band IV, Manz
- Flower, J. [2004] *European Financial Reporting*, Palgrave Macmillan
- Fraberger, F., M. Petritz, und Ch. Walter-Gruber [2010] Kommentierung zum § 195 UGB, in: Hirschler, K. (hrsg.), *Bilanzrecht, Kommentar, Einzelabschluss*, Linde: 110-126
- Funk, B.-Ch. [1976] Grundlegende Ordnungsprobleme im System der bundesstaatlichen Kompetenzverteilung, *Juristische Blätter*, 98. Jahrgang, Heft 17/18, 449-464
- Funk, B.-Ch. [1979] Verwaltungshandeln und Verwaltungsakt, in: Ermacora, F., G. Winkler, F. Koja, H.-P. Rill und B.-Ch. Funk (hrsg.), *Allgemeines Verwaltungsrecht: Festschrift Antonioli*, LexisNexis Österreich: 157-172
- Funk, B.-Ch. [1980] *Das System der bundesstaatlichen Kompetenzverteilung im Lichte der*

- Verfassungsrechtsprechung*, Braumüller
- Gassner, W. [2000] Internationalisierung der Rechnungslegung, Steuerbemessung und Rechtspolitik, *Österreichisches Zeitschrift für Recht und Rechnungswesen*, Heft 9/2000 : 270-273
- Gassner, W. und A. Lahodny-Karner [1997] Der Grundsatz der Bewertungsstetigkeit im Bilanzrecht, in: Bertl, R. und G. Mandl (hrsg.), *Rechnungswesen und Controlling: Festschrift für Anton Egger zum 65. Geburtstag*, Orac: 357-375
- Gassner, W., A. Lahodny-Karner und Ch. Urtz [2000] § 201 HGB, in: Straube, M. (hrsg.), *Kommentar zum Handelsgesetzbuch*, Band II, 2. Aufl., Manz: 197-224
- Geist, R. [1997a] § 189 HGB, in: Jabornegg, P. (hrsg.), *Kommentar zum HGB*, Springer Vienna: 1477-1494
- Geist, R. [1997b] § 195 HGB, in: Jabornegg, P. (hrsg.), *Kommentar zum HGB*, Springer Vienna: 1529-1539
- Geist, R. [1997c] § 201 HGB, in: Jabornegg, P. (hrsg.), *Kommentar zum HGB*, Springer Vienna: 1612-1626
- Gelter, M. [2001] *Neue Rechnungslegungsnormen im Handelsrecht*, Verlag Österreich
- Geuder, H. [1976] Normen und ihre Bedeutung im technischen Recht, *Österreichische Juristen-Zeitung*, 31. Jahrgang, Heft 24: 652-656
- Haberl, I. [2000] *Die Haftung des Wirtschaftsprüfers als gesetzlicher Abschlußprüfer*, Orac
- Hackl, W. [1979] Die Verordnung, in: Ermacora, F., G. Winkler, F. Koja, H.-P. Rill und B.-Ch. Funk (hrsg.), *Allgemeines Verwaltungsrecht: Festschrift Antonioli*, LexisNexis Österreich: 173-188
- Hartmann, G. [1978] ÖNORMEN-Rechtsgrundlagen, Rechtsnatur und ihre Bedeutung als allgemeine Geschäftsbedingungen, in: Kühne, J. (hrsg.), *Rechtsfragen des Bauvertrages*, Orac: 43-64
- Hartmann, G. [1988] ÖNormen, ihr Zustandekommen, ihre Rechtsnatur, ihre Anwendung im technischen Recht, in: Korinek, K. und H. Krejci (hrsg.), *Handbuch des Bau- und Wohnungsrechts*, V-Mon-1, Orac : 1-34
- Hassler, P. [1978] Die handelsrechtliche Passivierungspflicht von Pensionsrückstellungen, *Österreichische Steuerzeitung*, 32. Jahrgang: 114-119
- Helmschrott, H. und Cl. Buhleier [1998] *Der Beruf des Wirtschaftsprüfers*, Oldenbourg
- Herschel, W. [1968] Regeln der Technik, *Neue Juristische Wochenschrift*, 1968: 617-623
- Hommelhoff, P. and M. Schwab [1998] Gesellschaftliche Selbststeuerung im Bilanzrecht-Standard Setting Bodies und staatliche Regulierungsverantwortung nach deutschem Recht, *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis*, 50. Jahrgang, Heft 1: 38-56
- Hüffer, U. [1988] § 238, in: Canaris, Cl.-W. W. Schilling und P. Ulmer (hrsg.), *GroßKommentar HGB*, 4.Aufl., Walter de Gruyter: 77-113

- Jabloner, Cl. und W. Okresek [1983] Theoretische und praktische Anmerkungen zu Phänomenen des "soft law", *Österreichische Zeitschrift für öffentliches Recht und Völkerrecht*, vol.34, Nr. 2/3: 217-241
- Jabornegg, P. (hrsg.) [1997] *Kommentar zum HGB*, Springer Vienna
- Jabornegg, P. (hrsg.) [1999] *Kommentar zum HGB*, Ergänzungsheft 1999, Springer Vienna
- Kalss, S. [2001] Das Interne Kontrollsystem (IKS) als Angelpunkt der Corporate Governance in Kapitalgesellschaften, in: *Festschrift Heinz Krejci zum 60. Geburtstag: Zum Recht der Wirtschaft*, Verlag Österreich: 699-720
- Kastner, W. [1967] Grundsätze ordnungsgemäßer Buchführung, *Juristische Blätter*, 89. Jahrgang, Heft 11/12: 298-303
- Kastner, W., P. Doralt und Ch. Nowotny [1990] *Grundriß des österreichischen Gesellschaftsrechts*, 5. Aufl., Manz
- Keppert, Th. [2001] Die Haftung des Wirtschaftstreuhanders im Lichte der neuesten OGHJudikatur, *Steuer- und Wirtschaftskartei*, 2001, T 71-T75
- Kindermann, H. [1982] Entwicklungsstand legistischer Richtlinien des deutschen Sprachraums, in: Öhlinger, Th. (hrsg.), *Methodik der Gesetzgebung*, Springer: 211-231
- Koja, F. [1978] Die Verordnung im österreichischen Verfassungsrecht, *Juristische Blätter*, 100. Jahrgang, Heft 19/20: 532-535
- Koja, F. [1979] Zur Frage der verfassungsrechtlichen Zulässigkeit statischer und dynamischer Verweizung, *Österreichische Juristen-Zeitung*, 34. Jahrgang, Heft 2: 29-35
- Korinek, K. [1991] Staatsrechtliche Ansätze für eine Deregulierung im Wirtschaftsrecht, *Juristische Blätter*, 113. Jahrgang, Heft 7: 409-420
- Korinek, K. und M. Holoubek [1993] *Grundlagen staatlicher Privatwirtschaftsverwaltung*, Leykam
- Kotrnoch, H. und W. Littich [1986] Rechnungslegung der Unternehmen in Österreich, *Recht der internationalen Wirtschaft*, 32. Jahrgang, Heft 2: 111-125
- Koziol, H. und R. Welser [2000] *Bürgerliches Recht*, Band I, 11. Aufl., Manz
- Krause, P., W. Albeseder, R. Herneth und F. Fraberger [2001] Unvereinbarkeit im Zusammenhang mit Abschlußprüfungen, in: Institut österreichischer Wirtschaftsprüfer (hrsg.), *Wirtschaftsprüfer-Jahrbuch 2001*, Linde: 35-8
- Krejci, H. [1986] Die Bedeutung der Regeln der Technik im Bauvertragsrecht, in: Rechberger, W.H. und R. Welser (hrsg.), *Festschrift für Winfried Kralik zum 65. Geburtstag: Verfahrensrecht-Privatrecht*, Manz: 435-450
- Krejci, H. [1995] *Handelsrechts*, Manz
- Krejci, H. [2001] *Handelsrechts*, 2. Aufl., Manz
- Kruse, H. W. [1976] Bilanzierungswahlrechte und Grundsätze ordnungsmäßiger

- Buchführung, in: Baetge, J., A. Moxter und D. Schneider (hrsg.), *Bilanzfragen, Festschrift zum 65. Geburtstag von Ulrich Leffson*, IDW-Verlag: 65-85
- Lang, M. [1989] Verfassungsrechtliche Bedenken gegen die Verweisungsnormen in Doppelbesteuerungsabkommen, *Österreichische Steuerzeitung*, 42. Jahrgang, Heft 1/2: 11-18
- Lechner, K., A. Egger und R. Schauer [1999] *Einführung in die Allgemeine Betriebswirtschaftslehre*, 18. Aufl., Linde
- Lechner, K. [2000] § 275 HGB, in: Straube, M. (hrsg.), *Kommentar zum Handelsgesetzbuch*, Band II, 2. Aufl., Manz: 1063-1067
- Leffson, U. [1964] *Die Grundsätze ordnungsmässiger Buchführung*, Verlagsbuchhandlung des Institutes der Wirtschaftsprüfer
- Lehmann, J. [1930] Erläuterung zu § 38, in: Düringer, A. und M. Hachenburg (hrsg.), *Das Handelsgesetzbuch vom 10. Mai 1897 (unter Ausschluß des Seerechts) auf der Grundlage des Bürgerlichen Gesetzbuchs*, Band 1, 3. Aufl., J. Bensheimer: 400-411
- Löschnigg, G. und G.-P. Reissner [1991] Zur rechtlichen Relevanz der ÖNORM über Bildschirmarbeitsplätze, *ecolex* 1991: 480-484
- Loy, A. [1970] Grundsätze und Regeln ordnungsmässiger Buchführung-ihre Rechtsnatur, *Betriebs-berater*, 25. Jahrgang, Heft 28: 1210-1213
- Lück, W. [1993] *Jahresabschlußprüfung*, Schäffer-Poeschel
- Lukas, W. und P. Zetter [1997] *Das Rechnungslegungsgesetz*, 2. Aufl., Manz
- Lukas, W. und P. Zetter [2001] *Das Rechnungslegungsgesetz*, 3. Aufl., Manz
- Mandl, D. [1993] The new Austrian Financial Reporting Act, *European Accounting Review*, vol.2, no.2: 397-402
- Mandl, G. und F. Kleiner [1989] Berufsgrundsätze der Wirtschaftstreuhänder, in: Bertl, R., D. Mandl und G. Mandl (hrsg.), *Handbuch für Wirtschaftstreuhänder*, Orac: 25-54
- Marburger, P. [1979] *Die Regeln der Technik im Recht*, Heymann
- Marschner, E. [2010] § 190 UGB, in: Hirschler, K. (hrsg.), *Bilanzrecht, Kommentar, Einzelabschluss*, Linde: 57-82
- Mayer, H. [1974] *Die Zuständigkeit der Verwaltungsbehörden im Vollstreckungsverfahren*, Springer
- Mayer, H. [1977] *Die Verordnung: eine dogmatische Untersuchung auf Grundlage des österreichischen Verfassungsrechts*, Manz
- Mayer, H. [1997] *Das österreichische Bundes-Verfassungsrecht*, 2. Aufl., Manz
- Mayer-Schönberger, V., M. Pils, Ch. Reiser und G. Schmörlzer [1999] *Signaturgesetz: Praxiskommentar*, Orac
- McLeay, S. And D. Merkl [2004] Drafting Accounting Law: An analysis of institutionalized interest representation, in: Leuz, Ch., D. Pfaff and A. Hopwood (eds.), *The Economics and Politics of Accounting*, Oxford University Press: 317-346

- Merkel-Davies, D. [2004] Regulation and Enforcement of Financial Reporting in Austria, *Journal of Management and Governance*, vol.8, No.2: 199-225
- Nicklisch, F. [1982] Wechselwirkungen zwischen Technologie und Recht, *Neue Juristische Wochenschrift*, 35. Jahrgang, Heft 47: 2633-2644
- Nicklisch, F. [1983a] Funktion und Bedeutung technischer Standards in der Rechtsordnung, *Betriebs-berater*, 38. Jahrgang, Heft 5: 261-269
- Nicklisch, F. [1983b] Technische Regelwerke-Sachverständigengutachten im Rechtssinne?, *Neue Juristische Wochenschrift*, 36. Jahrgang, Heft 16: 841-850
- Nowak, R. [1992] Das "differenzierte Legalitätsprinzip" in der verfassungsgerichtlichen Rechtsprechung, in: B.-Ch.Funk *et al.* (hrsg.), *Staatsrecht und Staatswissenschaften in Zeiten des Wandels: Festschrift für Ludwig Adamovich zum 60. Geburtstag*, Springer: 491-501
- Nowotny, Ch. [1986] Buchfrügs- und Bilanzierungsregeln nach Ö-Normen? *Steuer- und Wirtschaftskartei*, 1986: A<sup>1</sup> 103-114
- Nowotny, Ch. [1987] *Funktion der Rechnungslegung im Handels- und Gesellschaftsrecht*, Service Fachverlag, Fachverlag an der Wirtschaftsuniversität
- Nowotny, Ch. [1988] Kann in der Einbringungsbilanz der Firmenwert angesetzt werden?, *Österreichische Notariatszeitung*, 1988: 250-253
- Nowotny, Ch. [1989] Handels- und gesellschaftsrechtliche Probleme einer Unternehmensteilung, *Das Recht der Arbeit*, 39. Jahrgang, Nr.2 (199.Heft) : 93-104
- Nowotny, Ch. [1991] Kommanditistenhaftung auch bei Buchverlusten, *Österreichisches Recht der Wirtschaft*, 1991: 34-35
- Nowotny, Ch. [1993] Verlust des halben Stammkapitals, in: Bierich, M., P. Hommelhoff und B. Kropff (hrsg.), *Festschrift für Johannes Semler Zum 70. Geburtstag Am 28. April 1993: Unternehmen und Unternehmensführung im Recht*, de Gruyter: 231-260
- Nowotny, Ch. [1994a] Fragen des neuen Privatstiftungsgesetzes, *Der Gesellschafter: Zeitschrift für Gesellschafts- und Unternehmensrecht*, 1994/1 1-12
- Nowotny, Ch. [1994b] Die Organisation der Privatstiftung, in: Csoklich, P., M. Müller, B. Gröhs und F. D. Helbich (hrsg.), *Handbuch zum Privatstiftungsgesetz*, Orac: 145-174
- Nowotny, Ch. [1996] EuGH: Phasengleiche Gewinnrealisierung im Konzern erlaubt, *Österreichisches Recht der Wirtschaft*, 1996: 349
- Nowotny, Ch. [1996] Zu den Ausschüttungssperren des § 235 HGB, *Steuer- und Wirtschaftskartei*, 1996, D 35-D36
- Nowotny, Ch. [1998] Von den Grundsätzen ordnungsmäßiger Bilanzierung zu internationalen Standards als Normen der Rechnungslegung, *Österreichisches Zeitschrift für Rechnungswesen*, 1998: 301-305
- Nowotny, Ch. [1999] OGH anerkennt Niederlassungsfreiheit für EU-/EWR-Gesellschaften, *Österreichisches Recht der Wirtschaft*, 1999, 697-698

- Nowotny, Ch. [2000] Rechtsgrundlagen der Verlustvorsorgen des Handels- und Steuerrechts im Gemeinschaftsrecht, in: Bertl, R., A. Egger, W. Gassner und M. Lang (hrsg.), *Verlustvorsorgen im Bilanz- & Steuerrecht*, Linde: 33-55
- Nowotny, Ch. [2000b] § 195 HGB, in: Straube, M. (hrsg.), *Kommentar zum Handelsgesetzbuch*, Band II, 2. Aufl., Manz: 82-95
- Nowotny, Ch., R. Bertl, A. Brogyanyi und M. Gelter, [2000] Going Concern und Redepflicht, in: Institut österreichischer Wirtschaftsprüfer (hrsg.), *Wirtschaftsprüfer-Jahrbuch 2000*, Linde: 203-231
- Nowotny, Ch. und M. Gelter [2000] “Bilanzklausel” und Unternehmenserwerb, *Der Gesellschafter: Zeitschrift für Gesellschafts- und Unternehmensrecht*, 2000/2: 63-72
- Nowotny, Ch. und M. Gelter [2000b] § 245a HGB, in: Straube, M. (hrsg.), *Kommentar zum Handelsgesetzbuch*, Band II, 2. Aufl., Manz: 695-709
- Nowotny, Ch., Mayer L. und P. Hassler (hrsg.) [1997] *Rechnungslegung, Prüfung und Beratung: Festschrift aus Anlaß des 50-Jahr-Jubiläums der KPMG Alpen-Treuhand*, Orac
- Nowotny, Ch., R. Sterl, U. Zehetner und M. Gelter [1999] Verantwortung und Haftung des Abschlußprüfers, in: Institut österreichischer Wirtschaftsprüfer (hrsg.), *Wirtschaftsprüfer-Jahrbuch'98*, Linde: 129-161
- Nowotny, Ch. and M. Wagner [2001] Austria-Group Accounts, in: Ordelheide, D. and KPMG (eds.), *Transnational Accounting*, vol.1, 2. Aufl., Palgrave Macmillan: 315-378
- Nowotny, Ch. and E. Gruber [1995] The History of Financial Reporting in Austria, in: Walton, P. (ed.), *European Financial Reporting: A history*, Academic Press: 29-42
- Obenaus, G. [1999] Gemeinschaftsrechtliche Anforderungen an die österreichische Legistik, *Journal für Rechtspolitik*, 1999: 111-123
- Öhlinger, Th. [1997] *Verfassungsrecht*, 3. Aufl., WUV-Universitätsverlag
- Öhlinger, Th. und M. Potacs [1998] *Gemeinschaftsrecht und staatliches Recht*, Orac
- Ordelheid, D. [1999] Germany, in: McLeay, S. J. (ed.), *Accounting Regulation in Europe*, MacMillan: 99-146
- Pointner-Exinger, E. und R. Hofians [1990] Unternehmensbewertung durch den Wirtschaftstreuhänder, *ecolex* 1990: 222-226
- Potacs, M. [1991] *Devisenbewirtschaftung: eine verfassungs- und verwaltungsrechtliche Untersuchung unter Berücksichtigung des Völker- und Europarechts*, Springer
- Puck, E. [1979] Nichthoheitliche Verwaltung. Typen und Formen, in: Ermacora, F., G. Winkler, F. Koja, H.-P. Rill und B.-Ch. Funk (hrsg.), *Allgemeines Verwaltungsrecht: Festschrift Antonioli*, LexisNexis Österreich: 275-303
- Raschauer, B. [1998] *Allgemeines Verwaltungsrecht*, Springer
- Rechberger, W. H. und D.-A. Simotta [2000] *Zivilprozeßrecht*, 5.Aufl., Manz
- Riegler, G. [1999] IAS-konforme Bewertung von monetären Fremdwährungsposten im



- HGB-Einzelabschluß, *ecolex* 1998: 93-96
- Reischauer, R. [1992] § 1311, in: Rummel, P. (hrsg.), *Kommentar zum Allgemeinen bürgerlichen Gesetzbuch*, Band II, 2.Aufl., Manz: 466-483
- Rückle, D. [1987] Ausgestaltung und Bedeutung der Generalnormen im neuen Rechnungslegungsrecht, in: Loitsberger, E. und A. Egger (hrsg.), *Rechnungslegung und Gewinnermittlung. Gedenkschrift für Karl Lechner*, Linde: 307-325
- Rummel, P. (hrsg.) [2000] *Kommentar zum ABGB*, Band I, 3. Aufl., Manz
- Rummel, P. (hrsg.) [1992] *Kommentar zum ABGB*, Band II, 2. Aufl., Manz
- Ruppe, H.-G. [2005] Ursprung und Zukunft des Bilanzsteuerrechts, in: Lang, M., J. Schuch, und Cl. Staringer (hrsg.), *Handbuch der Bilanzsteuerrechts, Gedenkschrift für Wolfgang Gassner*, Linde: 1-20
- Saladin, P. [1981] Grundrechtsprobleme, in: Funk, B.-Ch. (hrsg.), *Die Besorgung öffentlicher Aufgaben durch Privatrechtssubjekte*, Orac: 59-84
- Schauer M. [1990] Die Haftung des Abschlußprüfers, *Österreichisches Recht der Wirtschaft*, 1999/4b: 290-300
- Schauer, R. [1990-] A.IV., in: Bertl, R. und D. Mandl (hrsg.), *Handbuch zum Rechnungslegungsgesetz*, Orac
- Schlegelberger, F. und L. Quassowski [1939] *Aktiengesetz: Gesetz über Aktiengesellschaften und Kommanditgesellschaften auf Aktien vom 30. Januar 1937: Kommentar*, 3. Aufl., Franz Vahlen
- Schmalenbach, E. [1933] Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung, *Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung*, 27. Jahrgang: 225-233
- Schön, W. [1997] Entwicklung und Perspektiven des Handelsbilanzrechts: vom ADHGB zum IASC, *Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht*, Band 161: 133-159
- Schultz-Osterloh, J. [1997] Rechtsgrundlagen des Jahres- und des Konzernabschlusses, in: von Wysocki, K. und J. Schultz-Osterloh (hrsg.), *Handbuch des Jahresabschlusses*, Abteilung I/1, Otto Schmidt
- Schwimmann, M. (hrsg.) [1997] *Praxiskommentar zum ABGB*, Band V, 2. Aufl., Orac
- Seicht, G. [1989] Über Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung österreichische Bilanzreform zwecks Insolvenzprophylaxe und Steigerung der Effizienz unserer Risikokapitalmärkte überfällig, *Steuer- und Wirtschaftskartei*, 1989: D1-16
- Seicht, G. [1994] Über die (neuerliche) Reformbedürftigkeit des kaufmännischen "Jahresabschlusses" (RLG), *Der Gesellschafter: Zeitschrift für Gesellschafts- und Unternehmensrecht*, 4/1994: 265-276
- Straube, M. [1988] *Technikklauseln im Recht*, Signum-Verlag
- Straube, M. (hrsg.) [1992] *Kommentar zum Handelsgesetzbuch*, Band II, Manz
- Straube, M. (hrsg.) [1995] *Kommentar zum Handelsgesetzbuch*, Band I, 2. Aufl., Manz

- Straube, M. (hrsg.) [2000] *Kommentar zum Handelsgesetzbuch*, Band II, 2. Aufl., Manz
- Straube, M. (hrsg.) [2011] *Kommentar zum Unternehmensgesetzbuch*, 3. Aufl., Band II, Manz
- Strejcek, G. [1986] Verweisungen im UOG, *Zeitschrift für Verwaltung* 1986: 550-555
- Taschner, H. Cl. und E. Frietsch [1990] *Produkthaftungsgesetz und EG-Produkthaftungsrichtlinie*, 2. Aufl., C. H. Beck
- Thienel, R. [1990] *Verweisungen auf ÖNORMEN*, Manz
- Thienel, R. [1993] Rechtsstaatliche Probleme der Verbindlicherklärung von ÖNORMEN, *ecolex* 1993: 129-
- Torggler, H. [2005] Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung, in: Lang, M., J. Schuch, und Cl. Staringer (hrsg.), *Handbuch des Bilanzsteuerrechts, Gedenkschrift für Wolfgang Gassner*, Linde: 57-80
- Torggler, H. und U. Torggler [2000a] Vor § 189 HGB, in: Straube, M. (hrsg.), *Kommentar zum Handelsgesetzbuch*, Band II, 2. Aufl., Manz: 1-21
- Torggler, H. und U. Torggler [2000b] § 189 HGB, in: Straube, M. (hrsg.), *Kommentar zum Handelsgesetzbuch*, Band II, 2. Aufl., Manz: 21-44
- Vanas, B. [2009] *Bilanzrecht*, Manz
- Vodrazka, K. [1987] § 129 AktG, in: Kofler, H. et al. (hrsg.), *Handbuch Bilanz und Abschlussprüfung*, 2. Aufl., Linde: 57-143
- Vodrazka, K. [1989] Kritische Anmerkungen zum Rechnungslegungsentwurf, *Journal für Betriebswirtschaft*, 39. Jahrgang, Heft 2: 66-79
- Wagenhofer, A. [1998] Internationale Rechnungslegung in Österreich, *Österreichisches Zeitschrift für Rechnungswesen*, 1998: 289-297
- Wagenhofer, A. [2001a] Austria-Individual Accounts, in: Ordelheide, D. and KPMG (eds.), *Transnational Accounting*, vol.1, 2. Aufl., Palgrave Macmillan: 231-313
- Wagenhofer, A. [2001b] IAS-Konzernabschlüsse für börsennotierte Unternehmen ab 2005, *Steuer und Wirtschaft International*, 2001: 180-184
- Wala, Th. [1998] *Die Zukunft des Maßgeblichkeitsprinzips gemäß § 5 Abs. 1 öEStG vor dem Hintergrund einer internationalen Harmonisierung der Rechnungslegung*, Linde
- Walter, R. [1963] Die Lehre von der Gesetzestechnik, *Österreichische Juristen-Zeitung*, 18. Jahrgang, Heft 4: 85-90
- Walter, R. [1972] *Österreichisches Bundesverfassungsrecht*, Manz
- Walter, R. [1986] Probleme der Legistik, in: Öhlinger, Th. (hrsg.), *Recht und Sprache*, Manz: 185-191
- Walter, R. [2005] Soft Law aus rechtstheoretischer und verfassungsrechtlicher Sicht, in: Lang, M., J. Schuch und Cl. Staringer (hrsg.), *Soft Law in der Praxis*, Linde: 21-28
- Walter, R. und H. Mayer [2000] *Bundesverfassungsrecht*, 9. Aufl., Manz

論説 (弥永)

- Weilinger, A. [1988] *Leasing in der Bilanz*, Orac
- Weilinger, A. [1997] *Die Aufstellung und Feststellung des Jahresabschlusses*, Manz
- Weilinger, A. [2001] Rechnungslegungsrecht quo vadis?, in: Bernat, E., E. Böhler und A. Weilinger (hrsg.), *Festschrift Heinz Krejci zum 60. Geburtstag: Zum Recht der Wirtschaft*, Verlag Österreich: 361-388
- Wielinger, G. K. [1977] Ungereimtes im UOG-Eine legistische Analyse, *Juristische Blätter*, 99. Jahrgang: 361-368
- Winkler, G. [1956] *Der Bescheid*, Manz

(やなが・まさお 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻教授)

## 筑波ロー・ジャーナル 12号

2012年10月発行

発行者 筑波大学大学院 筑波大学法科大学院  
ビジネス科学研究科企業法学専攻 〒112-0012 東京都文京区大塚 3-29-1  
〒112-0012 東京都文京区大塚 3-29-1 TEL/FAX 03-3942-6897  
TEL 03-3942-5433  
FAX 03-3942-5434

教授	池田 雅則	教授	植草 宏一
	江口 隆裕		大石 和彦
	大野 雅人		大塚 章男
	大野 正道		上山 泰
	潮海 久雄		北 秀昭
	平嶋 竜太		下井 康史
	本田 光宏		徳本 穰
	弥永 真生		藤村 和夫
	山田 務		森田 憲石
准教授	大淵 真喜子	准教授	姫野 博昭
	川田 琢之		
	木村 真生子		
	小林 和子		
	藤澤 尚江		

編集者 筑波ロー・ジャーナル編集委員会  
制作 株式会社TKC  
印刷所 倉敷印刷株式会社

# TSUKUBA LAW JOURNAL

No.12 October 2012

## materials

Translation: European Commission, "Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on a Common Consolidated Corporate Tax Base (CCCTB)" (11 March 2011).....**Masato Ohno** 1

## Articles

Insider Trading Laws in Canada (1).....**Makiko Kimura** 95  
Legal Status of Accounting Standards in Commercial Legislation(18)  
-Switzerland(2)/Austria.....**Masao Yanaga** 113

ISSN:1881-8730

---

Edited by Tsukuba Law Journal Editorial Board  
University of Tsukuba, Tokyo, Japan